

日野町議会第7回定例会会議録

令和6年12月13日(第3日)

開会 9時00分

散会 18時11分

1. 出席議員(14名)

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫	総務課主席参事	岡本昭彦
生涯学習課主席参事	岡井健司		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
--------	------	---------	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- | | | |
|------|--------|-----|
| 1 番 | 錦戸 | 由佳君 |
| 8 番 | 山本 | 秀喜君 |
| 10 番 | 加藤 | 和幸君 |
| 4 番 | 松田 | 洋子君 |
| 12 番 | 中西 | 佳子君 |
| 5 番 | 柚木記久雄君 | |
| 7 番 | 野矢 | 貴之君 |
| 11 番 | 後藤 | 勇樹君 |

会議の概要

－開会 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

その前に、高橋議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 皆さん、おはようございます。

昨日の私の一般質問での発言の中で一部誤りがありましたので、この場をお借りして訂正をさせていただきます。

昨日の質問の2問目で、通学歩道の除雪対策の準備は万全かという質問の中で、一部訂正があります。

最初に、自転車は車道を通らなければならないというふうに、東近江警察署への問合せで言いました。その後、後半のほうで、自転車の走行は安全面を考えると歩道を通ったほうがよいという意味の発言をいたしました。しかし、これは間違いでありました。

歩道の道路標識の下に自転車通行可という標識がある場合は歩道を自転車が通ってもいいわけなんですけども、この自転車通行可という標識がない以上は自転車は歩道を通ってはいけませんので、私が安全面を考えると歩道を通ったほうがよいと言ったのは間違いでございましたので、発言を訂正させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。大変失礼いたしました。

議長（杉浦和人君） 昨日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

1番 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 皆様、おはようございます。錦戸由佳でございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問を行います。

私からは大きく2つ、子育て支援施策の実施状況と今後についてから3点、町内各字における美化奉仕作業のあり方についてから3点、順次質問いたします。

それでは、1つ目、子育て支援施策の実施状況と今後について。

第2期日野町子ども・子育て支援事業計画は令和6年度をもって完了する見通し

となっています。基本理念である「子育ての輪が広がり、子育てに夢と希望がもてるまち」の下、様々な施策を実施していただき、子育ての当事者である私も感謝申し上げます。

しかしながら、計画では令和6年での就学前人口推計が920人であるのに対し、実際には857人と大きく下回る結果となっています。少子高齢化が全国各地で進み、日野町も例外ではありません。子育て支援はまちの維持継続、発展のためには欠かすことのできない施策の1つだと思いますが、日野町が子育てしたいと思えるまちとなるために、現状の結果、今後の展望について幾つかご質問させていただきます。

1点目、病児保育の実施可否について。計画では令和6年度にスタートの予定でしたが、様々な事情から遅れが生じております。以前、柚木議員からの質問にもありましたが、再度私からもお伺いいたします。日野町において最大の課題となっているものは何ですか。また、その課題をクリアすべく、医療機関や他の市町や県・国などへの働きかけはありますでしょうか。

2点目、産後ケアの利用状況について。現在、宿泊を伴う産後ケアについては、年間5人程度の利用しかないと伺っております。この実績を町はどのように見えますでしょうか。対象者だけではなく、町全体への周知方法や利用条件、補助など、また、利用者の声を聞いた後のフィードバックはできていますでしょうか。

3点目、各種サポート事業について。産前産後の両親を対象とした様々なサポート事業がありますが、コロナ禍を境に実施方法や内容変更を余儀なくされたものも多くあります。例えば、離乳食教室などでは以前では実際に調理し試食をしていました。しかしながら、現在ではDVDの視聴などにとどまっており、結局、市販のものや出産予定の産科等が実施するサポート事業に頼っている保護者も多いのが実情です。また、平日に実施されるものが多く、出産直前まで働かなくてはならない方や父親の参加が困難な家庭も多々あります。今後の各種サポート事業の実施方法や開催時期などを見直す予定はありますでしょうか。

以上3点について、よろしくお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 1番、錦戸由佳君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。よろしくお伺いいたします。

子育て支援施策の実施状況と今後について、ご質問を頂きました。

1点目の病児保育につきましては、6月議会において柚木議員からもご質問を頂き、答弁をさせていただいたとおりで、町の課題といたしましては、病院や保育所等に設置する専用施設の確保および看護師等の専門職の確保がございまして、病児保育のニーズや意義は十分に理解をしております、これまでから病児保育を実施するため、医療機関等と調整をしております。また、近隣市町間においても、病児保育の現状

等や実施について協議を行っております。今後は広域連携による事業実施等への検討について、県にも働きかけを行ってまいります。

2点目の、産後ケアの利用状況については、妊娠届出時の最初の面談の際に制度や事業、支援体制などの説明などを行い、以降、サロンの参加時や新生児訪問、乳幼児健診などの機会を通じ、全ての妊産婦へのご案内をしているところです。

ご案内をしている中では実家のご両親と相談されるという方が多く、夫が育児休暇を取得される方もあり、利用実績としては、令和5年度で短期入所および通所がそれぞれ延べ5人と7人となっているところであります。利用されない理由までは伺っておりませんが、短期入所、通所のどちらも専門の医療機関等ではあるものの、ご自宅以外であるということも理由の1つではないかと考えられます。

なお、事業を委託している医療機関や助産所からは、指導内容や利用時の状況、所見、引継ぎ事項を記載した結果報告書を提出いただくとともに、必要な場合は電話で医療機関等と情報共有を図っております。また、利用者に対しては、乳幼児健診やすすく広場、電話などで様子をお伺いしているところです。

利用者の目的は、休息や授乳の困りが中心であることから、利用者からは「ゆっくりできた」や、乳児に対し「やりたいことができた」などの声をお聞きするとともに、施設側からは「すっきりした笑顔が見られた」などの報告を受けております。

3点目の、妊産婦やその世帯を対象とした各種サポート事業についてですが、利用者のニーズやお声をお聞きしながら、妊娠・出産、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

なお、離乳食教室については令和6年度、感染症対策を実施しながら調理の一部を体験いただき、令和7年度からは今年度の実施状況を踏まえ、コロナ禍以前と同様の調理実習の実施を検討しているところでございます。また、ご自宅で調理をしながらや時間のあるときに確認をいただけるよう、離乳食の作り方をユーチューブ配信しております。パートナーやお母さん、ご家族を対象とした子育て体験教室においては、土曜日に開催をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） それでは、ご答弁いただきました点について再質問をさせていただきます。

1点目の病児保育について、質問させていただきます。実施について協議され、県に働きかけを行うということですが、今後どのようにされるのか、教えてください。

今現在、日野町幼児教育保育施設再編整備計画が出されておりますが、そちらのほうでもグラフによって、女性の就業が全国・県と比べて日野町の就業率がとても高いと示されています。今後そのような状態になったときには病児保育が必ず必要

になってくると私はと思いますが、町のほうはどのようにお考えでしょうか。

2点目の、産後ケアの利用状況についてお伺いいたします。全ての妊産婦に利用されていない理由はなぜ伺わないのか、お伺いいたします。厚生労働省による報告書を見ていますと、利用しない理由として、必要性を感じない、手続が面倒だった、費用が高いというような意見が出されています。日野町ではどのような意見が出されているのか、なぜ把握しないのかを教えてくださいたいです。利用者の声があるのであればそれをなぜ情報として公開しないのか、理由を教えてくださいたいです。

3点目の各種サポート事業についてお伺いいたします。離乳食教室についてですが、ユーチューブを滋賀県日野町というチャンネルで配信していただいています。これをどのように周知されているのか教えてくださいたいです。

そちらのユーチューブを見ていますと、再生数が前期の離乳食教室についての動画配信では50再生数、中期のもので同じぐらいの50から60再生数がされています。後期になりますとそれが格段に上がりまして300回以上、もしくは7,000回を上回るものもあります。こちらを見ていますと、やはり前期だけの離乳食教室だけでは足りていないのかなと分かることだと思います。後期の離乳食教室を開催される予定などはありますでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） おはようございます。ただいま錦戸議員のほうから再質問を頂きました。私のほうからは1点目の病児保育のことについてお答えさせていただきます。

県への働きかけの方法はどのようにするかということでご質問いただきました。今現在、滋賀県内、病児保育を実施されている箇所が26か所ございます。これ最新の情報です。その中で、実は広域連携という形で実施されている市町、近隣市町同士の広域連携という形で2地区の形で実施がされているところもございます。

そういった形で、滋賀県のほうからも当町とか、まだ病児保育が実施されていない町におきましては、そういった広域連携でのやり方とか手法について、実際のところどうするかということでの聞き取り調査等もございます。

もちろん他府県では、そういった県やらが主導になりまして、そういった県が間に入った中で広域連携での病児保育の手法という形も実際取っておられるということもございますので、そういった形で県と近隣市町との病児保育の合同実施という形を一緒に、常時連絡を取りながら行っていきたいというふうに考えております。

それと、今度は再編整備計画の中での位置づけというところでもございまして、こちらのほうにも病児保育についての設置、対応ということを載せさせていただきますし、第3期の、今、策定中でありまして子ども・子育て支援事業計画のほうにも引き続き、病児保育の実施ということで掲載というか計画を載せさせていただきたいと

いうふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 続きまして、2点目の産後ケア事業の関係についてお答えさせていただきます。

利用されない理由をなぜ伺わないのかということでございました。これにつきましては、利用していただくご案内を確かにしておるところでございますが、なぜ利用しないのかということをご案内するときまでお聞きするというようなことになりますと、利用しない理由をあえて聞かなければならないということになりますので、ちょっとそこまでは現実的にご案内の中ではしていないというところが現実でございます。

また、費用につきましても、一定、近隣の市町の状況を見ながら費用設定はさせていただいておりますし、産後ケア事業の、計7回使えるんですが、そのうち5回までは国の補助もありますので、一応そのご案内もしているところでございます。

また、お声につきましてなぜ公開しないのかということでございますが、これにつきましては、返ってくる結果報告書やとかお電話でお聞きすることを次の方へお伝えするための参考とはしておりますけれども、なかなかそのことをオープンにするということまではさせていただいていないというところでございます。

続きまして、3点目の、各種サポート事業の中での離乳食教室、ユーチューブ配信の中での視聴回数等の中でご質問を頂きました。後期に係る閲覧が多いということでございます。今後、コロナ禍でストップしておりました離乳食教室も再開をしたいなということで、課内では検討しておるところでございます。

参加のほうにつきましても、全てが昔のコロナ禍の前のようなサポートができていたわけではないので、一部戻ってきている参加もありますが、まだ全てが戻ってきていないところもありますので、行政のほうでそこら辺をお母さんほうに知っていただけるような。

また、後期にニーズが高いということでございます。なかなかちょっと後期だけの離乳食教室というのは今のところは考えていないところでございますが、ユーチューブ配信も含めて、離乳食教室の在り方についてももう一度課内の中で検討してみたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 1点目と2点目についてはよく分かりました。ありがとうございます。

3点目の各種サポートの離乳食教室についてですが、やはり後期になるにつれて、前期、中期にはスムーズに離乳食が進んでいたお母さんたちが、急に後期になると子どもが食べなくなったりとか味つけに困るお母さんがたくさんいる声を聞いて

いますので、ぜひ後期については、今後もしできるのであれば、離乳食教室などもちょっと調理の実習であったりとか、調味料等の使用量の調節が難しいというお母さんが多いので、そちらのほうをぜひ何かサポートできるような施策をちょっと考えていただけたらと思うんですが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） おっしゃっていただきましたように、子どもさんが急に食べなくなられたという声は、確かにお母さんすごい心配をされるというのは伺っております。そこは離乳食教室全体の中で、後期というか、要するに急に食べなくなったとか、そういう味つけのことについてはお母さんすごい心配されますし、使う食材や物についてもやっぱりすごい考えておられるお母さんばかりですので、その辺も踏まえて離乳食教室の中でどこに重点を置いたらいいのかとかいうのも踏まえて、もう一遍、全体を踏まえて考えてみたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 答弁いただきました点についてはよく理解しましたので、これで1点目の質問のほうを終わらせていただきます。

次、2点目の質問に移らせていただきます。町内各字における美化奉仕作業の在り方について。

日野町内各自治会では、年間平均3回の美化奉仕作業、いわゆる草刈りを住民の手によって実施されています。私の住む豊田地区を例に挙げますと、5月、7月、10月の年3回実施されていますが、毎年のように骨折などのけがを伴う事故が発生しております。

用水路わきやのり面など危険な箇所が数多くありますが、町による整備が追いつかず、致し方なく住民の手で除草しています。また、高齢化によって参加人数が減っていることもあり、地区住民への負担は年々大きくなっています。

地区との懇談会では毎回議題に上がっている項目でもあり、今後、自治会運営にも影響があるものと捉え、町としての考え方を教えていただきたいと思います。

1点目、1度きりの対応にならないか。日野川堤防沿いの町道に木がはみ出し、車両通行に支障が出ています。こちらは先日、町でご対応いただいたと聞きました。今後も必要に応じて町が伐採、処分など対応を行っていくとの認識でお間違いないでしょうか。

2点目、危険箇所への対応。先ほど申し上げました危険箇所への対応の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。町内多くの自治会から要望が出ているものと推測されます。予算面や人的問題もあり、なかなか進まないとは思いますが、住民の不安の声は絶えません。今後の計画などを示していただくことができれば不安解消の1つになるかと思えます。今後の土地整備計画等はございますでしょうか。

3点目、適切な維持管理。河川堤防や町道などでの除草作業は危険を伴うほか、マンパワーも必要となり、年々住民の負担が大きくなります。そこで、管理者である町や県などが維持管理することは困難でしょうか。もしくは、補助金を見直し、各地区における対応に柔軟性を持たせるなど、負担軽減対策は講じていますでしょうか。

以上の点、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいま、町内の各字における美化奉仕作業についてご質問を頂きました。

1点目の、日野川堤防沿いの町道の支障木等の伐採につきましては、今年度も桜の枝が通行の支障となることが確認されたことから、影響する範囲を伐採いたしました。今後も通行に支障となることが確認された場合は対処させていただきます。

2点目の、危険箇所への対応については、例に頂いた豊田地区では行政懇談会においてのり面の対策を要望いただいております、必要な対応を来年度に向け計画をしているところです。町としましての危険箇所への整備計画はないところですが、まずは集落内の危険な箇所を地域で整理いただき、担当課に相談をいただければと考えております。

3点目の適切な維持管理については、町において以前より、地域の除草は地域でお取り組みいただいておりますが、近年、高齢化や参加人数の減少により、取組がどこの自治会においても課題となっております。県や町が維持管理の全てを行うことは難しいところですが、今年度においては、県が日野川の河川内の木や竹林の伐採を行うことや、町では河川愛護活動における除草の取組について、人力の除草から大型機械を利用した除草を提案することで、地域の負担が軽減される対策を行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） それでは、ご答弁いただきました点について、再度質問させていただきます。

行政懇談会等についての要望については各種それぞれ対応していただき、大変ありがたく思っております。前向きな検討をしていただいているということで、字としても自治会としても大変喜んでおります。

しかし、重機などを使いながらの除草作業を進めていくということですが、重機を使えない者もたくさんおまして、大半が女性、高齢者が草刈りのほうをすることに今後なっていくと思いますが、そちらのほうは対応のほうはどのように対応していただけるのか、教えていただきたいです。

もう1点、重機を操縦できる方が今後できなくなった場合、どのように、今後こ

のようなことが起こった場合、除草作業を進めていけばいいのか、どのようにしていけばいいのか教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 皆さん、おはようございます。錦戸議員から再質問を頂きました。集落内の除草に対します今後の対応というところでございます。

女性や高齢者の対応というところでございます。なかなか女性の方が草刈り機を持って草刈りするというのは難しいところかと思えます。まずは、除草していただいている面積を、機械でできるところは機械を使ってしていただくということで全体の面積を減らすというようなことを対策してもらえばというところで、機械が使えるところの利用ということで大型機械等の機械利用を今お願いしているところでございまして、私が1つ考えたところで、女性の方もまずは草刈り機の使い方を知っていただくことは必要かと思えますので、そういうようなこと、集落の中で機械の使い方を教える場をつくるということも1つ必要なことではないかと考えるところでございます。

2点目の、集落の中で重機に乗られる方がおられなくなったときの対応というところでご質問を頂きました。そちらにつきましては、河川愛護の委託につきましても、業者さんに委託するという形も利用いただけるような形になっていますので、機械に乗られる方がおられなくなったところについては業者さんへ委託するような形で検討をお願いできればというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 女性、高齢者については今後対応が必要になってくることだと思いますので、住民一緒に考えてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に伴い、分割で2点、一般質問をしていきます。

まず、1点目は、令和5年度の決算と次年度に向けた財政方針についてです。

令和5年度の町の決算は9月議会定例会で提案され、10月に実施されました決算特別委員会で審議をしてまいりました。決算を昨年度と比較で項目別にまとめてみました。私の作っている参考資料を見て下さい。

その①でございます。まず、ここで注目すべきことは、総額について歳入が変わっていないことに比べ、歳出のほうが増えているということです。上から、一般会計歳入総額は前年度と同額、その下、一般会計歳出総額のところを見ていただければそのことが分かると思います。

資料の①を見ていただいて、歳入のほうで代表的な上位7項目を記載しております。町税はほぼ変わらず、地方交付税が増え、国庫支出金が減っていることが分かります。また、繰越金が9億2,500万円と、前年度から見ても1億7,000万円も増えているということもこの資料で分かります。

その下、歳出のほうの上位7項目は、人件費、それから扶助費、補助費等が大幅に増えていることが分かります。後でも言いますけれども、この人件費、扶助費が高止まりし、今後も増えることが想定されていることを、まず皆さんで共有したいと思います。

文章のほうに戻ります。加えて、歳入から歳出を差し引いた収支から次年度への繰越事業に充てる財源を差し引いた実質収支は6億2,432万円。今度は添付資料の②を見て下さい。単位が100万円になっていますので、そのことと、正式な数値は、四捨五入していますので、ちょっと注意をしてみてくださいと思います。令和5年度の実質収支の数字が624となっていくところが6億2,400万円のことなんです。そのように見ていただければありがたいと思います。

実質収支は見てのとおり、歳入歳出差引額6億5,100万円から次年度に繰り越す財源2,700万円を差し引いた金額が実質収支額になります。その実質収支額から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は赤字の1億9,741万円になりました。資料では赤字の三角の197、これが1億9,700万円、四捨五入してこのような数字になります。単年度収支はこの1年で黒字、今回の場合、赤字をどれだけ増やしたのか、また、赤字を減らしたのか、そういうことを見ていくものでございます。

特に注目しなければならない指標が実質単年度収支です。黒字にするための基金、貯金の取崩し分は差し引いて、基金への積立て分や借金を早めに返したりする繰上償還額を加える、つまり、単年度の現金の実質的な過不足額を見るもので、財政の健全さが判断できるものです。

今回、令和5年度決算でこの実質単年度収支も赤字の1億9,732万円になりました。表でいうと一番右のところ、赤字の三角197、1億9,700万円のところでございます。過去を見てみても、単年度収支、実質単年度収支の赤字があることが、この表を見て分かります。この数字のことは後でも述べていきますから、このような現象が起こっていることをまず認識していただきたいと思っています。このところの赤字が続くと、財政の硬直化がより進んで、財政が危機的な状況になっていくことを示すこととなり、注視していかなければならない、そのように考えております。

今回、歳出が3億円増えていることが、義務的経費の人件費、扶助費の高止まりに関係。今度、資料③を見て下さい。グラフでしていますので、よく分かります。昨年の令和5年12月定例会においても、この表を使わせてもらって説明をさ

せていただいております。青の折れ線のところが義務的経費に当たるところです。このことが、先ほど言いました、実質単年度収支の赤字が密接に影響を与えているなら、財政状況が健全な今から財政規律を堅持していかなければならない、その辺のことを考え、心配しているところです。

もう一度、参考資料の③を見ていただきたいと思います。平成29年度から令和5年度までの決算の数値を記載しています。単位は、同じく100万円になりますので、注意して見て下さい。義務的経費は人件費や児童手当や障害者・高齢者支援などの費用の扶助費、町の借入金の返済費用の公債費がこれに当たります。その下の一般行政経費は、光熱水費、それから消耗品費、施設の管理などの費用、公共施設の維持管理にかかる費用、消防やごみ処理など広域行政の負担金、そして、国民健康保険や介護保険などの特別会計への繰出金が該当します。

その下の投資的経費が道路や公共施設の整備など社会資本整備の費用が該当していくことになります。グラフを見ていただいて、青線の義務的経費が年度ごとに上がり続けていることが分かり、このことは主に会計年度任用職員制度の導入や人事院勧告による給与等の改定、また、扶助費の増加によって大幅にアップしていて、高止まりしていることが分かります。

オレンジの点線は一般行政経費で、令和2年度には新型コロナウイルス感染症関連で一時的に増加であったものの、今にとってはコロナ前までには戻っておらず、ここに来て補助費等が上昇してきており、若干上向きであることが分かります。一方、一番下の赤の点線が投資的経費で、ここ近年、大きな投資がないことがこのグラフでも分かってくると思います。このような状況であることも認識していただきたいと思います。

続いて、同じ人口規模の愛荘町さんがどのような決算結果になったのかを調べました。日野町との比較をしてみました。添付資料の④を見て下さい。今度は単位が1,000円になっていますので、注意して見てほしいと思います。

表を見ながら文章のほうに戻ります。決算総額では同じ規模でありながら、歳入では、企業立地が多い日野町の町税は多く、自主財源となり喜ばしい反面、歳出のところで5億円もの人件費が多くのかかっていることは、素直に喜んでは得られない、そのような思いになりました。両町の人口動態や立地条件、それからまちづくりの在り方、方向性など様々な相違点があって比べることは好ましくありませんが、参考に見てもらうこととしたいと思います。

そして、これから進めようとする新こども園の建設や再編整備、老朽化が進む必佐小学校の大規模改修など公共施設の長寿命化に伴う投資案件は、もう先送りできない状況となってきています。義務的経費の増大、実質単年度収支の赤字、そして未来への投資。これから財政規律を保ちながら英知を絞り、乗り越えなければな

らない大きなハードルだと考えています。堀江町政の2期目、ここ数年の施策で町の将来が決まってくる、過言ではないと思っています。

令和5年度決算とこれからの財政運営について、以下のとおり伺います。

1つ目。令和5年度一般会計等の財政状況から、実質単年度収支が赤字になった。資料2に掲載しております。この赤字をどのように捉えているのか。

2つ目。決算分析指数で経常収支比率、これは財政構造の弾力性を示すもの、があり、この数値が94.2パーセントに上昇し、うち人件費率も31.7パーセントに上がってきました。資料2に掲載しております。この現象をどのように捉えているのか。

3つ目。同じく一般会計等の財政状況から、有形固定資産減価償却率、これは有形固定資産のうち土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却の割合のことを示しております。この比率が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示し、施設などの老朽化が進んでいると判断できる、が76.1ポイントに上昇してきています。資料④に掲載しております。この状況をどのように捉えているのか。

4つ目。新たに公務員の給与改定が行われる見込みですが、財政に与える影響はどの程度及ぼすと捉えているのか。

5点目。人事院勧告による公務員の給与改定経費は交付税に算定されるものなのか。

6点目。人件費に関して、過去においては徹底した行政改革が行われ、扶助費の増大分が吸収されてきたと思っています。公共施設が多い町の特性、これは私は町の強みだと思っています、があり、今の時代の働き方改革、人材確保などで、これからの人件費削減は困難な状況と見ているが、どう考えているのか。

7点目。事業の精査やDX導入による経費節減など、コスト削減の取組が行われてきたのか。

8点目。令和10年に新こども園の建設が控えています。大型投資案件であり、財政に与える影響はどの程度及ぶと見ているのか。

9点目。これらの状況を鑑み、堀江町政が考える財政規律、財政方針を伺います。

以上の質問です。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜議員の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） 令和5年度の決算と次年度に向けた財政方針についてご質問を頂きました。

1点目の実質単年度収支については、令和5年度決算では実質単年度収支が約マイナス2億円となりましたが、これは令和4年度決算の実質収支が約8億2,000万円と大きかったことが1つの要因でありまして、令和5年度では特定目的基金への積み増しを行うなど実質収支の縮減を図り、適正な規模に近づけることができたも

のと理解をしております。実質収支が適正規模を維持できるよう、財政執行に留意をしております。

2点目の経常収支比率については、経常収支比率の上昇は経常一般財源の増加に比べ義務的経費の増加が大きいことが要因でありまして、扶助費や人件費の増加も大きな要因の1つでございます。経常収支比率の上昇は財政の硬直化を招くものであり、今後も人件費や扶助費は増加が予想されることから、動向を注視しながら財政運営を行う必要があると考えております。

3点目の、有形固定資産減価償却率の上昇については、建物や工作物等公共施設等の老朽化が進んでいることを示しております。利用状況や今後の見通しなど、必要性を踏まえ、公共施設等総合管理計画による計画的な長寿命化や施設保有の適正化を進めていく必要がございます。

4点目の、給与改定の影響については、当町でも人事院勧告に伴う給与法の改正に準じて町職員の給与改定を予定しております。改定額は試算しているところですが、財政には相当な額として影響するものと予想しております。

5点目の、人事院勧告による公務員の給与改定経費については、令和6年度改定分に関しては、国の令和6年度補正予算（第1号）において地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部を措置するために地方交付税が増額交付されることとされています。

6点目の、人件費の削減については、日野町においても過去には人員抑制や給与削減を行ったことがありましたが、以前と比べて業務量が増加しており、人員抑制等による人件費の削減は難しいと考えています。人件費については、適正な定員管理に併せて、人件費の長期推計をしながらの財政運営が必要と考えております。

7点目の、コスト削減の取組については、これまでから事務事業の精査や事務経費の抑制を指示してきたところです。令和7年度当初予算編成にあたっては、事務事業の内容確認を行ったほか、予算要求段階で廃止・縮小も含めた事務事業の見直しを指示しております。

8点目の、新こども園の財政への影響については、新こども園の建設については相当大きな費用が見込まれます。建設時には地方債の活用による負担の平準化と単年度に係る財政負担の軽減を図りたいと考えていますが、以降の公債費が増すことで将来の財政への影響も心配しております。

最後、9点目の財政規律財政方針につきましては、歳入にあっては町税や負担金等の収納率の向上、また、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るとともに、起債には有利な地方債を活用するなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければならないと考えており、一方、歳出にあっても、目的を達成した事業や成果が限定的な事務事業の見直しやさらなる創意工夫により経常経費の縮減

に努めなければならず、また、今後、公共施設等の更新時期を迎えることから、公共施設等総合管理計画に基づき負担の平準化を図りながら、長寿命化に対応してまいります。

財政基盤の強化にあつては、企業誘致やふるさと納税の活用などを積極的に行い、将来にわたる財源確保に取組も進めてまいります。単年度の収支に注視しつつも、中長期的な視点に立った財政運営に努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の、実質単年度収支の赤字に関しましてですが、令和4年度の決算の実質収支が約8億2,000万円と大きかったことが要因していること、私も承知をしております。

もう一度、参考資料の②を見ていただきたいです。実質収支が令和3年度から7億、8億と一気に上がっていることが分かります。令和3年が714で7億1,400万、令和4年度が8億2,400万、それから令和5年度が6億2,400万。このように、その以前は2億5,000万から4億5,000万、そのような推移をしてきていることが分かると思います。一気にこういうふうに増えた要因が何であろうかと、何が要因と考えているのですか、その点、確認したいと思います。

それと、先ほどの回答で少し疑問が残っております。実質単年度収支が約マイナス2億円になったことが適正な規模に近づけることができたかのような発言をされ、赤字になったことを想定していたかのように私のほうは今の答弁で受け取りましたが、その点はいかがでしょうか。

また、実質収支が適正規模を維持できるように業務遂行を留意していくと。この適正規模とはどれくらいの金額を想定されているものなのか、その点をお聞きしたいと思います。

もう1つ、令和5年度決算で実質単年度収支が赤字の約2億円でありましたが、既に今年度も、今、12月を迎えております。令和6年度の実質単年度収支の見込額は想定できるものなのでしょうか。令和5年度決算での実質収支は先ほども言いましたように6億2,400万ありましたので、この金額も大きいと見ており、歳出の義務的経費の上昇も言われていることから令和6年度の赤字の可能性も高くなっていると思います。

さらに付け加えれば、決算で分かってきたことなんですが、決算審査で、今年度についても、今の財政調整基金を繰入れしているにもかかわらず、通常ですと大体12月ぐらいに戻ってきています。全額戻ってきていますけども、令和6年度については財政調整基金のほうも戻せてきてないと。要は取り崩したままの状態であるということから、非常にちょっと心配をしています。この点どのようにお考えされて

いるか、お聞きしたいと思います。まず、それが1点目です。

2点目の、経常収支比率の上昇。私はこの指標に危機感を持っております。参考資料の、今と同じ②をまた見て下さい。ちょうど真ん中のところに令和5年度のところ、94.2パーセント、それから、うち人件費で31.7パーセントとなっているところ。下のところを見ていただくと、先ほども述べていますように、経常収支比率は財政構造の弾力性を見る指標やと。経常経費充当一般財源割る経常一般財源掛ける100という計算式でしております。

今も言いましたように、この数字が高いと、先ほど言われました財政の硬直化が進んでおり、弾力性が見られなくなる。ということは、自由に使えるお金、未来への投資がなくなっているということが分かると思います。もっと分かりやすく言いますと、100万円のうち94万2,000円が使い道が決まっていて、たった5万8,000円しか自由に使えるお金がないということなんです。使い道が決まっている、イコール硬直化がより進んでいるということが私が言っていることです。

令和4年度の決算が90.8パーセントでしたが、令和5年度決算においては3.4パーセント増加の94.2パーセントになっています。過去には、令和2年度を見ていただいたら93.3と。うち人件費分も32パーセント。これはコロナのこともあってかなというふうには推測していますが、今後、令和6年度がどういうふうにここが推移していくかということもきっちり見ていかなければならないと思っています。

先ほどの町長答弁では、人件費、扶助費の増大、今後も続くと想定されることから動向を注意していくと言われましたが、執行側の方が注意して見ていくだけでいいのかと、そのように思いました。もっときっちりした財政コントロールをしていかないといけないのではと思った次第です。この点の見解を伺います。

3点目。有形固定資産減価償却率の上昇については、参考資料の④で愛荘町さんも調べてみました。公表されている決算データからなので令和3年度しか分かりませんが、この時点で愛荘町さんは64.2パーセント、日野町では73.4パーセントで約10パーセントの差がありました。70パーセントを超えると、公共施設、道路も含む公共施設なんです、深刻ですよと。ちょっとやばいですよと。これは昨年の勉強会に同僚議員といった際に講師の先生から言われたことがあり、これも大変心配しております。

先ほど、公共施設等総合管理計画により計画的な長寿命化や施設保有の適正化を進めていく必要があると言われましたが、計画的な長寿命化とはどのようなスケジュール感を持って対応していくことになるのか、見解を教えてくださいと思います。

また、今回、幼児教育保育再編整備計画案が示され、令和10年度に新こども園の建設が予定されており、幼保施設が大きく変わろうとしています。幼保施設の施設改善がなされていくと、この有形固定資産減価償却率は大きく変わるようになるの

か、教えていただきたいと思います。

4点目。給与改定の影響は大きいですが、私もやむを得ないと見えています。先ほどの答弁で、財政には相当な額として影響していくと言われました。この相当な額、相当な額というのと相当な額という、この2通り、表現で取れるので、どちらかなとちょっと心配したわけなんですけど、相当な額とはどの程度のものなのか、教えていただきたいと思います。

それから、5点目。人事院勧告による給与改定経費の交付税算定について、先ほど、経費の一部を措置するための地方交付税が増額されると言われました。経費の一部とはどの程度でしょうか、教えていただきたいと思います。

6点目。人件費削減は困難、適正な人員管理等、人件費の長期推計をしていくだけ。扶助費や補助費等の増大もしていくと言われているのに、本当に日野町の財政、大丈夫なのですよと聞きたいです。このまま大きなアクションも取らずに実質単年度収支の赤字が続く。最悪のことは想定されないと見ていいのですよね。確認したいです。

7点目。コスト削減、業務改革の取組は数字に表れてきているものなのでしょうか。令和7年度の予算編成にあたって事務事業の内容確認とありましたが、どのような方法で実施されているのか、成果は出そうなのか、教えていただきたいと思います。

また、予算編成時に、大きくかかる費用が増えるのか、増える事業はないのか、お聞きしたいと思います。例えば近江鉄道の負担金とかが大きく何か増えそうな気がしておりますので、そういうことも事前にちゃんと加味してほしいなという思いでございます。

8点目。新こども園の財政負担について、将来の財政の影響も心配していると言われていますが、執行側が心配しているなら、やはりその心配を少しでも排除していくことを考えないと、いつまでも心配ばかりしていかなければならないと思っています。おおよそ想定される額は算定されているのか。想定される補助金の内容、規模はどのくらいなのか。地方債の活用、公債費の影響はどれぐらいで、その額を少しでも和らげるためのアクションを取っていく。これが強固な財政運営に近づけると思うのですが、この点を伺いたいと思います。

最後、9点目。財政規律、財政方針について、歳入の確保を行い、歳出の削減、見直しと創意工夫で本当に乗り越えられるのですか。やりくりで何とかなる、ではないですよね。町長答弁で言われました財政基盤の強化で、企業誘致のこと、ふるさと納税の活用などを言われ、日野は今、民間で着工されようとしている鳥居平・松尾工業団地も将来的に税収増が期待できるでしょう。そのためにも、今の財政状況をしっかりと認識して、きっちりとした財政運営を遂行していくことが大事

ではないでしょうか。

それと、気になるのが町にとっての悪化の指標です。例えば、先ほどから言っています経常収支比率の上昇やとか有形固定資産減価償却費の上昇などは、あまり表には出ませんよね。この点の町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上、ちょっと長々としゃべりましたが、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 山本議員から再質問を頂きました。順次答えさせていただきます。順次答えさせていただきます。

まず、1点目の中で、さらに3つぐらいを頂いております。

まず、実質収支の要因でございます。実質収支が増加している要因につきましては幾つかの要因が考えられますが、傾向としては、各年度において収入の見込みをしておりましたが、それよりも収入の確保が全般的にできておりました。それぞれの状況がございますけれども、それから算定される実質収支の規模が大きくなったものと傾向を見ているところでございます。

続きまして、適正規模とはということでご質問を頂きました。こちらにつきましては、赤字になったことが適正というわけではございません。実質単年度収支のいわゆるマイナスプラス分でございます。こちらにつきましては、財政運営の状況を判断する貴重な、貴重というか重要な数値になりますが、併せて基準財政規模に対する実質収支の割合でもあります実質収支比率も財政運営の状況を判断する重要なポイントと考えております。

実質収支比率につきましては通常3パーセントから5パーセントが望ましいとされておりますが、日野町は総じて高い傾向がございます。このことにつきましては、決算に係る監査委員さんの意見書にも意見を頂いているところです。計算して望ましいとされている率になるよう実質収支を適正規模であるというふうに判断をさせていただいておりますので、この数値に近づけるように努力をさせていただいたというものでございます。

令和6年度におきましても財政運営では実質収支が適正規模になるように、引き続き財政運営に努めさせていただいているところでございます。

続きまして、令和6年度の赤字の可能性はどうかということでございます。令和6年度につきましてはまだ現在執行中でございます。まだ数か月ございますので今後の見通しというのはなかなか難しいところもございますけれども、ただ、先ほどご指摘がございましたように、財政調整基金のほうも取り崩してこの12月にも繰戻しができなかったという状況もございます。また、今後の人件費等の支出も見込まれる中で、令和5年度と同じような財政運営をするとすると、やはり赤字の可能性は否定できないのかなと、このように考えております。

続きまして、2問目の中でご質問いただきました、動向を注視しなければならないというふうな町長の答弁の中で、どのような注視をするのかということでございます。こちらにつきましては、人件費の部分でございますけれども、町の財政状況を勘案する中で、やはり定数の管理というのはとても大切なところで、将来への退職の人数でありますとか、逆に採用に係る、また、その規模が適正なのか、こういったことも含めました職員の定数管理、また、年齢構成や将来の推計も予測する必要がある、そういったことを動向を注視したいと、こういうものでございます。

また、扶助費であります社会保障経費によりまして、該当者でありますとか社会情勢の動向とかそういったことも把握していく必要がございますので、そういった人件費、また、扶助費に係る部分を、動向をしっかりと、町として財政運営をしていくにあたって注視をしていこうというものでございます。義務的経費でございますので、なかなか削減することが難しいということがございます。そこら辺はやっぱり動向をしっかりと注視していかなければならないと、このように認識しているところでございます。

続きまして、有形固定資産の減価償却率についてご質問いただきまして、計画的な長寿命化とはということでご質問いただいております。こちらにつきましては、日野町の公共施設等総合管理計画の中で、施設を長寿命化もしくは施設保有量の適正化を図っていこうと、こういうものでございます。現在、町内にはたくさんの施設もございます。単に施設の経年だけではなくて、併せて使用状況でありますとか本来目的、こういったものを含めまして、長寿命化、また施設の適正化を図っていこうと、町としてはこのように考えているところでございます。

また、今回の幼児教育保育施設再編整備計画の案の中で施設の整備が計画されております。ここで有形固定資産減価償却率はどうなるのだというふうなご質問を頂きました。有形固定資産につきましては、インフラ資産を含む全ての有形固定資産でございます。ざっと試算しますと、日野町では約300億円弱ぐらいの分になるのかなと思います。そこから今回の施設整備を算出しても、改善に至るのは僅かの数パーセント程度になるかなということを見込んでいるところでございます。

続きまして、4点目で頂いております、相当な額というのとはどのようなものか、いわゆる給与改定で相当な額というふうな町長の答弁させていただいたその内容でございます。職員の給与改定の額につきましては現在積算をさせていただいているところで、積み上げをしているところですが、概算でございますけれども、正規職員のみを積算しますと約やっぱり6,000万程度になります。これにさらに300人近くいる会計年度任用職員の給与改定を加えることになるので、金額的には、相当というのとはかなり大きいという意味で、額の予測をしているところです。

こちらのほうにつきましても、人件費は義務的経費ですので、財政運営に少な

らず影響してくるのかなと、このようなことを考えております。

続きまして、5番目で頂いております、交付税で賄えるものなのかということでございます。こちらにつきましては、国の補正予算（第1号）によって普通交付税の追加交付がされることになると見込んでおります。こちらのほうには、日野町には約1億3,000万強ぐらいの交付税が追加交付されるのではないかなと試算しております。このうち、令和6年度に限って給与改定費として追加交付されるのは、そのうち約、その中で5,500万であろうというふうに試算しております。

先ほど申し上げました給与改定による正規職員および会計年度任用職員の職員給与の上昇分には到底足りませんので、この足りない分については一般財源を充てることになろうかなと、このように考えております。

続きまして、6点目でございます。財政状況について、人件費の削減は難しい中、扶助費、そういったものも、経費も、行政経費も増える中でどうするのやと、このようなご質問を頂きました。人件費について切り込むというのはかなり難しいところかなと思いますけども、ただ、財政全体を見て判断した場合に、現在、事務事業の見直しから経費の削減には努めておりますが、ただ、それでも財政運営が非常に困難な状況が生まれてくる、また、生まれてくる見込みが生じてくる場合につきましては、幾つかある選択肢の中の1つとして、そういった部分の削減の検討も否定はできないのかなと、このように考えております。

続きまして、7点目でございます。コスト削減の取組のご質問を頂きました。コスト削減につきましてはこれまでも行っているところですが、特に、各課におきましても事業の精査や事務改善等を行ってございまして、これでもってすごく大きな効果があつて削減ができたというものはなかなか少ないのでございますけども、小さな取組を繰り返しながら積み上げていって削減につなげているといった状況がございます。

令和7年度の新規事業も幾つかございます。例を挙げますと、例えば来年度、令和7年度ですと10月に国スポが開催されるということで、そういった経費はどうしても生じてくるのかなと、このように思っております。また、喫緊の課題であります子育てでありますとか自治会の関係につきましても事業として取り組んでいく必要がございます。予算編成において十分、事業の精査は行ってまいりますが、必要な経費につきましては必要な経費としてしっかりつけていくことになろうかなと思っております。適正な査定を行ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、新こども園への財政負担でございます。こちらにつきましては、新こども園の設計につきましてはまだでございますので、具体的な整備費の算出というのとはしておりません。参考に、規模や条件の違いはございますけども、近隣市町で数年前に整備されましたこども園の整備費がおおむね8億円と、このように聞いて

ております。

この財源につきましては、公共施設等適正管理推進事業債という起債がございますので、こちらの活用を想定をしているところでございますが、併せてほかの補助金もないかということで研究もさせていただきたいと思っております。こういったことから負担の軽減に努めてまいりたいと、このように思っております。今後、以降の年度につきましては公債費が大きくなるのかなと、このようなことも予測をしております。

9点目でご質問いただきました、創意工夫で乗り切れるのかということで、ご心配を頂いております。また、歳入の確保、財源の確保ということでは企業誘致ふるさと納税の活用にご期待を頂いております。

財源確保につきましては、町内に工業団地の計画もございます。近い将来には企業の進出によります安定した税収が期待もできるところでございます。また、雇用の確保も期待ができるのかなと、このように思います。

また、ふるさと納税にあつては、現在、中間事業者の見直しということも検討しているところです。新たな事業展開もしていただけることも期待しながら、増収も願っているところでございます。収入を確保して、安定的な財政を目指していきたいというふうに考えております。

あと、町にとって指標がいろいろあるけども、あまり表には出ていないかということでございます。こちらにつきましては、町の財政運営をしっかりと内部で、正しく適正に、しかも安定的に運営させるための数値として、その部分をしっかりと今後の行政運営に生かしていこうということで取組をさせていただいているところでございますので、あまりその数字をぼんぼんぼんぼんということは出していないんですけども、財政運営の中でしっかりとその数値を把握し、判断しながら努めてまいりたいと思うことと併せて、公表しなければならない数値につきましてはしっかりと公表させていただいて、住民さんの判断、また、ご理解も頂きたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 丁寧に回答いただきまして、ありがとうございます。

再々質問は3点ほどさせていただきます。

まず、1つ目の実質単年度収支の赤字に関して、今年度も赤字が否定できないということを言われました。私の表に実質収支比率の記載がちょっとできていませんでしたので、次からはその実質収支比率も加えていきたいと思っております。

だから、赤字は否定できないと。いうことは、5年、6年の決算もその可能性があるよということですので、そういう状態であることの認識で、どこまでそれを和らげるか、それをしていかないためのアクションをしているのか、どういう思いを持たれているのか、再度その点をお聞かせ願いたいと思っております。先ほど赤字が否定

できないと、いうことを心配して再質問させていただきます。

それと、3点目の有形固定資産の減価償却、幼児教育保育施設再編整備計画では数パーセントやと。確かに、インフラ資産が300億もあればそのように感じるわけで、逆にいうと、そもそもの75パーセントという数字がとてつもない、ちょっとぐらゐの改善では到底これ下がっていかへんなど。

要はインフラ資産と公共施設、ちょっとやそつとでよい方向に向かいそうにもないなど、そんな思いをしたわけなので、このところも、そういう認識を持たれたと思うので、私もぐっとこんな認識を持ったので、まずはその認識。これ、とてつもないが、数字を少なく持つていくことは至難の業やなど、そんな思いをしたんですが、その点の見解をお願いしたいと思います。

最後に、こういう状態であることを町長がどのような思いに立たれているのかなということを質問させていただきたいと思います。

11月15日発行のある地方紙を見ていましたら、今の日野町は財政的なゆとりがあるのでということが記載されていました。今の答弁を聞いていますと、本当でしょうかね、これ、この地方紙の書いておられることが。

先ほどもちょっとありましたけども、広報ひの令和5年度の決算を見ても、この表からも健全であると記載され、大きな投資もしなかったら公債費も増えないし、将来への負担も要らないわけです。本当にこれで日野町の未来が描けるものなのでしょうか。

これから町長肝煎りの幼児教育保育施設再編整備計画も大きな予算をかけて建設されていく予定です。少子化対策こども未来戦略会議も立ち上げられており、その後の教育施設の大規模改修工事も控えていると思っています。そのためにもこれから、強固な財政基盤としっかりとした財政運営が求められると思っています。最後に、この点の町長のお考えをお聞かせ願います。

以上3点、お願いします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 3点の再々質問を頂きましたので、私からは2点をお答えさせていただきますと思います。

実質単年度収支が赤字になるというふうな予測をしておりますということを、予測を否定しないということを、先ほど答弁させていただきました。確かに今、状況を見ていると、特に財政調整基金を戻せないという状況もございますので、かなり赤字も否定できないということでございます。今後、和らげるため、また、アクションなんかをどうするんやということでございますが、これをというふうなことはございませんけども、ただ、適正な財政運営にもう一度しっかりと目を向けながら運営に努めてまいりたいと、このようなことを申し上げたいと思います。

それと、有形固定資産の減価償却率の件でございます。そもそも75パーセント近いということで、僅かな施設整備では改善しないのではないかと、こういうことでございます。こちらにつきましては、インフラ施設、インフラの関係も全てカウント、積算されますので、当然ながら、日野町は町の面積がかなりございます。そういった中に隔々までインフラの関係がございまして、そういった関係もございまして高いという実情が表れてくるのかなと思います。

こちらにつきましては、なかなか数値を上げるということは難しゅうございますけれども、適正な修繕でありますとか適正な長寿命化を図りながら、有形固定資産のほうを整備といいますか安定的に運営といいますか、使っていくのかなと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 山本議員には本当に大事なテーマを、資料等も参考に懇切丁寧に分析をいただき、また、大変貴重なご意見等も頂いたことに感謝を申し上げるところでございます。

大枠は山本議員と認識の違いはほぼございません。町の財政につきまして、大変厳しい状況でございます。確かに、見た目上は過去のものには余裕があるかのように見えますけれども、そんなことは一切ございませんということはお伝えをしたいなと。よく見せようとも一切思っておりませんし、つまびらかに今の状況は皆様に知っていただきたいと思っております。

そういった中で、私の思いの前に、固定資産につきまして、町が広い、公共施設もたくさんあるということでございます。確かに割合多うございますけれども、法定に決められたやはり減価償却の年度に基づいて償却をしているわけでございますので、それで果たして、仮に100パーセントになってそれが使えないかという、そういうわけではございませんので、しっかりそれは適切に管理をしながら長寿命化することによって、実質的には使っていただけるいうふうにはインフラを整備していきたいと思っております。

あと、全体的な話でございますけれども、この財政状況というのは当町だけではなくもちろんございまして、あらゆる自治体において直面している課題でございます。もっといいますと、官民間問わず、今、直面している課題でございます。ご存じのとおり、あらゆる物価が上昇し、隠れたコスト増に、あらゆる企業、会社全て直面、個人事業主を含めて直面しております。そして、今、人件費を上げないと、賃金を上げないと採用ができないという状況は官民間問わず全て一緒でございます。

大きな大企業でありましたら、それをふんだんにある貯金、いわゆる、でカバーできたりとか、場合によっては価格に転嫁をすることによってそれをカバーしておりますけれども、ご存じのとおり、民間企業の中には中小企業さん、または個人事

業主さんの中にはそれを価格転嫁できないというところもございます。その状況と日野町という、いわゆるこの小中規模の自治体は非常に似ているのではないかなと思います。

我々が価格転嫁を自由にできることはできません。それは税を上げるということでございますので。いろんなものが上がっておりますけれども、それは国の方針で上がってきているわけでございますけれども、そういったこともできません。

じゃ、どうすればいいかという、中小企業の皆さんと一緒に、コストカットをする、そして、人員等に、人件費についても適正な状態が何なのかということに、それに対応をしていくということ。そして、今ある貯金で何とか今の状況をしのぐという状況でございます。

これまで、バブルが崩壊して実質的に賃金どんどん、実質は下がっているんですけども、ほぼ変わってこなかったこの20年から30年でございます。それが今、急上昇しているという、まさに大きな社会の変化、まさに今その真ただ中におります。恐らくこの状況に耐え切れない事業者さん、また、自治体も出てくる可能性があります。ありがたいことに、今、当町は貯金が、ふんだんにはないですけども、なくはない状況であります。それが耐えしのげる間にこの社会に適用するということがまさに求められております。

それには、サービスの水準がどうであるか、公共施設がどうであるか、そして人員の働き方、我々の働き方も、何でもかんでもではなくて、やはり本当にまさに必要なことに注力をしながらサービスを提供するということになりますし、また、AIであるとかDXであるとか、そういったこともしっかりとやりながらやっていく必要があると。その上で、職員が働きやすい、そして、適正な賃金の下で働けるという環境をつくっていくということでございますので、非常にもう、この二、三十年なかった、今、課題を我々に課されているものと、そのように思っております。

これをやったから全て解決ということにはなりませんけれども、これは皆さん、議会の皆様とも知恵を絞りながら、我々も努力をさせていただいて、何とか乗り越えていきたいなと思っているところでございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今、町長から、財政状況についての危機感が共有できた、これは執行部の皆さんとも共有できました。また、今回の私の一般質問で、ご覧になられている町民の方もおられると思いますが、このような状況のことを共有できたかなと思っています。この一般質問がそういう役目もしておりますので、私はこの財政のことも一般質問に入れさせていただきました。

今、町長が言われましたように、町の将来のための、今の時代に何とかして乗り

越えようという意気込みも伺いましたので、希望の持てる、住みよいまちにと思い描けるように十分対応していただきたい、我々も一緒に頑張っていきたいと、そのようなことを思っております。

これで私の質問、1問目のほうは終わりにしたいと思います。

2つ目に行きます。令和7年3月、町村合併70周年に向けた取組についてに入ります。

令和7年3月は1町6村が合併した昭和30年3月16日から数えて70周年を迎える記念すべき年になります。私たちの住む日野町は平成の合併に頼らないまちづくりを目指し、令和2年からコロナ禍も乗り越え、今日の日野町があると思っています。今は第6次総合計画の中間時点に差しかかり、「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」の実現に向け、誰もが取り残されない持続可能なまちづくりに、それぞれの立場で協力し合いながら進めているところでございます。

私たちの住む日野町は、何よりも豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統文化を生かし、そしてスポーツの振興も進んでおり、そして、何よりもよいところは、人と人との温かいつながりがあって、自分たちの地域のこと、将来のことを考え、自分たちの暮らしをよくしていこうとする自治の風土が根強くあると思っています。

そこで、70周年を迎えるにあたり、イベントのみで終わらせることなく、継続的な事業へと発展させること、継続的な情報発信の取組を行うこと、継続的に機運が高められることなど、精力的に行えればと考えています。

次年度は文化財保存活用地域計画や環境基本計画も進み、国民スポーツ大会も開催され、農業分野においても新たな取組が行われることと伺っております。この町村合併70周年のちょうどよい節目を生かし、日野町の輝かしい未来を築くために、関係する各課から70周年に向けた施策を伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは町村合併70周年に向けた取組についてご質問を頂きました。

町村合併70周年を記念し、令和7年3月9日に記念式典を挙げる予定でございます。式典では、町政の発展に多大なご貢献をいただきました方々に対し、これまでのご功績への感謝の意を表するため功労者表彰を行うとともに、日野町の未来をイメージしたステージの発表などにより、住民の皆さんと輝かしい未来のイメージを共有してまいりたいと考えております。

次に、70周年の節目における取組としましては、日野町文化財保存活用地域計画の認定を記念したフォーラムを令和7年2月に予定しているほか、令和7年度には環境や農業などに関する取組を行ってまいりたいと考えています。

また、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025を、令和7年10月4日および5日に大谷公園野球場において軟式野球競技を開催する予定でございます。

この記念すべき年を契機として、日野町の輝かしい未来に向かって、住民の皆様とともに、時代の変化に対応しつつ、先人が築いてこられた日野町をより発展させるため、文化財の保存・活用や文化・スポーツ振興をはじめ、各種の施策に取り組んでまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今の答弁をお聞きしまして、来年2月から令和7年度にかけて、楽しくなる話題がめじろ押しであるなど、まず、うれしくなりました。日野町的全町民の皆様がこの町村合併70周年を共に分かち合っていていただき、一緒になって取り組んで盛り上げていきたいなど、そのような印象を持ったことをまずお伝えしたいなと思っています。そんな思いの中での再質問です。

年が明けて3月9日には記念式典を挙行されるということでありました。住民の多くの皆さんがまだあまり70周年ということをご存じありませんので、この機会にもう少し具体的に概要が分かるなら教えていただきたいと思います。また、70周年であることを広く周知していく方法などもどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

次に、70周年の節目における取組では日野町の文化財保存活用地域計画の認定の話が出てきましたので、もう取得のほうは終わられたのでしょうか。そのようなことの進捗をお伺いしたいと思います。

この計画案のパブリックコメントの際に計画を見させていただきましたけども、日野町の伝統文化が素晴らしいものであること、また、大きく発信されることになると思います。本当に喜ばしいことだと思っています。このフォーラムについても、具体的な概要など、分かるならお伺いしたいと思います。

また、環境や農業などに対する取組も進めていただけるということでも言われました。これは私の好きな分野でございますので、また、私も一緒に取り組んでいきたい分野でございますので、環境について、農業について、どのようなことをしていこうとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、来年の秋には、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025、軟式野球大会の本大会が開催されます。今年の秋にはリハーサル大会を開催されて、機運が高まってきていると思っています。この件は総務常任委員会でもお聞きさせてもらいますが、リハーサル大会から得られたものは何なのか、本大会に向けた新たな課題は見いだせてきたのかを、ポイントだけで結構ですので、お伺いしたいと思います。

以上、再質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 私のほうから、3月9日に挙行を予定しています式典の関係で答弁をさせていただきたいと思います。

まず、広く住民さんとの70周年を祝いたいなというところで、まず、周知でございませうけども、年明けの広報1月号に掲載を予定しておりまして、広く周知をさせていただければと思います。また、関係する方々にもまた個別でご案内をさせていただき予定をしております。

具体的内容でございますが、今のところ確定していますのが、やはり今まで先の方が築いてこられた70周年のこの節目、今までの歩みを改めて私たちが確認しつつ、この先につながっていくようなことをイメージできる映像を映したいなということが1点と、やはり日野町といえば少年少女合唱団の方と切っても離せないことだと思いますので、またその方々が未来に向かっていろんなことにつながるような形でステージで発表をいただけないかなというふうに思っております。

そのほかにも幾つか、今、関係者と調整をしている段階ですので、またそういった意味でいろんな団体の方が関わって、未来に向けたステージというものをイメージできるものを企画していく予定をしております。そのほかにも、姉妹都市でありますブラジルから招請をさせていただきまして、そこで一緒にお祝いをしていただく予定をしております。

こういった意味で、広く住民の方に呼びかけをさせていただきまして、ぜひ式典を成功させたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま山本議員より、文化財保存活用地域計画の進捗状況についてということでご質問いただいたと思います。また、国スポのリハ大会を終えて、本大会に向けての反省点と課題等があったらということでご質問いただいたかなと思います。

まず、1点目の文化財保存活用地域計画につきましては、関係各所の皆さんのご協力を得まして、本申請に向けて準備を進めてまいりました。県・国のご指導を受けながら本申請に間に合うように整えて、それを現在、国のほうに申請しているところでございます。うまくいけば本年中に結果が出てくるものと思っております。それに向けて何とか整えてまいりまして、フォーラムに向けて、皆さんとともにそれを喜び合いたいなというふうに感じておるところでございます。

続きまして、国スポの野球競技のリハーサル大会を終えての課題などですが、これについては、雨で1日順延したことで雨を経験できた、これは不運なことでもあったんですけども、我々にとってはすごく教訓になったというふうに思っています。これがリハ大会でよかったなというふうに思ったりなんかするんですけども、これが本大会となるとかなり大変なことになってまいります。実をいいますと、お成り、

行幸啓というのもございまして、それに係る警備体制をどうするかというのは1つ大きな課題になってきます。

今度はまた、選手をお迎えするほうなんですけども、リハ大会では選手の方々が宿を取って、車の手配をしてこちらに来られるということではございましたが、本大会になりますと、選手の方々の宿、それから交通に関しまして全てこちらが準備して整えるという、そういうような体制でございます。今まで滋賀県の選手、日野町の選手も国体に出られたときにはそのような形で向こうでお世話になっていきますので、我々も今回はお迎えしようと、そういう立場でございますので、よろしくお願い致します。

また、設備に関しましても、日野町はお鉢型の野球場ではございません。審判団、それから本部役員の方々がそちらに控えながら、野球の試合を観戦してジャッジを行うわけなんですけども、そういうことに関しても設備がないので、それに関する設備を整えていかなければならないというふうに思っておりますので、その辺の設備が大変かなというふうに思っております。

また、70周年ということもございまして、スポーツ天国のほうも同時開催、共催としてやっていきたいなというふうに思っておりますので、スポーツ振興も含めて盛り上げていきたいなというふうに思っておりますのでございます。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（大西敏幸君） 環境の令和7年度の事業についてのお尋ねでございます。

現在、環境基本計画を策定している最中でして、策定委員会の皆さんと現在その計画の内容について議論をさせていただいているところでございます。令和7年度を取組としまして、まだ具体にお示しする内容までにまだ至ってございませんが、現在計画策定中の環境基本計画の中では、大きく脱炭素に向けた取組、また、自然共生の取組、また、循環社会に対する暮らしづくりという取組という大きな3つの部分のことを協議している中でございますので、こういったそれぞれの中でどういう取組を7年度にお示しをしていくかということについて現在検討しているところでございます。

また、環境基本計画、なんとか今年度中に計画のほうを策定できればというスピード感で進めておりますので、その基本計画ができたというところでの取組も7年度にお示しができればと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 山本議員から、町村合併70周年記念に際しまして、農業の分野での取組についてお尋ねをいただきました。

町村合併の70周年を迎えるにあたり、65周年からの5年間、農業の分野でも少な

からず変化があったものというふうに考えております。例えば有機農業の関係やオーガニックに関してでございますが、以前、堀江町長も住民の方からの声もあることから、時代の流れの1つにオーガニックがあると申し上げた経過もございます。第6次の総合計画の中でも環境に配慮した農業の促進というものが挙げられておりますし、令和3年2月には県内産の米粉を使ったチョコレートケーキが学校給食で提供される、また、令和5年10月からは有機米の学校給食が町内の1つの小学校で開始、本年10月からは町内の全ての小学校と幼稚園で有機米の給食の試験的な提供が始まったというようなことでございます。

オーガニックの農業に関しましては、国が示すみどり戦略や化学性肥料の高騰、また、さらにその高止まりの状況があることから、農家所得の向上の手段の1つとしても有効ではないかというふうに考えております。農業者だけでなく事業者や地域内外の住民の方の参画、有機農業の生産から消費までを一貫して取り組むモデル的な地域として、合併の70周年の記念としてではないんですが、合併の70周年のタイミングに合えば記念になるかなというふうには考えておりますが、近い将来、オーガニックビレッジ宣言のようなものができればというふうにも考えております。

また、町の宝の1つでございます伝統野菜の日野菜でございますが、令和元年12月に大津の龍谷大学で全国の在来かぶらサミットが開催され、そのときには日野町も共催というような立場で関わりをさせていただきました。在来カブの魅力の発信と未来への伝承を趣旨に開催をされたものですが、滋賀県には当町の日野菜をはじめ、近江かぶらなど10種類以上ものカブが栽培されていることが確認されております。山形県や長野県と並び三大かぶら王国とも言われていることから、令和4年10月に近江日野産日野菜として国のG I登録をいただいた今、次の5年後、10年後にもその変わらぬ価値を伝え、多くの方の食卓で愛し続けられるよう、日野菜の知名度向上と栽培の促進につながるような機会を設けられればというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 大変、今の回答いただきました、うれしい話題が山積みになったかなと思います。農業の分野でも有機農業の取組が進められて、この10月から全小学校、幼稚園にも有機米の学校給食が提供されていると。今、農林課長からオーガニックビレッジ宣言もできればよいなというふうなお言葉も頂戴いたしまして、また、滋賀のかぶら王国ですか、それに特産品の日野菜も入ってくるよというふうな非常にうれしい話題もありますので、ますます盛り上げていきたいなと思う次第でございます。

もう再質問はいたしません。何遍も言いますけども、ほんまにうれしくなるような催しが始まることとなります。ますます日野町が魅力あるようにさま変わりする

など、そんな思いになりました。議会も精力的に活動してまいりたいと、そのような思いをしています。時代の変化は急ピッチで進んでいる中においても、やっぱり大事にしなければならないものは大事にして、今の時代に合った持続可能なまちづくりに大きく前進できればなど願っています。

これで私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時から再開いたします。

－休憩 10時46分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、通告書に従って、分割方式で2点質問をさせていただきます。

その前に、資料があるんですが、ちょっと資料が分かりにくいところやらあって、出典も書いていなかったりしていますので、その辺ちょっと明らかにしておきます。

6枚目からが私の配付資料になるわけですが、その1のところの資料、配付資料は、これは9月からの請願署名の署名用紙の裏にある資料です。だから、町の学校給食の無償化を実現する会が作った資料です。

それから、その次のページからの1ページ半ほどは、これは全国PTA連絡協議会のホームページから取ったものです。ホームページがカラーでしたので、ちょっと映りの悪いものになってしまっているんですが、こんだけ1ページ半ほどについてはPTA連協のホームページです。

それから、その3枚目の下のところは、これは滋賀民報11月24日号より転載をしたものです。

それから、その次のページ、4ページ目は、これは町の就学援助費支給規則で、これは町のホームページから取りました。次の5ページ目もそうです。

お断りをした上で、質問に入らせていただきたいと思います。

給食無償化についてです。

日野町学校給食の無償化を実現する会が9月21日、請願署名のスタート集会を開いて、日野町における給食無償化に向けての学習や署名運動を始めました。今、言いました配付資料の1枚目がそうです。これがその署名用紙の裏です。

そして、去る2日、今日2日ですが、代表らが請願書と町民から集められた請願署名2,842人分を議長に提出し、私たち日本共産党の議員団も紹介議員として出席をしました。ほかにもこの議員団の中からも協力をしていただいた議員さんもいらっしゃいます。

請願行動では議長から、学校給食無償化は時代の流れである、多くの議員の方々
が理解をしているのではないかとの発言もございまして、大変手応えを感じました。

給食費無償化につきましては、昨年9月議会および同じく昨年12月議会で松田議
員が質問を行いました。そして、それらの回答および今回の請願趣旨を基にしてお
伺いをいたします。

学校給食法、これ2008年6月に大きな改正があったものですが、この学校給食法
第2条では学校給食の目標として7項目を掲げ、これが配付資料の2ページ目のと
ころにあります「学校給食の目標」というところです。これが学校給食法第2条の
7項目です。その最初に「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」、
これがまず学校給食の目標として1番目に挙げられております。

子どもが置かれている昨今の状況は、保護者の経済的な事情や子どもの多忙、子
どもの多忙というのも変な言い方ですけど、今、学校や学童保育から塾や習い事
に直行する、そして、夕食もなかなか落ち着いて取れない、そんなような子どもの
食生活、こんなものがあるというふうに伺っております。そういう意味で、学校給
食がこの第1項を保障する唯一の場所である、機会であるというふうな子どもが少
なくないと、そのように言われています。

日野町の場合でもそうやって、学童保育などから直接習い事に行くという子は結
構たくさんいるというのが今の実情です。学校給食がこの第1項を保障する唯一の
機会、こんなことになっている子どもたちが少なくないと。これは経済面のみなら
ず心の面でも子どもの貧困ということが言われている状況の中で、そのセーフティ
ーネットとしての役割を学校給食が果たしている、こういうように言われています。
この状況は日野町でも決して人ごとではありません。

こうした基盤の上に文部科学省の言う食に関する指導、いわゆる食育、これ今の
配付資料の下のところに「食育の視点」という形で書いていますけれど、これが今
日クローズアップされています。食事の喜びや楽しさの理解、そして心身の健康、
食品の安全性などを自ら判断できる能力、感謝の心、食の社会性、食文化、そうい
ったものを学んでいく、そういう場として学校給食の必要性といったものが挙げら
れています。

それから、そのほかに最近注目されている役割に、地場産食材を積極的に活用す
ることによる農業振興といったことが挙げられています。この点はオーガニック米
など地元農産物を学校給食の食材として活用を進めている日野町の取組は、言わば
先進的でもあるわけです。

それから、日本共産党の吉良よし子参議院議員の国会質問で、学校給食法11条の
食材費保護者負担の問題、これが大きなネックだというふうに今までから言われて
いるわけですけど、学校給食法11条の食材費保護者負担というのは、これは自治

体の一部ないし全額負担を否定しないものだと、このような文科省の答弁、そのようなもので給食無償化の自治体が一気に増えたというふうに言われています。

それまではこの学校給食法の11条が、言わば、もうなかなか給食無償化ができないというふうに言われている1つの大きなネックだったんですけど、そういうような形で、これは2018年ですけど、そういうふうな文科省の答弁があったことによって、それで無償化自治体が一気に増えていったと、このように言われています。

事実、2017年に全国で76であった学校給食無償化の自治体は、昨年2023年は547自治体。これは先に挙げました全国PTA連絡協議会のホームページによる数字です。その547自治体というのは要件を求めないで小中学生全員を対象にするもの、これが全国の547自治体。6年間で言わば7倍になったと。無償化実施自治体は全国の30.5パーセントとなって、青森県は県内全ての小中学校が学校給食無償化になった。

そこへ、単年度のみ措置を予定している自治体であるとか要件付。要件付というのは、第2子からは無償にするとか第3子からは無償にするとかいうもの、あるいは、日野町のように米飯の部分だけは行政が出しますよというようなのも含めて、そういうふうなものを含めると全国で722自治体になっていると。

県下の状況はどうかというと、先ほどの資料の1枚目のところに入れましたように、小中ともに全額無償にしているのは豊郷、高島、それから甲良、竜王の4市町、そして、小学生のみが無料にしているのが長浜、そして、中学生のみの無料が湖南市と草津市、県下ではそういうふうな状態になっています。一部、だから、今申しましたように、日野町も含めて7自治体ということになります。

7の中には、第2子からは半額、第3子以降は無料という近江八幡市、あるいは、第3子以降は無料という大津市、多賀町、そういったところがあって、何らかの形で無償化に踏み出しているのが7自治体。完全無償化が4自治体で、何らかの形で進めているのが7自治体ということになります。

それから、昨年、皆さんも記憶しておられる方もあるかと思いますが、広島県の高校の寮で朝昼晩1日3回の食事を請け負っている調理業者が食材高騰のために倒産して、コンビニでおにぎりやとかパンを毎日調達すると。これ教職員がそういうようなことをやって、そして、その場をしのぐということをやったというんですか、それが2か月近く続いたというわけです。それがマスコミで大きく報道されたわけですけど、そのようなことがありました。昨今の食材高騰というような事態が続くと、民間業者が年度当初に請け負ったその定額で対応できないと。だから、国のほうでもそういう措置を今年度についても行ったりしているわけですけど、そういうような状況であると。

当然それは家計について言っても同じことで、家計が圧迫されされる中で給食費

無償化、こういうことも含めた義務教育無償化が今、現実味を帯びてくるんだと、そういう論調がありました。これは今年の春、NHKテレビの「クローズアップ現代」でコメンテーターがこのような言い方をしているわけです。こういった食材なんかの高騰の中で、給食費無償化も含めた義務教育の無償化、これは現実味を帯びてくる課題なんだと。そのような形で、言わばいろんなところで学校給食の無償化といったことが話題になってきている。

先ほども山本議員の中でもちょっと話が出てきましたけれど、11月15日付の新日野新聞、学校給食費の無料化は避けて通れない課題だというふうに「綿向風」というコラム欄で表現をしています。避けて通れない課題だと。だけど、自校方式は非効率的で、「効率的な経営を進めることによって実現可能だ」というふうな言い方をしています。

しかし、私たちはこの主張は、地産地消のおいしい給食、それから事故・防災対応、あるいは食育の観点など、日野町が長年の議論で積み重ねてきました自校方式のいいところ、利点をこの期に及んでないがしろにしようとするようなものであって、この論調には私たちは同調できません。

以上のようなことを前提において、以下の3点をお伺いします。

1つ目ですけれど、最高法規である日本国憲法には、義務教育は無償とするというふうに明記されております。学校給食無償化は言わばその第一歩と考えますが、日野町の基本的なスタンスを伺います。

2点目は、学校給食は食の教育として大切な役割を果たしており、町が住民の皆さんの要望に応じて自校直営方式を堅持し健闘していることを私たちは評価をし、そのよさを広めていくべきだというふうに思っています。町の自校直営方式に対する考えを確認をいたしたいと思えます。

3点目ですが、学校給食無償化は今、大きな流れになっています。国・県も積極的に進めざるを得ないような状況になっていると考えます。そういう意味で、国や県の支援を待つまでもなく、今ある財源のやりくりで一步前に進めることは可能だというふうに考えます。今後の町の方向性を伺います。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長（安田寛次君） 給食費の無償化につきまして、ご質問を3点頂きました。

1点目の、憲法に定める教育無償化から、給食費無償化に対する町の考え方につきましては、国は日本国憲法第26条において「義務教育はこれを無償とする」と定め、教育基本法第5条および学校教育法第6条においてもそれぞれ義務教育の無償化を定めていますが、これまで答弁してきましたとおり、学校給食費については学校給食法第11条において保護者の負担と定めていることから、給食費については保護者にご負担いただくことが基本だと考えています。

2点目の自校直営方式につきましては、学校給食は単に子どもたちへの食事の提供をするというものだけではなく、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効率的に進めるための重要な学びの場面として位置づけています。

学校給食の運営状況としましては、給食室の修繕や備品の更新などの経費も多額になっていることや給食調理員の人材確保や納入業者の確保の課題もあり厳しい状況にありますが、今後も給食調理に携わる職員の顔や米や野菜などの生産者さんの顔が子どもたちに見える、また、昼どきには給食の匂いがするなど、自校直営方式のよさを大切にしていきたいと思います。

3点目の、無償化に係る今後の方向性につきましては、これまでから町として米代の無償化や経済的に厳しい家庭への就学援助費の支給などに取り組んできたところですが、全国的な無償化の動きもあり、日野町においても財源の課題も含め研究をする必要があると考えています。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

学校給食法11条、これ経費の負担という項目ですけど、にはどう書いてあるかという、学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費ならびに、ちょっと省略して、部分的に略して言いますけれど、ならびに運営に要する経費は義務教育諸学校の設置者の負担とする。つまり、ここでいえば町、日野町ですね。とあって、その第2項に、前項に規定する経費以外の経費、括弧して以下、学校給食費というところがあるんですが、それもそこは省略して、は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると。これが、この条文が今まで給食費は保護者負担だというふうなことが定着してきた最大の根拠だというふうになっているわけです。

だけど、大本は憲法の「義務教育は無償」なんです。だから、共産党の国会議員が何度も国会質問や申入れをしてきました。それできっかけとなったのが先ほど申し上げた2018年の参議院議員吉良よし子さんの吉良質問なんです。そこでは、「食材費保護者負担は自治体の一部ないし全部負担も否定しない」と当時の文科省が答弁したことで、その翌年から急速に無償化が増えたというのが、先ほど申しました7倍になったという、そのいきさつなんです。

その後、2022年、だから2年前になりますか、2022年に、今は共産党の委員長になっている田村智子さんとか、先に申し上げた吉良さんなどが地方議員と一緒に文科省に申入れをして、この11条というのは地方自治体の判断で給食費を補助することを否定するものではないというように確認をしたわけです。文科省のほうもそういうふうな。このことを地方自治体に通知をなさというふうな求めたことにつ

いては、これは周知をされており、改めて通知する考えはないと、このように文科省のほうで述べたというふうに言われています。ですから、11条は無償化の禁止ではないはずですが、この点を改めてお伺いをいたします。

それから、2つ目ですけれど、2つ目は自校直営方式のよさを大切にしていきたいということで、そういうふうなお考えをおっしゃっていただきました。大変ありがとうございます。

それから、3つ目のところについては、今後の方向性。これは財源の課題も含めて研究をする必要があるとのご回答でした。財源の問題、先ほど山本議員が大変厳しい質問をされた後なので、これなかなか大変だなというのは私ももちろん十分考えているんですけれど、こうした取組というのはある程度先を読んでいくことが必要なんじゃないか。

例えば、日野町では、子どもや障がい児者の医療費の分野で大変先進的なよい取組を行ってきました。その方向性が間違っていなかったから、今、18歳以下の医療費は全県で無料化という方向になりましたね。そういう意味で、いい施策であれば、やっぱり国や県を待たなくてもやっていくということも必要なんじゃないか。学校給食の無償化は今や国政でも、自民党さんはじめほとんどの政党が無償化を選挙公約のときに挙げておられるわけです。

費用としては8,000万から1億近い経費が、これが1度きりでなしにランニングコストになるわけですから、それはそんなに簡単なことではないわけですが、国や県の動向をにらみながら、ある程度先行していく。そこで何とか持ちこたえるとか、あるいは部分的に進めていくとか、そういういろんなやり方はあると思うんです。

それが研究というふうにおっしゃるおっしゃったのかも分かりませんが、近隣自治体、滋賀県内でも既に何らかの形で4自治体が全額、それから、一部を含めるとそのほか7自治体、日野を除いたら6自治体ですか、などがそんなことをやっているわけですから、もうある意味では研究段階からもう実質的に足を踏み出す段階ではないかと、そのように考えます。再質問、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 加藤議員さんのほうから再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目でございます。学校給食法第11条の捉え方でございます。

確かに、学校給食費が無償になるということは、生活する保護者、子育て世帯にとっては大変、この物価高騰の中、明るい話になるかなというふうに私も認識しておりますし、これは誰しもがそのように思うことやと思います。

ただ、義務教育の無償化という点で、自治体の判断でというようなお話をされました。そうすると、義務教育の無償化というのが自治体間の判断で格差が出るとい

うような考え方に結びつくようなことになる、もしくは自治体が、例えばふるさと納税で収入が多い自治体とか恵まれた自治体と、そうでない自治体のその差を各自自治体に、教育の無償化というのは本来日本国の国が保障するもんやと思うんですけども、それを自治体の裁量のふうに求められるというような捉え方というところが若干いかなものかなという気がしております。

そういう意味でいいますと、日野町の場合は、今の場合まだ学校給食法第11条の場合の保護者負担ということについてはその段階で進めさせていただくというふうに認識しておりますし、無償化を否定するものではございませんので、ほかに財源がきちっと保障された場合でありますとか、もう少し研究していく中で工夫ができた場合には、これを自治体として判断していくということもやぶさかではないかなというふうに考えております。

それから、もう1点です。先を読んだ先行した取組ということの中でおっしゃっていただきました。

確かに、日野町については住民の皆さんの生活の視点に立ってこれまでいろんな施策をしてきたことが、実際にそれが町で独自でしていたことが県施策になったりとか広がっていった施策もございます。その中でですが、やはり先ほど山本議員のお話にもあったように、経常収支比率がどんどん膨らむ中で、先ほど100万円を例にして挙げられました。町の義務的経費を除いた、町の独自で賄えるお金というのがだんだん厳しくなってくる中で、多分そのお金になってくるのかなというふうに思います。

そういう意味では、やはり、先行して日野町はまず米代を無料にしておるということと、それから地場産活用をしっかりとすることと、県内ではほぼほぼ唯一です、自校直営方式でやっているというこの給食の、これまでのところをしっかりと堅持しつつ、安定的に今の給食をしていくということの中で、物価高騰で実は今回補正額も800万円食材費上げております。このことで、ついに食材費が1億行ってしまう。そういうところを給食費に転嫁することのないというスタンスの中で、今後も運用を進めていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 無償化を否定するものではないけれど財政的にいろんな課題はあると、おっしゃるとおりだろうというふうに思います。私たちとしても、今の良さを削ってまでというふうには考えておりません。ただ、今の状況の中ではやっぱりもう既に時代の趨勢だから、そういう意味では進めていってほしいと。そういう意味では研究からもうちょっと進んでいただきたいんですけど、これはもう要望という形で、多くの町民の請願署名の結果でもあるわけですし、そういう意味では、ぜひその請願にも応えていただくというふうな、そんなことが望まれると思います。

もうこれは要望ということにしておきます。

2点目に入ります。また若干お金の要ることを言いますけれど、2点目は、関連してくるかと思うんです、今の給食無償化と。就学援助制度の拡充についてということで質問をさせていただきます。

子どもの貧困が大きな話題になっています。日野町でも2023年の、これ10月の決算委員会に出された決算資料を基にして資料を作りました。決算資料によりますと、就学援助事業の申請者、これなかなか分かりにくいんですが、対象は要保護者および準要保護者で、申請制のために、もちろん様々な理由で対象者であっても申請されない方もあります。だから、そういう意味で申請をされた数という形になります。

これ配付資料の4ページ目、5ページ目。4ページ目が町の就学援助費支給規則、5ページ目がその申請書ですが、なかなかこれ読んでても難しいですね。それが実態だろうというふうに、多くの申請される方の実態だろうというふうに思います。様々な理由で申請されない、うちは困ってへんねやというふうな言い方でされない方もいらっしゃると思います。

申請された人数で申しますと、小学校で149人。これ決算資料です。町内の全児童は同じく決算資料で1,049人になっていますので、申請をされた方が1,049人中の149人、14.2パーセントです。それから、中学校でも81人、これは535人中の15.1パーセントとなっています。

給付金は、小学校で、これも総額が決算資料には出ていますので、総額が899万8,733円、中学校で744万8,992円。ですから、割り算をしました。小学生が平均6万394円余り、それから中学生が9万1,962円余りとなります。これらの金額は国の補助対象費目で別記の14品目、これは同じく資料の3ページの下の段、これが上に13並んであるのが、これが国が決めしている補助対象費目ということです。14品目ののに1つ足らんやないかということですが、もう1つはもう額が決まっている入学準備金、これは小学校で5万7,060円、中学校で6万3,000円という一律の額も決まったものです。

それと、そこにありますように、学用品費、通学用品費、校外活動費云々とずっとあって、それが先ほどの教育次長のご答弁にもありましたように、これ各自治体に任されているという、そういう状態なんです。元はこういうんじゃないんですけど。別記14品目相当として算出されたものと考えられると。

文部科学省の21年度調査によると、学校教育にかかる年間家庭負担額、これ文科省の調査です。公立小学校で平均約6.6万円、公立中学校で約13万2,000円が調査で算出されています。中学生の場合、制服やとか通学用の自転車購入などを勘案すると、その額13万2,000円ではとてもいかないというふうに考えられます。それでも、就学援助の対象となる世帯はまだしも、援助の境界より収入がほんの少しだけ多く

て給付対象とならない困窮世帯の場合は大変だと。今、国会では103万円の壁の問題がありますが、いろんな境界の部分というのはなかなか大変なことになるわけです。

就学援助の給付対象者については、先に述べましたように、日野町就学援助費支給規則、2016年3月、この第4条で要保護者と準要保護者とされています。先ほど挙げました資料の4ページ目のところ、その給付対象者という真ん中からちょっと下の段辺りになります。給付対象者は第4条で、(1)が要保護者、(2)は準要保護者とあります。要保護者は比較的分かりやすいんですけど、準要保護者というのはなかなか細かい説明が必要です。

準要保護者は、これは2005年の国の三位一体改革で国の補助がなくなったんです。それまではここもずっと国が面倒を見ていたんですけど、全額を市町村が負担することになった。そこで、準要保護者の定義は自治体においてまちまちで、だから、これは日野町の就学援助費支給規則なんです。それで、日野町の場合は、準要保護者の定義のイのところなんです。ちょっとややこしい、下のほうです。アは比較的分かりやすいんですけど、ア以外の者というのは大変複雑で、いろんな説明が書いています。

保護者の職業が不安定で、学級費、PTA費等の学校納付金の納付が滞っている者および云々とずっとあって、そして3行目、その世帯の前年の総収入、括弧の中は飛ばして、総収入が毎年度、文部科学省が示す特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる云々とあって、算出した生活扶助額、括弧の中を飛ばして、に1.2を乗じて得た額を年間額12か月分に換算した額以下の者であって云々というふうにあります。それが、非常にややこしい部分なんですけれど、それがその前のページ、3のところにある県内市町の就学援助所得基準と対象費目(表2)とあるその部分なんです。

これはだから、どういうことかということ、所得基準というのが大津市からずっと多賀町までずっと書いてあって、先に申しましたように、生活保護の所得基準に対して何倍までの所得がある方を援助の対象にするかというふうなことなんです。そういうことで、日野町の場合は1.2倍だと。滋賀県下では14市町が日野と同じく1.2倍の所得基準としていますが、甲賀市やとか米原市は1.5倍、愛荘町や多賀町は1.3倍としています。全国では1.3倍を採用している自治体が43.9パーセントと一番多くなっているわけです。

1.2倍と1.3倍はほんの少しの差のように感じられますが、この0.1の差が子どもの貧困を解消していく上で大きいと言われていています。1.5倍まで進めると、給食費無償化で大きな恩恵を受ける困窮世帯はほぼカバーされるというふうな、そんな試算もあります。じゃ、無償化はええのかといたら、そんなことは言いませんけど。

学校給食無償化とともに憲法の大きな理念である義務教育無償化へ接近させていく手だてとして、就学援助費の拡充を求めて、次の点を伺います。

1つ目です。就学援助事業の対象の1項目としての準要保護者の定義イの（ア）にある「1.2を乗じて得た額」の1.2を1.3にした場合、対象人数はどの程度増えますか。また、その場合の必要経費はどの程度増えると見込まれますか。

同様に、1.2を1.5にした場合、1.5倍までにした場合どうなりますか。

申請制度ですから、実際にどうなるかはもちろん不確定要素がありますが、仮に対象者全員が申請したと仮定をします。

大きい2つ目、義務教育無償化という、先ほども申しました憲法理念に基づく大義に向かって、日野町はどのようなアプローチをしようとしておられるのか、その点を伺います。

以上2点、よろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 就学援助制度について、2点ご質問を頂きました。

1点目の、就学援助制度の判定基準については、令和6年11月現在の就学援助制度の支給対象者数は小学生154人、中学生86人の合計240人です。このうち、ご質問のあった日野町就学援助費支給規則第4条第2号の準要保護者のイの（ア）「いわゆる保護者の職業が不安定で生活状態が極めて困窮していると認められる者」のうち生活保護基準に1.2の率を乗じた基準で支給している対象者は133人です。ほかに生活保護廃止世帯児童が2人、非課税世帯児童が2人、児童扶養手当受給者世帯児童が103人の内訳となります。

次に、1.2を乗じている基準を1.3または1.5にした場合の対象者数と支給額については、世帯状況によっても異なりますが、仮に世帯を父母と子ども2人の4人家族としますと、現在70人の対象者が、1.3で76人、1.5では90人となります。また、父母と子ども3人の5人家族としますと、現在24人の対象者が、1.3で33人、1.5で45人となります。これに係る支給額の合計は、学年によっても異なりますが、1人当たり7万円で計算しますと、1.3では105万円、1.5では287万円となります。

2点目の、義務教育無償への取組としては、子どもたちが夢や希望を持つことができる町を目指して、中学生への音楽用リコーダーや通学時のヘルメットの支給、部活動への補助のほかに、遠距離通学に際しての助成や修学旅行代の補助をさせていただきます。

併せて、これまでから生活状況が厳しい家庭の子どもたちへの支援としまして、学校現場と連携し、学校給食費に要する費用も含めた就学援助制度を実施してまいりました。

引き続き、子ども一人ひとりが安心できる育ちのため、制度の研究に努めてまい

りたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） あともうあまり、発言時間が迫っていますので、簡潔に申し上げます。ご答弁ありがとうございました。

1点目ですが、令和5年の決算資料で、先ほど私が見ましたもので230人であった就学援助支給対象者が、今年11月現在で、今、教育長がおっしゃったように240人と。つまり、去年に比べてもう既に10人増えているわけです。それだけ困窮している子どもが増えているという、そういう実態がうかがわれます。

現行の生活保護基準に1.2を乗じた基準で支給している対象者が133人というふうになります。対象者が133人。計算式がややこしいのですが、教育委員会の試算によると、それを1.3にすれば、約105万円増額することによって、恐らく6人から9人程度が増えると。それから1.5にすると、先ほどおっしゃった数で言うと287万円の増になると。これ計算をすると20人程度増えることになりますね。

そういう意味では、数は少ないといえ少いのかも分かりませんが、額そのものもそんなに高い額ではないので、しかもこれはそれぞれの自治体が裁量でもってやっていくというふうに言われている部分ですので、今も、現行もそうですけれど、各自治体によっていろいろ違います。

先ほども、表を見ていただいたら分かりますように、いろんなもの、文科省が言っている14項目の中で日野町の場合は7つになるわけですか、ですが、そのほかのものを支給をしている自治体もあるし、日野町がやっているものをやっていない、そういう自治体もあるわけですので、そこら辺は子どもの貧困の実態とかその辺を含めて、ちょっとでもできることがあれば、そういう貧困家庭の子どもを救うような施策がしていけるといいんじゃないかと。

日野町ずっと福祉とか子育てとかそういう点について努力をしてきた、そういうところだと思いますので、それをさらに進展させていただきたいと、そんなふうに思います。もう一応、要望ということにしておきますが、もし何かありましたら、お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 加藤議員さんのほうからご要望ということで、最後、ご意見を頂戴いたしました。

おっしゃるとおり、今回の試算はあくまでもパターンを決めただけですので、そのパターン以外の世帯もたくさんありますので、実際にはもっと多くなるかなというふうに思います。

ただ、おっしゃいましたように、実態を含めて少しでも救うという意味ではこれまでと同様ですが、日野町の場合はやはり教育委員会と学校の距離が近うございま

すので、校長、教頭なり先生方もそうなのですが、事務の先生方もそこら辺すごく積極的に保護者の方と関わって下さっていますので、そういう意味では、そこときちっと連絡を取りながら、子どもの変化であったり保護者の方の変化に気づいたときに、きちっと教育委員会に連絡していただいて、もしくは、教育委員会に1回相談行っといなというようなお声かけをいただく中で、急転されたご家庭とかももしかりとすくえるように努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 就学援助費の申請というのは、見ていただいたら皆さんもお分かりかと思いますが、大変ややこしいものです。だから、恐らく担任の先生やとかいろんなところからアドバイスをしていただかないと、恐らくなかなか本人、保護者が申請するというのはすぐにはできないんじゃないかなというふうに思っています。だから、今、正木次長がおっしゃったように、そういう意味で連携を取っていく必要があるんだろうというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時30分から再開いたします。

—休憩 1 1時52分—

—再開 1 3時30分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

4番、松田洋子君。

4番（松田洋子君） 4番、松田洋子です。発言通告書に沿って質問いたします。

まず、1つ目ですが、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）に関するパブリックコメントについて、先月に地元関係者や議会への十分な説明がない中で日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）のパブリックコメントが実施されました。この再編整備計画は日野町の幼児教育保育施設にとって大変大きな変更となる計画にもかかわらず、本来は十分な議論と住民合意が必要なものであり、町政執行への在り方が厳しく問われるものであると思います。

そこで、6つの点について質問いたします。

1つ目。日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は令和6年6月3日に議会に提出されました「日野町幼児教育保育環境整備計画案について」とどのように関係しているのですか。

2つ目。幼保施設の再編については、6月議会、9月議会で私が質問しました。また、行政懇談会でも質問が出され、事前に説明すると回答したにもかかわらず施設再編整備計画案を作成したことは、議会や地元軽視も甚だしいと考えています。行政手続上、大変問題があると考えます。また、こうしたやり方は改めるべきだと

思いますが、いかがお考えか、お聞かせ下さい。

3つ目。パブリックコメントは広く住民に意見を求めるために実施するものであります。パブコメの実施や施設再編整備計画案を町民にどのように周知したのですか。また、パブコメの提出期間は行政手続法では30日以上とされているが、2週間という短期間なのはなぜでしょうか。

4つ目。日野町子ども子育て支援事業計画は子ども子育て支援会議の審議を経て作成された法定計画であります。この子ども子育て支援事業計画を変更せずして、任意の計画である施設再編整備計画案を作成するのは行政手続上問題があると考えます。日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は日野町子ども子育て支援事業計画の見直しの議論と計画を先に行ってから対応すべきものと考えますが、どのように考えておられますか。

5つ目。9月議会の私の質問への回答で「パブリックコメントは考えていない」と言っておられたにもかかわらず、なぜパブコメを実施したのですか。また、施設再編整備計画案で鎌掛園舎が民間小規模保育園に移譲されて令和7年4月から開園されるが、もし反対意見などが出てきたらどのように対処されるのですか。

6つ目。幼稚園の廃園について、教育委員会ではどのような議論をしてきたのか。日野町教育振興基本計画との整合性はどうなっていますか。

議長（杉浦和人君） 4番、松田洋子君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）に関するパブリックコメントについてご質問を頂きました。

1点目から5点目については私から、6点目については教育長がお答えさせていただきます。

まず、1点目につきましては、6月3日に議会に提出をしました日野町幼児教育保育環境の整備計画は、その時点での概略の説明資料でございます。概略のイメージ図を基にしながら、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）を策定させていただきました。

2点目の日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）については、日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会の提言を基に策定をしております。懇話会においては各地域での開催を含め、幅広い方々にご参加をいただき、約2年間にわたり十分に議論をされた意見を積み上げていただきました。

また、今回、様々な方からご意見を頂けるようパブリックコメントを実施しておりますので、議会や地元を軽視したものではありません。

3点目については、今回のパブリックコメントは、現在、直接子育てに関わっておられる保護者を対象とし、町内の全ての幼稚園、保育所、認定こども園で実施のお知らせをしております。また、「日野め〜る」においても実施のお知らせをして

おりますので、各字の区長様宛てに紙面でのお知らせはしておりません。

また、行政手続法における意見公募手続については、基本的に国の規制や命令等の案を定める際の手続に係る法律でございますので、町のパブリックコメントの実施については、その意義は十分理解しつつも、提出期間の設定を含めて、これまで町で実施してきた方法と同様に実施をしております。

4点目の第2期日野町子ども子育て支援事業計画では、主に令和2年度から令和6年度までの期間内の教育・保育等のサービス量の見込みと確保方策を数量的に示しておりますが、町の幼児教育保育の公共施設に関する内容を直接的に記載したものではありません。

ただし、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）と日野町子ども子育て支援事業計画は整合・連携するものでございますので、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）の内容は、現在策定中の第3期日野町子ども子育て支援事業計画で反映させていただくこととなります。

5点目につきましては、今回パブリックコメントを行った経緯といたしまして、教育委員会や子ども・子育て会議の場に日野町幼児教育保育施設再編整備計画（素案）を提示させていただいた際、パブリックコメントの実施についてご意見を頂いたことがございます。

また、パブリックコメントを実施しますと、住民一人ひとりが直接自分の意見を出せるという利点もございます。様々な立場や幅広い年齢層からのご意見をできるだけ反映させるという観点からも実施をさせていただきました。

また、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）の内容について、様々なご意見があることは承知をしております。反対意見等につきましても貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 続きまして、6点目の、教育委員会ではどのような議論をしてきたのか、日野町教育振興基本計画との整合性はどのようになっているのかにつきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

教育委員会での日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）の説明につきましては、10月1日に開催されました定例教育委員会で子ども支援課長から素案の説明をさせていただき、10月31日の定例教育委員会で教育委員の皆様からご意見を頂いたところでございます。

ご意見の内容としましては、乳幼児の子どもの成長発達の大切さから、保育・教育の質の担保をしっかりとすること。そのためには、そこで保育・教育に携わる保育者の労働環境を改善すること。また、民間事業者の参入による町としての教育・保育の指導内容について、公立園との統一感をどう担保していくのか。また、小規

模幼稚園が廃園となった際、車で送迎できない家庭の園児の登園についてはどのように保障していくのかなどについてご意見を頂きました。

日野町教育振興基本計画との整合性につきまして、現在、第3期の計画の中では、「子ども子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、教育施設、教育・保育施設、家庭的保育事業等地域型保育施設等の計画的な整備を行います」としており、本計画の期間が今年度末となっており、第4期の計画を策定する中で幼児教育保育施設再編整備計画との整合を図ってまいりたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） ご回答を頂きました。再質問をさせていただきます。

日野町幼児教育保育環境の整備計画の説明の際、これは6月3日の議会の全員協議会の際に提出されたものですが、それには、幼稚園を全廃して認定こども園3園、わらべ園2園、小規模保育施設2園との説明があり、鎌掛分園は民間保育所として来年4月から実施するとの説明であったが、その説明は大変具体的であったと思います。今回また新たに日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）を提案しなければならなかった明確な理由があると思います。その点はどういうことか、お聞かせ下さい。

2つ目に、パブリックコメントを実施すると決めた理由は教育委員会や子ども・子育て会議で意見を頂いたことがきっかけとの回答ですが、そのこと自体が地元関係者や議会を軽視していると思えるのでありますが、どうでしょうか。大事な行政課題の見直しについてはパブリックコメントを実施することは当然必要なことと考えます。今後、行政手続を進めるにあたってどのような考え方で臨むのか、答えていただきたいと思います。

3つ目に、第2期子ども子育て支援事業は令和2年から令和6年までの期間内の教育・保育等のサービス量の見込みと確保方策を数量的に示したもので、再編整備計画は令和6年から令和10年までのものであるが、令和7年以降の根拠がないと思います。法定計画である第3期子ども子育て支援事業計画が存在しないのに、本計画が先行するのはおかしいと思いますが、どうお考えですか。

3つ目。鎌掛分園を民間委託することを今回のパブリックコメントでも意見を求めていることになりましたが、答弁では反対意見も貴重な意見として受け止めるとのことですが、もし反対意見が多ければ取りやめるということもあり得るのかと理解してよろしいですか。そのことについてお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 松田議員から4点について再質問いただきました。

まず1点目、今回まず、6月3日の全協での説明の際の内容が、鎌掛分園につい

ての小規模園というのが具体的であったということでございます。明確な理由があったのかということでございます。今回、鎌掛分園の小規模保育施設への移行という形につきましては、やはり待機児童の早期の解消ということが本当に大きな理由になっております。

今年8名の待機児童がいらっしゃる中、もうそのほとんどが低年齢児ということでしたので、本当にこの分について早期に民間小規模保育事業所を募りまして、その力をお借りして鎌掛分園の小規模園化ということにかじを切ったということでございますので、そういった意味でも、今回の再編整備計画にも含まれておりますが、早期にこの分野についての手だてをしたということでご理解いただきたいとます。

それから、2点目の、パブリックコメントについての議会軽視ではないかというような質問でございました。町長答弁にもありましたように、今回このパブリックコメントにつきまして、やはり子ども・子育て会議、教育委員会のほうからそういったアドバイスを頂いた中で実施をさせていただきました。本当に住民さん一人ひとりから、もちろん保護者さんも含めまして、本当に思いが自由に町のほうへ出せるというようなパブリックコメントの効果がございますので、そういった点から実施に踏み切った経過がございます。

議員さんのほうにも11月、今回8日からでしたけども、1週間ほど前に実施をさせていただくということでご連絡はさせてもらったんですけども、なかなか周知がうまいこと行ってないのではということもご指摘もあった中で、もう一度幅広く住民さんのご意見を再度取ってはということでも思いましたもので、考えまして、パブリックコメントの今、延長をさせていただいております。

当初の期間から今回さらに長く、年明けの1月7日までということでパブリックコメントの実施ということで再実施をさせてもらっているという状況でございますので、決して議会軽視ということではなく、丁寧に住民さんの意見を聞きたいということも思って現在も実施しているということでございます。

それから、3つ目、今回、再編整備計画とそれから第2期の子ども子育て支援事業計画につきましての整合性という形で頂いております。第2期の子ども子育て支援事業計画につきましては今現在策定中ということで、これは今年度で出来上がりますと、令和7年度からの5年度間の計画となります。今回、再編整備計画につきましては、今年度取組をさせてもらいまして、5年間の再編整備計画で、今、めどとしては、令和10年度に新こども園と新しくその他のこども園の設置ということで予定をしております。

それぞれ期間のほうについて、ずれというか設置をしないということではあるんですけども、そうではなくて、サービス量の見込みというのが第3期の子ども子育て

て支援事業計画で、それに関連して施設の再編整備でしっかりこの公立園、それから民間園も含めまして、数の反映をしていくということをしてしておりますので、見積りをしてしておりますので、そういった形での整合性をしっかり図っていくということを考えております。

あと、4つ目の、鎌掛の民間小規模委託事業ということで、パブリックコメント等で反対、地元からの反対意見があったらどうするのかということで、取りやめもあるのかということでございましたが、今回、再編整備計画案というのは、町長答弁にもありましたように、本当に在り方検討懇話会で2年間しっかりと、たくさんの住民さんに参加いただいて、今の保育ニーズや家族状況とか子どもの状況を話し合いをいただいて、本当に煮詰まったというか、しっかり議論いただいた中での再編整備計画という案を示していただいたというふうに、最終提言いただいたと思っておりますので、その形にしっかりと、町も形を重視しながらこの再編整備計画案を策定させてもらいましたもので、その辺の、住民さんのご理解を頂きたいなというふうに思っている次第でございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 議会軽視をしているのではないかとというのはどういう点を言うかということ、例えば、行政懇談会の際に質問されまして、その場で、事前にまたお知らせします、事前にお話をするという回答をした中で、事前にお知らせするという事は、私が考えるには、やっぱりこういう再編整備計画を出しますよということを地元ちゃんと説明するということが、それができてないということは軽視していると思うんです。

言わはるように、軽視はしていないかもしれませんが。でも、これは言葉のあやかかもしれませんが、重視はしてはりませんわね。地元の方にも再度そのことを分かってもらおうということが、やっぱり日野町の特徴ですやんか。地域の方が保育園の子どもさんらのことを思って、草を刈ってあげたりとかそういうことをしてくれてはる、そのありがたさを分かっていたら、そんなことはできないと思うんです。だから、私は何度も軽視をしているのではないかとということを言っています。

それともう1つ、今ちらっと言わはったら、パブリックコメントを延ばすというのは、この間の12月議会の全員協議会の際に提案されたときに、野矢議員と山本議員から、パブリックコメントを延ばすのなら関係の行政区にちゃんと説明をしてからパブリックコメントを延ばして下さいというふうに意見が出ていました。それは私も同じ思いでした。何もなくてまたパブリックコメントを出したところで同じやねんから、担当の自治会にはきちっと話をしてほしいなという思いがあったので、それをしはると思ったら、今度1月7日からするの。7日まで。

ほんで、これ1月7日までしはるということをどんだけの人が分かっているか。

これを議会軽視とか、議会軽視もあるけど地元軽視という、そういう、はっきり言うて、南比や西大路の方はあるものがなくなってしまうという、いろんな形で残しはするけれども、ほんまの幼稚園、西大路幼稚園、南比都佐幼稚園というものがなくなる、その痛みを本当に分かっているのかどうか。そこら辺をもう一度、再々質問としてさせてもらいます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 松田議員から再々質問を頂きました。

まず、1つ目の、地元さんへの理解ということが欠けているというようなことでございます。今現在そのパブリックコメントというのが、先ほど言いましたように、住民さんのほうから一人ひとり意見を頂けるということでございまして、まだこの再編整備計画案という事情の中で、まだその計画が作成段階ということでもございますので、そういった中で、最終、意見を頂いた中で、地元さんのほうからも要請等ございましたら、しっかり再編整備計画というのがこういう形で決まりますということで、またその説明に上がっていきたいというふうなことを思っております。

また、パブリックコメントの実施する状況を連絡をしたのかということでもございましたが、今回、先の12月2日の全員協議会でも説明をさせてもらいまして、再実施すると。それからまた期間のほうについては、当初もうちょっと短く設定をしていたんですけども、内部で協議させてもらった中で、12月9日から1月7日までということで約おおむね一月間で実施することにしました。

これにつきまして、西大路地区、それから南比都佐地区のそれぞれの自治会長さんほうには電話等で連絡をさせてもらいまして、そういった形での延長実施をさせてもらいますということでは連絡をさせてもろた次第でございます。

また、幼稚園の廃園というか、そういう形で今、松田議員おっしゃっていただいたんですが、廃園というわけではなく、しっかりその園舎の活用、転園も含めまして、これからの有効活用ということで、再編整備計画の中にも書いていますけども、西大路なり南比都佐等の施設として有効活用させていただきたいというふうには考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） もう再々質問は、これ以上質問はできませんのでいたしません。が、最後、要望というか意見として述べさせていただきます。

私は、幼稚園を全廃して認定こども園に移行し、鎌掛分園と南比都佐幼稚園を小規模保育所として民間に委託するといった大きな行政判断に対して、町当局の緊張した態度が見受けられないことが大変気になっております。パブコメをする前に地元の説明し、地元の方が理解してもらうことが大切ではないでしょうか。

これは私の感想ですが、私が日野町で誇れるのは、やっぱり日野町の役場の人は

ほんまに丁寧に、その相手のことを考えて、こういうふうにされたらどうですかと、結婚して初めて役場に行ったときに教えていただきました。すごいな、丁寧に教えてくれはるなということをしごくよく思いました。

でも、今この問題、パブリックコメントの問題は、担当の子ども支援課長の森さんが一生懸命言うてくれはったんですけど、これ子ども支援課だけの問題ではないと思うんです。日野町全体で何億とも使う認定こども園をつくらうとしている、そこで住民の方にいろんな意見を聞いてやっている、それを2週間でやめるということは、ちょっと待っとけ、待たなあかんのちゃう、もうちょっと長うせなあかんのちゃうか、このことは行政懇談会で事前に説明すると言ったから、そのことをちゃんと地元と話せなあかんやろという引き止める人が誰もいない、この日野町の行政の体制はどういうことですか。とても心配します。

これから長寿命化でいろんなことを変えていくのに、こういうパブリックコメントの取り方をしてるんやったら意味がないん違いますか。もう一度考えて、これからのパブリックコメントに期待して、次の質問に行かせていただきます。

日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）について。

日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）が地元に対して説明がされていないまま、突然策定されました。そのやり方については先ほど質問したとおりですが、その具体的な内容などについて、8点にわたって質問します。

日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）では、日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会の提言を基本とした幼児教育保育施設の再編整備に取り組むと記述しております。日野町幼児教育保育在り方検討懇話会の施設整備の考え方を肯定するものではないですが、在り方懇の考え方は、「①3歳以上児の1クラス適正集団規模を20人とし、同一学年の複数クラスとする、②公立こども園は2園（こぼと園は増築、1園を新築）、③地域で主導する民間小規模保育施設などで補強する」である。

これに対して、施設再編整備計画案は3園であり、こぼと園の増築は書かれていません。また、在り方懇では民間小規模保育施設は「地域で育てるために地域で主導する民間小規模保育施設」としているが、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）では、先取りではあるが、鎌掛分園の募集では目的が待機児童対策に変わり、地域主導ではない民間事業所に決定されました。

以上のとおり、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は、日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会の提言を基本と言っているが、整合性がないのではないかと。

2つ目。日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は現在の年齢別入所状況が記載されず、今後の各園の年齢別入所見通しも記載されていません。そうした根拠も明らかにしないまま、新こども園の規模を2,800平米予定するのはなぜか、お聞

きします。

日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）では、日野幼稚園、必佐幼稚園、桜谷こども園、あおぞら保育園を集約化した施設が幼保連携型認定こども園として提案されています。前者の3園は、幼稚園だから対象年齢は3・4・5歳児なので、あおぞら園の0・1・2歳児だけが新しいこども園の対象となるので、小規模保育園の定員19人が2施設あるので、38人見込んだら小規模保育施設の設置の必要がなくなるのではないのでしょうか。

また、2,800平米もの保育所があれば約300人規模と想像するが、そのような大規模保育でよい保育ができるのでしょうか。

3つ目。日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）の基本的な考え方では、「0から5歳児まで同じ環境、適正な集団規模を確保」「つながりのある保育・幼児教育の推進」とありますが、それならば0歳児から2歳児のみの小規模保育園は望ましくないということになるのではないのでしょうか。

また、3歳以上の姉兄がいる0・1・2歳の子どもさんは小規模保育所には入所させないと決めているのかどうか伺います。

4つ目。南比、西大路地域の幼稚園がなくなれば、親の通園にも影響が出てきます。保護者の方の中には車が乗れないのにどうしたらいいのかという不安の声も出ています。どのように考えておられるのか聞きます。

5つ目。日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）では各認定こども園の年齢別定員数がはっきりと示されていませんが、どうなるのでしょうか。

6つ目。小規模保育所を民間任せにするというが、民間保育所などではいろいろな問題が報道されています。民間ならどこでもいいというのは無責任ではないのでしょうか。小規模保育所が必要ならば町立園として設置すればいいのではないのでしょうか。

7つ目。待機児童対策の大きな要素は保育士の確保である。国でも改善が議論されていますが、公立・民間にかかわらず、町が保育士確保のためにどのような対策を考えているのか伺います。

南比都佐幼稚園を小規模保育園にと再編整備計画案では提案されていますが、なぜ南比都佐幼稚園なのか、日野幼稚園または必佐幼稚園での小規模保育施設の開所は考えていないのか、お聞きします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）の具体的な内容などについてご質問を頂きました。

まず、1点目につきましては、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は公共施設の整備に関わる計画でございますので、懇話会での意見を基本としつつ、町

で策定をさせていただきました。

日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会については、各地域を回り、約2年間にわたり多くの住民の皆様と様々な議論を重ねられ、丁寧な議論と十分な期間をもって練られたご意見が蓄積をされておりますので、その意見につきましては十分尊重させていただいているところでございます。

2点目については、現状、待機児童の多くは0歳児から2歳児までのお子さんであり、まずは低年齢児の保育ニーズを満たすことが大切であると考えております。

新こども園の面積については現時点での想定数値ですので、今後、園の機能や規模等を検討する中で設定をしていきたいと考えております。

また、保育の内容は園の規模の大小のみで決まるのではないと考えており、できる限り質のよい保育が提供できるよう努めていきたいと考えています。

3点目の、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）におけるつながりにつきましては、適正な集団規模の確保という観点から、同年齢における保育・教育環境は同じであり、園児同士のつながりがある保育環境を目指すこととしております。

また、小規模保育事業所から3歳児以上が通う園に変わった際も、子どもたちのこれまでの経験等を継承し、次の段階の保育・教育につなげていくことが大切であると考えております。

4点目については、保護者の中には様々なご事情を抱えておられる方がいることも承知をしております。ただし、その中で様々な制約条件を保護者と調整しながら、現実的な選択をしているのが現状です。通園手段に不安がある場合についても、その方の個々のご事情があると考えられますので、ご相談をいただく中で対応してまいります。

5点目については、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）では町全体の施設の整備方針を示しておりますので、個別の園の定員までは記載をしておりません。

6点目については、保育士不足という町の現状がある中、民間事業者の協力を得ることで、低年齢児の受入れを拡大し、子どもの個性や発達に応じたきめ細やかな保育を実現できることとなります。公立、私立を問わず、町内にある各保育施設で、できるだけ多くの保育士が多くの子どもや保護者らと親密に関われる環境が重要だと考えています。

なお、民間小規模保育事業所では、町が公募し、審査・判定した中で認定を行います。認定後も町に監督責任がございますので、決して民間ならどこでもいいということではございません。

7点目の、町の保育士確保対策については、公立園では令和4年度に会計年度任用職員に対して町単独の処遇改善を実施しました。また、私立園に対しても職員の雇用等において一定の補助を実施しております。本年度からは公立私立を問わず町

内で勤務することとなった保育士に対する奨学金返還支援制度補助金も開始させていただきました。

ご指摘のとおり、保育士不足は全国的かつ慢性的な課題であり、保育士の確保については今後も地道な努力を重ねてまいりたいと考えております。

8点目の、南比都佐幼稚園での小規模保育事業については、様々なご意見を踏まえ、町全体の視点において地域的なバランスも一定考慮し、計画をさせていただきました。

なお、日野幼稚園、必佐幼稚園を改修して小規模保育事業を実施することは計画をしておりません。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） ご回答いただきました。再質問なんですけど、日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会と今回の日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）との整合性が取れていない点を、幾つか例を挙げて質問しましたが、回答は「十分に尊重した」との答弁ですが、具体的に尊重した内容を答えて下さい。

2つ目、新こども園の面積については今後決めていくとの答弁ですが、具体的な根拠を示しながら丁寧な説明をしてもらいたい。建設用地の確保も含めて、今後のスケジュールを教えてください。

3つ目、小規模保育園に預けた場合、3歳以降は必ず別の施設に移らなければなりません。また、民間委託の場合、採算が合わない場合や保育士が確保できない場合は撤退や廃業もあり得る。現時点で考えている具体的な対策方法を聞かせて下さい。

この小規模保育園の民間委託については、ご存じでしょうか、近隣の保育園で、それは0から5歳児まで預かってはる保育園なんですけど、開園されて、その当時、保育士さんが大半がコロナにかかって、ほんで、どうにかやって過ごさりました。それから何か月かたって、その保育園では何かもうひとつうまいこといわずに、半分近くの職員が辞めて、半分の職員で保育をするという状況。それも民間保育園なんです。

ほんで、今出ているホッパーとかそういう、未来会もそうなんですけど、未来会がそうやということではないんですけど、例えば、今、日野町の子ども支援課の方は、民間保育所は何かどうにかして保育士を集めてくる、だから、その力を借りようという安易な考えですが、民間はどんな努力をしているかといったら、1人の保育士を雇うために50万、60万という紹介料を払って集めたり、また、全国に広がっている民間保育所とか学童保育所もそうなんですけども、どういうふうになっているかといったら、新しく新設する保育園に保育士を、全国から集められるから来てもらいます。そこである程度慣れてくれはったら、そのベテランの保育士は、全国展

開しているから次の保育園に移される。異動せんらんのです。ほんで、ここの例えば鎌掛未来会やったら鎌掛未来会の保育士さんはまた違う人に代わるという、そういう形でやっているのが民間保育園なんです。

わらべとかは社会福祉法人という昔からのそういうとこやし地元の人がやっているの、きちっとそんな、急にどこかへ行くとかそういうことはしないですけども、やっぱりそういう意味では民間というのはすごく不安定な問題がいっぱいあります。それをちゃんと見抜ける力があると言わはるのならそれで結構ですけども、そういう現状もあるということをごどこかに置いておいて下さい。

4つ目の質問ですが、今の0歳児から2歳児までの保育については、小規模保育所を民間に任せるのではなく公立で責任を持って運営することが必要と考えています。保育士不足は大変な大きな問題であり、そのための手だてを講じることは早急に必要ですが、民間に任せれば解決できる問題ではないと考えます。

保育士不足の問題点と解決について、どのように認識して、課題の解決には何が必要か、改めて答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、松田議員から4点について再質問を頂きました。

まず、1点目の、在り方検討懇話会の最終報告と、それから今回の再編整備計画との整合性ということで、どの辺を十分に計画のほうへ反映したのかということでございます。今回、再編整備計画の中の基本方針というところがございまして、4点、今回、基本方針として掲げております。

まず、幼児期の人格形成の土台をつくる大切な時期を、しっかりと子どもたちの愛着形成を育て、子ども同士が刺激し合って、子どもの主体性を伸ばす力を伸ばすということとか、適正な集団規模を確保して、子どもにとっての成長の場と、保育士にとっての子どもの成長を喜び合い、働きがいのある職場環境をつくる。そして、3つ目には、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、豊かな自然環境の中で、地域の方々と子どもたちが一緒に触れ合える環境づくりを努める。そして、誰もが望めば入園ができる幼児教育保育施設の整備に努めるというところでございます。

この4つの基本方針につきましては、本当にこの在り方検討懇話会の2年間による議論で、いろんな住民の皆さん、それから保育士さん、それから地域住民さんも含め、ワークショップなども重ねてきまして、こういったことでの保育士さんの働きがいも含め、また、保護者の笑顔、子どもの笑顔、保育者の笑顔ということで、みんなの笑顔のできる保育環境の整備というところで頂いた内容であります。

そういったことでこの再編整備計画も、その辺も本当にしっかりと認識しながら計画に反映したということをご理解いただきたいと思います。

また、2点目の、今後のスケジュールということでございます。面積等を含めて、新こども園の今後のスケジュールということでございますが、今回、令和6年度の事業の中に、新こども園の基本整備構想というところで今、業務を進めております。これからその基本構想策定業務の中で、候補地の選定と、それからそういった新こども園の規模、面積等、計画内容も含めまして今、議論をしております。

そういった形で、これも併せて今年度末のほうでしっかりと計画ができたものをお見せできるというふうに思っておりますので、その出てきた規模、そういった内容、それから人員、面積とそれから定員数、そういったことについてはこれからその基本構想策定の中で決めていきたいというふうに思っております。

それから、3つ目の、小規模保育事業におけます民間事業者との対策ということでご質問を頂いております。これにつきましては、これまでからもお話をさせてもらっているんですが、しっかりと町と民間小規模さん、それから地元地域さんについて、しっかりと町が間に入りまして、地域、それから行政のつながりを構築していきたいかなあかんというふうに思っております。

わらべ園はございますが、こういった小規模園の導入は町で初めてということもございまして、先ほどの答弁の中にも監督責任という形でしっかりとございますので、もちろん職員の交流、研修会等の合同開催等も含めまして、民間の小規模保育施設の保育士さんと町の保育士さん、それからわらべ園の保育士さんが一緒にそういった、膝を合わせて研修会等をできる場も設けながら、しっかりと情報共有、町の保育についての情報共有等も含めまして築いていきたいというふうに思っております。

4点目の、0から2歳児が、小規模園が民間ではなく公立でできないかということで、議員おっしゃるとおり、保育士不足という背景もある中ということでございますが、本当にこの小規模、0・1・2歳、低年齢児というのが、保育士定数もあります。議員も知ってのとおり、3対1という形で人手も要ると。

今、現状、日野町の保育士の状況についてもこの計画案にも載せてはいますが、本当に長時間フルタイムで働いていただける保育士、会計年度任用保育士、もちろん正規職員も含めまして、そこがやっぱり足りなくて、パートタイムの会計年度任用さんがたくさん来ていただいて、本当に力を合わせて、今も園運営を何とか今、補っている状況ということもございます。本当に、日野町に勤務される、来ていただく方もいらっしゃるんですが、やはり退職される方もいらっしゃる中で、本当にこの保育士確保というのを苦勞している状況がございます。

そうした中で、今回、民間小規模保育事業者というのが、特に低年齢児のほうへの対応については速やかに対応いただける、また、そういった施設の改修も、鎌掛分園については1・2歳児の施設でしたので、そういう形で施設利用もいただきな

がら、今回、民間小規模園を初めて導入させてもらうという経過になっておりますので、本当に喫緊の課題といたしまして、低年齢児対策をさせてもらったということでございます。

という状況がございますので、ご理解いただきたいと思っています。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 再々質問をさせていただきます。

私が0歳児から2歳児までの小規模保育所じゃなくて、民間じゃなくて公立でできないのかということ、私が考えているのでは、今度できる新こども園の0・1・2歳児のところを、まだ定員が決まっていないのならば、定員を増やしてやればできるんじゃないかという考えの下で言っているんですけども、未来会の鎌掛のみらい保育園は、それは待機児童もいるし、そういう形で民間オーケーとしても、次としてはやっぱり認定こども園の中で見られるようにしたらいいんじゃないかな、できるんじゃないかなということをおもいます。

幼稚園を4園廃園して、あおぞら園もなくして、その中で保育士がどんだけ余るというか、異動とかいろんなこともあるやろうけども、何人かは今までよりも、行くところがないという言い方はおかしいんですけども、そういうふうになってきたときにできるんじゃないかと思うんです。

それともう1つ、これは私が長いこと保育士していたので思うんですけど、2歳から3歳に環境が変わるといのは物すごいことになるんです。やっぱり、私のいた保育園では3歳から4歳のクラスが物すごく遠いところになって、それに替わるだけで4歳の子どもが、もうゴールデンウィーク済んで、やっとプールが始まる7月か8月頃になってやっと落ち着く。それまではもうずっと子どもがざわざわざわしてるとい状況。

それが例えば、2歳から3歳に行くとき、もっと子どもは不安になります。それが、何というのか、部屋が替わるだけでも不安になるのに、行く場所が違って、全然違う先生のところへ行ってという、その子どもの負担というのは大きなものになっていくのではないかと思うので、まだ新こども園の定員とかそういうものが考えられていないのであれば、また、南比の小規模保育園が民間委託されたときの業者がまだ決まっていないのならば、もう一度そこを考え直してもらって、公立でこども園の中でできないかどうか再検討していただきたいんですけども、それはどのようにお考えか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま、松田議員から再々質問いただきました。

その1つ目、こども園での対応ということで、公立園での対応ということは再度いただきました。

松田議員のご質問の中にもありますとおり、やっぱりその定員、規模がやはり300人というのが大分大きいのではないかとということもおっしゃっていただきました。確かに、うちの保育現場のほうとも協議させてもらっている中で、やはり300人というのがかなり大きいのではということには保育士からも危惧いただいています。

そういったことで、公立での小規模をまた含めるというふうになると、本当に保育士もそうなのですが、新こども園の規模というのもかなり大きなものになってくるとということもありまして、今回その新こども園の、大規模なこども園、それから、こぼと園を活用したものは中規模で、桜谷こども園を活用した小規模のこども園として、大中小ということで3つのこども園を今、設定したということをごさいますので、そういった事情も保育士不足と併せて、施設の規模ということも実際のところ、その中で計画しているということをごさいますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それと、2点目の、子どもの2歳から3歳への環境の変化が本当に大きいということで、議員おっしゃるとおり、保育現場で働いていらっしゃる中で本当に実態をおっしゃっていただくというふうに思っておりますし、本当にそのとおりということでこちらでも理解をしておりますので、そういった点につきまして、やはり、先ほども言いました園同士の交流、そういったことも、もちろん公立、私立、それぞれいろんな保育方針、いろいろ異なることもありますが、そういった人の交流、子どもたちの交流と、それからまた地域の方々も一緒に交じっていただいているということで、そういった子どもたちの不安な点を少しでも軽減できるように対策をしていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） もう質問はいたしません。最後、意見として、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）に対し再度パブリックコメントが実施されますが、日野町が子育てしやすいまちであり、就学前の子どもたちが生き生きと輝く姿を思い描いています。そのことを実現させるためにも、整備計画案の見直しがその第一歩になると考えます。引き続き議会で追及していくことを述べて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、子宮頸がんを防ぐワクチンについてお伺いいたします。

厚生労働省は11月、子宮頸がんなどを引き起こすヒトパピローマウイルス（HPV）の感染を予防するワクチンについて、定期接種を逃した女性を対象に来年3月

まで無料で行うとしていた特例措置、キャッチアップ接種の期間延長を決められました。

ワクチン接種は計3回受ける必要があり、来年3月末までに初回接種をすれば、その後1年間無料で受けられます。期間延長に伴う対象者は1997年から2008年度生まれの女性で、厚生労働省によると、3回の接種には最短で4か月かかるため、期間内に終えるには11月末までに1回を受ける必要があった。しかし、夏以降、ワクチンの需要が大幅に増加し、一時的に出荷が制限されていたことなどを考慮したと言われています。

子宮頸がんは年間約1万1,000人が罹患され、約2,900人が亡くなっておられると言われています。ワクチンによる予防や検診などの早期発見が重要だと思います。HPVワクチンは16歳頃までに接種すると最も効果が高いとされていますが、それ以上の年齢でも有効性が認められていると聞きます。ワクチンに関する正しい情報を知り、接種の必要性を感じられ、接種を希望される方が速やかに接種できるよう、さらなる周知を実施するなど、キャッチアップ接種の促進に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、国がキャッチアップ接種の期間延長をされたということは接種率が伸び悩んでいるというふうには考えられますが、町のキャッチアップ接種の状況を教えていただきたいと思います。

2点目は、現在の対象者への周知方法はどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

3点目は、キャッチアップ接種の無料期間が延長になり、対象者への今後の取組はどうされるのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） ただいまは子宮頸がんワクチンについてご質問を頂きました。

1点目の、キャッチアップ接種の状況につきましては、令和6年度11月末時点で、平成9年度から19年度生まれの対象者960人のうち28.4パーセント、273人の方が3回の接種を完了されています。なお、1回または2回の接種を済まされている方は145人で、対象者の15.1パーセントでございます。

2点目の、対象者への周知方法については、定期接種対象者の方へは年に2回、キャッチアップ対象者の方へは年1回、個別通知により案内をしております。

3点目の、経過措置の対象者への今後の取組については、できるだけ速やかに情報提供を行う必要があることから、国の事務連絡に基づき、11月27日に開催された厚生科学審議会の内容をホームページで案内するとともに、今年度中にキャッチアップとして接種される3回接種を完了しない方については、1回、2回目の接種時

に医療機関より経過措置の案内をお願いしたいと考えております。

なお、経過措置については、今後、自治体説明会が予定されていることから、詳細が分かり次第、ホームページでお知らせをしたいと考えます。また、経過措置についてはキャッチアップ接種終了後1年間とされる予定であることから、今年度と同様、個別通知についても令和7年度に実施できるよう検討いたします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 再質問をさせていただきます。

1点目ですけれども、キャッチアップ接種の対象者が960人のうち273人が完了されている、1回、2回の接種を済まされた方が145人というふうなご答弁だったと思うんですが、1回でも接種された方の合計は418人で43.5パーセントという計算になると思うんですが、1回も受けておられない方が542人、半数以上の方が未接種ということになると思います。

様々な理由によって、個人の判断で接種をしないというふうに決めておられる方ももちろんあるというふうには思いますけれども、半数以上の方が未接種ということですので、要因として考えられるものがあれば教えていただきたいと思います。

2点目ですけれども、定期接種対象者の方は年に2回の通知、キャッチアップ接種の対象者の方は1回の個別通知というので案内しているというご答弁だったんですが、定期接種の方は2回、なぜなのか、その違いを教えていただきたいと思います。

また、定期接種の方というのは接種率はどれぐらいなのか、把握されていたら教えて下さい。

また、この定期接種についてなんですけれども、対象者は小学生6年生から、中学、高校1年ぐらいまでが一部かかると思うんですけれども、本当に教育段階の方たちばかりなんですけれども、自身の体を守るためのワクチンでありますとか、また、正しい知識を学ぶということで、がん教育というのも学校ではされているというふうに思いますけれども、体を守るワクチンのことについて学校としてはどのような関わりをされているのか。

例えば、ワクチンのポスターを保健室に貼り出すとか、そういうような関わりですとか、学校としての関わり方というのを教えていただけたらと思います。

そして、3点目につきましては、今後また説明会があるということですので、また追ってしっかりと取り組んでいただけたらと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） ただいまは子宮頸がんワクチンについてということで再質問を頂きました。

まず、1点目の、キャッチアップ接種率がやはりまだ半数以上が打たれていない

ということで、その要因は何かということの質問でございます。なかなか要因を分析するの難しいということもございます。1回ご案内を確かにしたところではありますが、やはり過去の接種勧奨がされなかった期間の報道ですとかの内容がやはりどうしても、ご本人だけじゃなく保護者の方にも多分あのイメージがすごくついてるのかなというふうに思います。

その辺はご案内をする中で、厚生労働省が示すパンフレットも同封させていただきながら、そのメリット・デメリットという、そういうものを踏まえて実施いただけるようにご案内をしているというところですが、現在のところ、その当時よりはかなり接種率は上がっているんですが、ほかのワクチンと比べると確かに接種率が少ないというところがございます。

あと、2点目の、定期接種の方より6年生から高校1年生の年代までの方の年2回、それからキャッチアップ接種の方については年1回ということの違いは何かということでございますが、まず1つに、定期接種の方につきましては、予診票とか含めて全体の流れも含めたパンフレットも一回送らせていただいているというのがあります。それと再度もう一度というので通知を送らせていただいているというものがございます。

キャッチアップの方につきましては、一旦ご案内はしています。その上で、それぞれ接種回数違いますので、接種回数ごとにもう一度予診表を併せてご案内をしているということで、特に違いを設けているわけではないんですけども、それぞれその年に合ったご案内をさせていただいているということでございます。

あと、定期接種の接種率につきましては、同じように、11月末現在でいいますと、年代によってかなりばらつきがございます。小学校6年生の方ですと、やはりなかなかまだ打たれていないという部分がございます。全体を通しますと11.1パーセント、1割ぐらいの接種ということになってございます。年齢が高くなるとやっぱり接種率が上がっていますので、最終の16歳になる年の年代でいいますと、今、全体の22.7パーセントが接種済みということになってございます。

1回目を打たれている方もおられますので、打たれている方といえはもうちょっと増えるかもしれませんが、完了されている方といえますと22.7の方が一番多い年代、最初の6年生の方についてはちょっとなかなか数字が上がっていないというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 再質問で、ワクチンの定期接種の学校での取組について再質問を頂戴いたしました。

今、学校ではまず、養護教諭部会というのがございまして、各学校の養護教諭の会議に町の保健師が出向きまして、子宮頸がんワクチンの説明なり、これからの取

組なり、状況を伝えて情報連携をしているところでございます。

具体的には、これを受けまして、今後になるかも分かりませんが、学校の保健だよりで発信することで保護者の方にも理解が進むのが小学生やったりするかなと思うんですけども、中学校では具体的に、先ほど議員おっしゃいましたポスターの掲示などもさせていただいておりまして、生徒からの養護教諭に対する相談とかも数件あるそうですので、そういう中で、ちょうど対象年齢が若い世代で意識する年齢になってくるので、そういうことで現場で対応しているというふうに伺っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 再々質問なんですけど、大学生、大学でちょっとそういう啓発に、説明か講演か何かをされたらしいんですけども、打たないと思っていた方もちゃんとした説明を聞くと、やっぱり必要なんだなというふうに感じて打ったというようなことも何か事例で出ておりました。

そういうようなことで、やっぱりなぜ必要なのかということが分からないと、2回か3回打たなあかんのは、小さい子どもさん、小学校の方にとってはなかなか厳しいことなのかなとも思いますし、もちろん親御さんの理解ということも必要なのかなというふうには思っております。

やっぱり保護者さんの理解というのが低年齢の方には必要やし、16歳、中学校ぐらい、高校生ぐらいになってくると、自分になぜ必要かというのが、例えば、教育をしっかりと受けていただいたら、女性の体をやっぱり守っていくという意識を持っていただいたら、そういうものは分かるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう説明の機会、今も学校でという話も伺いましたけれど、やっぱり公共の施設なんかポスターとかを貼り出したりしたら保護者の方にも目に留まりますし、そこになぜというのももちろんちょっとあると一番よく分かるのかなと思いますので、もう少し啓発の幅を広げるというようなお考えはないか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（福田文彦君） 先ほど、各大学での周知というのは、文科省のほうから、大学において広報キャンペーンを夏にされているというのも情報としてつかんでおりまして、そこで大学生の方がワクチンのことを知られて打たれているという経過もあるのかなというふうに思っているところです。

私ども、特に小さいお子さんから始めるほうが効果があると、6年生から定期接種の間に打つことが効果があるということが言われていますので、その年代にできるだけ打っていただけるような。今回も経過措置ですと1年間しかございませんので、そういう意味からすると、本来の定期接種で受けていただく、そういう努力も

していかなあかんと思いますので、機会あるごとに周知のほうに努めていきたいと思
いますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 任意接種というのもあって、その年齢が対象者じゃなくても受
けられるんですが、やはり任意接種になると自己負担になりますので、かなりな高
額というふうにもお聞きしますので、やっぱり受けられるうちにご自身の判断でし
っかりと打っていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

次の質問に移りたいと思います。次に、エンディングノートについてお伺いいた
します。

国立社会保障・人口問題研究所が11月に発表した日本の世帯数の将来推計による
と、独りで暮らす65歳以上のシニアが全国的に増加している。増加する背景につい
ては、少子高齢化に加え、ライフスタイルの多様化で子どもや孫と同居する高齢者
が減少していると指摘されています。

日野町においても、65歳以上の方のみの世帯や65歳以上で独り暮らしの方の世帯
が増えてきています。高齢者実態調査によると、令和3年1月から令和5年12月の
3年間で65歳以上の方のみの世帯は約200世帯増えており、65歳以上で独り暮らし
の人数も約150人増えていきます。

シニア世帯の人がいつまでも安心して暮らしていけるよう、医療・介護や福祉サ
ービスの支援強化に加えて、シニアも活躍しやすい環境整備も重要です。誰もが健
康で生き生きと豊かな心で暮らせる日野町でありたいと思っています。

町では本年9月に日野町エンディングノートを作成されました。表紙には「もし
ものときに伝えたいこと」、また、「あなたの暮らしに寄り添います」と書かれてい
ます。また、広報ひのでは「エンディングノートとは、自分がこれまで歩んできた
人生を振り返り、書き込むことで気持ちを整理することができ、これからの人生を
自分らしくどう生きるかというライフプランを考えるきっかけになります」と紹介
をされています。対象者の限定はないとお聞きしましたが、このノートを多くの方
が活用されるように願い、何点か質問をさせていただきます。

1点目は、町がエンディングノートを作成された背景や目的とされていることを
お伺いいたします。

2点目は、広報ひの等で周知をされましたが、今後さらなる周知の考えは持つ
ておられるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、国土交通省が6月に「住まいのエンディングノート」を作成したこと
を発表されました。このノートは空き家対策の一環として、自身の持家などをど
のように処分、また活用してほしいかを書き込み、相続した家族がどう処分してい

か分からず放置することを防ぐためでもあり、自分の意向を示せるものです。「住まいのエンディングノート」について、町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） エンディングノートについてご質問を頂きました。

1点目の、エンディングノートを作成した背景と目的ですが、第9期日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、「安心と尊厳のある暮らしの環境づくり」の「看取りに関する普及啓発の充実」の取組の1つとして作成をいたしました。みとりに関してだけではなく、人生の最期まで自分らしく生きるために、元気なうちからご自身の思いを整理し、周りの人たちへ伝えるためのツールとして活用していただくことを目的としております。

2点目の周知方法についてですが、広報ひのや地方新聞の日野町だよりコーナーに掲載をいたしました。これをきっかけに、住民の皆さんが長寿福祉課窓口へお越しをいただいております。今後は医療機関や介護支援専門員へもお知らせをし、医療・介護等、関係者との連携をしてまいります。また、より多くの方に知っていただけるよう、地域への出前講座等での活用も予定しております。

3点目の、「住まいのエンディングノート」への見解については、現在、町の空き家等の対策は、危険空き家等の所有者へ助言や指導を行うことや、空き家バンクを活用した利活用により空き家を増やさない取組を行っているところです。「住まいのエンディングノート」を活用することで、空き家になる前に所有者等が将来住まいをどうするかを考える機会ができることや、どうしてほしいかなどを書いて残すことができ、家族や関係者の意識変容や行動変容を期待できると考えます。町においても、空き家になる前の対策として今後の取組を研究していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

エンディングノートは先ほど配っていただいたので、これですけれども、住まいのエンディングノートというのはこういう感じでありまして、誰でもダウンロードしてもらったら出てくるものなんですけれども、このエンディングノート、よくできているなど私も感心しているところなんですけれども、再質問をさせていただきたいと思うんですが、1点目につきましては、現在、住民の皆さんが長寿福祉課のほうにこのノートを頂きに来られているという状況のご答弁あったんですけれども、好評なのかなというふうに思っております。

今後も医療・介護という関係者の連携ですとか出前講座の活用なども予定しているというご答弁でしたので、皆さんに広がっていくかなというふうには思います。

れども、対象者の制限はないというふうにお聞きをしておりますけれども、これ何冊作成されたのでしょうか。せっかく行かれたのに、もうなくなりましたというようなことが起こってはいけないなというふうに思いますので、予定としてどんだけぐらいされていたのか、というかもうできているんだと思いますが、ちょっとそのところをお聞きしたいと思います。

2点目についていなんですが、「住まいのエンディングノート」なんですけれども、空き家というのはもう社会問題になっておまして、日野町ももちろんいろんな面で大変で、様々お取組をいただいているところなんですけれども、この「住まいのエンディングノート」を作られて、その中身を見ていたんですけれども、「住まいのエンディングノート」についてなんですけれども、このノートには「将来この家をどうしたい、この家も独り暮らしには広過ぎるかなど、その家をご家族の負担にさせない、使いたい誰かに生かしてもらえるように、住まいの将来をどうするか話し合うことが大切です」というふうに書かれております。

「将来の我が家の生かし方、しまい方を考えたり、家具を整理したり、財産やご自身の将来をご家族や大切な方に伝えたり、先延ばしにせず、あらかじめ行動していくことも大切です。そこで、国土交通省、日本司法書士会連合会、全国空き家対策推進協議会ではこの住まいのエンディングノートを作成しました」というふうに書かれています。また、「ぜひともお住まいやご自身の将来のことを考えるきっかけづくりとしてご活用下さい」というふうにも載っております。内容は本当にこの日野町の作られたエンディングノートにすごくよく似ているんですが、住まいのところはかなりボリュームを持って書かれているというようなノートになっております。

このエンディングノートの中の財産のところがありますけれども、ここにこの部分がもう少しアップすれば、もう完璧なノートができるのかなと思うんですが、住まいのことを考えておられる方にとってはですけれども、なかなか研究していただくのもあれですけれども、こういうノートがありますよというのを、例えばお独り暮らしの人ですとか、お二人でも、今後この家を、例えば子どもさんが遠くにもう出ておられる場合でしたら、どうしようかと考えるきっかけにはなると思いますので、こういうものがありますよというようなことを知らせていってほしいなというふうに思うんです。

このエンディングノートができたきっかけに、こういうのもありますというのを住民の方に知らせていただいたら、ちょっと空き家対策の一助にはなるのではないかと私は考えておりますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 厚生主監。

厚生主監（吉澤増穂君） ただいま中西議員のほうから再質問を頂戴いたしました。

まず、今回作成いたしましたエンディングノート、個人に係る部分のエンディングノートについてのご回答をさせていただきたいと思います。

町長答弁のありましたように、今回、第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成するにあたりまして、委員の皆様方からみとりについて、今の死に対する考え方、子どもさんを含めて死に対する考え方というのが大分変わってきたと。これは医療機関で亡くなる方が増えて、自宅で亡くなる方というのが、昔の昭和時代から考えると医療の進展に伴って随分変わってきたと。死というものに子どもさんを含めてなかなか接する機会がなくなってきたというふうな部分も、もう少し啓発していく必要があるのではないかと、こういうふうなところから、今回そこへつなげるために、ご自身が高齢になって、どのような死を自分が迎えたいか、どこで死を迎えたいかとか、そういうことも考えていただく一環として、いろんな、財産であるとかそういったことも含めて書いていただくものを作らせていただいたというところでございます。

議員に言っていただきましたように、先ほど議員の皆様方にもお配りさせていただきまして、このようなパステルカラーの形でなじんでいただいて、できるだけ、年齢制限しておりませんと言いましたけれども、若い時分から少しずつ人生について考えていただくということを考えていただければなというふうなことで作成したものでございまして、秋、9月と申しましたが、実際にカウンターのほうに出させていただきましたのは11月末でございまして、そして、広報の12月号で啓発をさせていただいた、掲載をさせていただいたということで、見ていただいた方、大体、日に10人程度、この2週間あまりの中で大体100部程度が既にご覧いただいた、手に取っていただいたというふうな状況でございます。

「行ったけどなくなった」ではというふうなご指摘ございましたけれども、現在、最初の作成ということで2,000部を作成いたしておりまして、配布状況を見まして、また増刷などを考えていきたいなど、このようなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 中西議員より再質問いただきました。「住まいのエンディングノート」についてということで、国土交通省版のエンディングノートでございます。実際に記入をしてみますと、特徴としては、不動産の情報や相続の関係がすごく整理できて、すごく効果のあるものだというふうに考えます。空き家を今後どうするのかというところにうまくスライドできるような内容になっているかというところを確認しております。

今回、長寿福祉課のほうでエンディングノートを作られて、2つ並ぶと、どうしても2つあると大変やなと思われるところもあってというところで思っていたん

ですけど、まずエンディングノートで書いた後にセットで取り組んでいただくと非常に効果があるかなど、実際に記入してみてよく感じるころかと思しますので、長寿福祉課のほうと連携をしまして、セットで並べれるような形でまずは取り組んでいければと考えるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） もう質問はいたしません、エンディングノートも2,000部作られて、その後もまた増刷ができるようでしたらお願いしたいなと思っておりますけれども、大変きれいな、いいものができておりますので、今後とも住民の皆さんに大いに活用していただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思っております。3項目めの、小中学校体育館のエアコン整備についてお伺いいたします。

近年は夏の酷暑の影響で、野外運動場だけでなくプールでも体育の授業ができないところも全国にはあると聞きます。体育館に空調施設がないと安心して運動できない状況もあるようです。近年、酷暑や厳寒から子どもたちの健康を守ろうと、エアコン整備が進みつつあると思っております。文部科学省は23年度から25年度に体育館へ空調を設置した場合の国の補助率を引き上げて、自治体での検討を進めようとしておられると思っております。

体育館は体育の授業や部活動、そして各種行事、さらには災害時の避難場所として使用されます。日本では災害が起きるたびに被災者は避難所で厳しい生活を強いられると言われており、国では避難所の環境について、発災から48時間以内に被災者が尊厳ある生活を営める最低基準を示すスフィア基準の導入ができるよう、自治体に必要な支援をしていく考えを示されています。

スフィア基準では、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートル、トイレは20人に1つ以上、男女比は1対3などが記されています。真夏に災害が発生し、小中学校体育館に避難場所として多くの方が避難されたら、体育館内は何度になるのでしょうか。避難所の環境改善は必要だというふうに思っています。

子どもたちの熱中症対策や寒さ対策、また、避難所の環境改善としても、小中学校の体育館にエアコン整備を進めていくべきだと考えます。町のお考えを何点かお伺いいたします。

1点目は、町の小中学校の熱中症対策の現状をお伺いいたします。

2点目は、体育館での授業や部活動、また、諸行事に問題や支障はないのか、お伺いいたします。

3点目は、エアコン整備について課題となっていることをお伺いいたします。

4点目は、災害時の避難所となる体育館の空調設備に活用できる緊急防災・減災事業債についての町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 小中学校体育館のエアコン整備についてご質問を頂きました。

議員ご指摘のとおり、学校教育における熱中症対策やスフィア基準を鑑みた避難所の環境改善には、体育館への空調設備の導入は喫緊の課題であると認識をしております。一方、多額の財政支出を伴うことから、関係部局と十分調整を行い、慎重に進めていく必要もあると考えております。

このような状況の中、最後にご質問いただきました緊急防災・減災事業債は、国の補助金を活用せず、町単独事業として事業を実施した場合のみ対象となる性質の起債でございます。体育館空調設備に係る事業費の全額が起債対象となり、元利償還金の70パーセントが地方交付税措置される非常に有利な起債であると認識をしております。

他のご質問については教育長から答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 続きまして、1点目から3点目のご質問につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、1点目の、小中学校の熱中症対策につきまして、校舎内は空調機を使用しておりますが、体育館については空調機を設置していないことから、扇風機や大型の送風機を使用するなどして対策を講じているところです。

なお、夏の活動時には暑さ指数を目安に対応しており、基準として気温が31度を超える場合、運動等の活動は原則中止することとしています。

2点目の、体育館での授業や部活動への影響につきまして、体育の授業は気温が高くなる前の1時間目や2時間目に実施し、場合によっては活動の内容を変更するなど臨機応変な対応をしているところです。

また、中学校の部活動についても、同様に暑さ指数を目安に活動することとなっているため、夏場においては活動回数が少なくなるなどの影響があります。

3点目の、体育館へのエアコン整備に係る課題としましては、空調機の設置にかかる費用やランニングコストなど財政負担が大きいことが課題と考えています。また、校舎だけでなく体育館についても経年劣化が進んでいることから、今後、大規模な改修が必要となると想定しており、空調機の設置検討も含めた一体的な整備が必要と考えているところです。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、私は令和元年9月議会で、5年以上前になるんですが、ほぼ同じような質問をさせていただきました。ご答弁を今聞かせていただいたんですが、ほぼほぼご答弁も同じようだったなというのが私のまずは感想なんですけれども、そこでちょ

っと振り返っていきたいと思うんですが、5年前は教育長が今宿教育長でございました。そのときのご答弁なんですけれども、現在行っています寒さ対策としては、業務用ヒーターなど暖房器具を使いまして防寒したり、服装、オーバーを着て体育館に入るとか、そのような寒さ対策をしていると。暑さ対策については、体育館の扉とか換気口を開けて換気をしたり、また、業務用の扇風機で送風とか、そしてまた活動時間を変更するとか、同じような感じのご答弁かなと思うんです。

特に、外気温が30度を超える5月から9月の4か月は、児童が本当に熱中症など思いがけない体調を崩すことがあるので、活動内容を変えたり時期をずらすなどしているということでした。また、各学校の体育館が避難場所となっているけれども、直ちに体育館へ冷暖房施設を設置することは難しいというようなご答弁がありまして、まさに同じような感じだったんやなど、5年以上たっても同じ環境なんやなということを感じたところですよ。

そこでちょっとお聞きをしていきたいと思うんですが、1点目ですけれども、熱中症対策について、体育館では扇風機とか大型の送風機を使用するなどして対策を講じているというご答弁でございました。現在行える対策というのはこれが限度なのかなというふうに、精いっぱいやっていたらいいんだなというふうには思うんですけれども、この状況をいつまで続けられるのかなというふうにも思うんです。

もうこの5年前の時点で多分もう暑さはかなり、何年か続いていた状態だったと思うんですが、そしてまた、これからも多分続くのではないかなというふうにも思うわけですよ。また、現状のそういう送風機とかを使って、体育館の温度というのはどれくらい下がるんでしょうか、教えていただきたいというふうにも思います。

2点目ですけれども、暑さ指数を目安に体育館での授業とか部活動の内容を変更したり子どもたちの安全を考えて対応してくださっているということだったんですけれども、そこで、教えていただきたいのは、エアコンなんかを整備されて温度調節ができる体育館になった場合、暑さ指数が高い日は変更などしなければ体育館を使っていけないというようなことになるのか、その点お伺いしたいと思います。

3点目なんですけれども、体育館への空調機の設置は、全国的に見ると、やっぱり財政力の豊かな大都市と地方の設置率には格差があるというふうにも言われております。確かにそうだというふうに思いますけれども、しかしながら、国の助成制度が拡充され、徐々に整備が進んできているとも言われております。近年、近隣市町を見ましても設置計画が進んでいるのではないかなというふうに私は感じているところでございます。

ご答弁としては、課題として、空調機の設置にかかる費用やランニングコストなど財政負担が大きいということでもございました。もちろんそうだと思います。

そこでお尋ねしたいんですけれども、町が空調機を設置した場合、どれくらいの

費用がかかるという試算はされたのでしょうか。試算をされた内容を教えていただきたいと思います。

また、今後、大規模な改修が必要となるというふうに想定をしているということでもございました。空調機の設置の検討を含めた一体的な整備が必要ということも述べられました。日野町公共施設等の総合管理計画の学校のところでは、「日野町学校施設の長寿命化計画に基づき、1、計画的な保全による長寿命化の推進、2、施設の安全確保、3、教育環境の充実を基本方針として、計画的な施設の長寿命化を推進します」というふうに書かれております。

建築年度もここに書いてあるんですが、必佐小学校が昭和53年と一番古くなっており、また、日野中学校は平成20年で一番新しい校舎というふうになっております。30年の差があるんですけども、町としては計画的に大規模改修というのも計画されていると思うんですけども、現在お考えの大規模改修の計画というのを教えていただきたいなと思います。

4点目ですけども、熊本地震では建物の崩壊などによる直接死より災害関連死が多かったというふうに言われています。また、能登半島地震でも長期にわたる不自由な避難所生活を余儀なくされた方がたくさんおられました。能登半島地震の教訓を踏まえ、今後、避難所環境の改善に取り組んでいくべきだというふうに私は思っています。

体育館空調設備に係る事業費の全額が起債対象となり、元利償還金の70パーセントが地方交付税交付金に算入される有利な、非常に有利な起債であるというふうなご答弁があったと思うんですが、これを活用して避難所の酷暑や厳寒対策としてエアコンの設置の検討はできないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 中西議員さんのほうから、小中学校のエアコン体育館のエアコン設置に係りまして再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の、送風機とか大型の扇風機の中でどれぐらい室温が下がったのか測っているかということですが、ここはちょっと具体的には測れておりません。ただ、風を当てるということでいいますと、室内の温度も若干は下がりますが、体感が多分かなり変わってくるのかなというところの効果はあるのかなというところなんです。特に今年の夏は暑かったですので、中学校の体育館も私も部活見せていただきに行きましたが、やっぱり暑さはなかなか大変なものでしたので、だんだんとやっぱりこの気象変化によりまして、そこはもう送風機だけではというような時代には入ってきているのかなというふうに認識しております。

2点目の、設置した場合の試算なんです。体育館の空調といいましても、いろいろございます。議員さんもお存じかと思うんですけど、例えばガスにするのか電

気にするのか、それから、そのいずれにしてもその機器を据置き型にするのか、体育館の上の歩くカーテンのところに据置き型にするというのがありますし、つり型にするというのがあります。

それから、大きなところでいいますと、体育館に断熱性を確保するかどうかということで、今、文科省のほうは断熱性をすると省エネにもつながりますしランニングコストにもつながるということで推奨しておられますが、体育館の建物に断熱性を入れようと思うと、やっぱりかなりの費用がかかりますので、そこら辺の、どういふふうにするかというところを今、検討まではちょっと至っていないんですが、研究をさせていただいているようなところです。

その中で費用も見るとということなんですが、例えば、断熱性のない場合、体育館に8台の据置き型のエアコンを置いた場合、空調機を置いた場合ですと、年間の電気では280万円というふうに、これ文科省の試算でいうとこれぐらいかかっています。この場合、ガスになったらどうなるのかとか、台数が減ったりとか、体育館の大きさによってもまた変わってきますので、一概には言えませんが、そのような試算が出ています。

これを単純に日野町6校で掛けると年間1,680万の電気代が要ということになるので、ガスになると若干またランニングコストは下がるかも分かりませんが、イニシャルコスト、その設置のときのコストが変わってきますので、そういうところもこれからは研究していかなあかんというところにあります。

3点目の、計画的な大規模修繕の施設の現在の計画というところなんですけども、具体的にどこの学校をいつというところの改修とか改築の年度は計画には計上しておりません。ただ、今回、必佐小学校が45年を経過しておりまして老朽化も激しい中で、改築にするのか大規模改修するのかというところでは、今少しスピード感を持って検討を進めなあかんという段階には来ていますが、校舎を見せていただいていますと、校舎だけではなくて体育館のほうもやっぱり同じように、同年ぐらいに大体建てておりますので、同じような傷みの激しさがあるので、そういうタイミングを見て、体育館も修繕する中でエアコンをもつけていくというようなことも検討の1つかなと。

ただ、そうなってくると、エアコンがそれまで各校が待ってられるかなというような現状も実際にはありますので、そこら辺のランニングコストとかいうところも考えて、また、町全体の財政も鑑みて検討しなければならないなというふうに思っています。

あとまた、日野町の場合は夜間開放もしておりますので、そのときの使用の方法でありますとか、学校の管理下外になりますので、一般住民さんがお使いいただくという中でいうと、その使用料でありますとかその電気代のランニングも計算

もしていかなあかんというところの中で、どのような維持管理をしていくかというところもまた1つのポイントになるかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 私のほうから、最後に再質問頂戴いたしました起債を活用したエアコンの設置をとということでございます。

ご回答させていただく前に、先日12月8日に全国消防操法大会の準優勝の報告会を、避難所となる西大路小学校の体育館で開催させていただきました。議長様をはじめ多くの議員様にもご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

当日、非常に寒い日でございまして、暖を確保するのに地域の皆様のご協力を頂きまして、ストーブを十四、五台、体育館の中に設置させていただきました。発電機も屋外、外に三、四台設置させていただいて、暖を取った状況でございました。

実際この西大路小学校、有事の際には体育館は避難所となる場所でございます。多くの住民の皆様が避難されまして、一定期間そこで過ごされると。そのような寒い日を実際、私経験させてもらうことができましたので、非常に厳しい環境だなというのも実感したところでございます。

今日の日野町の指定避難所ですが、27か所ございますが、幼稚園や保育園、公民館につきましても空調が完備されております。小学校とか中学校、大谷公園の体育館等につきましても同じような現状が起り得ることと思っております。それぞれの体育館にストーブ等を十何基ずつ入れていくと、いくら応援協定を結んで支援を頂くといいとしても、すぐにはそれだけ、100台近くのストーブなり、二、三十台の発電機を確保することが非常に難しい状況となっております。なので、防災面からいいますと、先ほどのスフィア基準等を鑑みまして、避難所運営の観点から空調設備は非常に有効だなと改めて感じたところでございます。

その中で、やはり先ほども教育次長申し上げましたが、いろんな課題解決が必要かと考えております。同じようなことを申し上げるんですが、設置に係るイニシャルコストにつきましても、当然、今おっしゃられました緊急防災・減災事業債を活用することが一番、町にとってもメリットがあることでございますが、ランニングコスト、あれだけ大きな体育館に空調を効かそうと思うと相当な電力等が要ると思いますので、今後どのように、導入に踏み切った場合に財政的な影響がどういうふうに出てくるのか等も試算の必要があるのかなと考えておるところでございます。

次に申し上げました方式、電気式なのかガス方式にするのか、それぞれメリット・デメリットがあると思います。電気式ですと停電が起きれば止まってしまう。デマンド方式を用いますと、一定の基準を超えれば、もう年間通した高額な金額になってしまうというデメリットもございます。ガス式ですと停電に関係なく供給はできますが、逆に、プロパンガスを確保する新たな協定なりそういったお話しも、

確保の相談もしていかなければならないということが必要となってきます。また、設置数や優先順位等もどう考えていくのか、長寿命化を鑑みたことも必要になってくると思っております。

最後に申し上げました運用規定、どういった場合に使用するのか、いろいろ問題があると思います。そういったことを解決することがまずは先決かなと考えておりますので、今後、協議をすることによって結論に至った場合につきましては、有利な国の交付金や、おっしゃられるような緊急防災・減災事業債を当然活用した導入というふうになっていくと思いますが、まずはいろんな諸課題を解決することが先決と考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問をさせていただきたいと思います。

正木課長から、電気代が年間280万かかるというお話をされました。設置費用は、先ほど言われましたように、大型もあるし小さいものもあるし、大きい型もつるし型もあるという話だったんですが、先進地ですよ、もう、滋賀県でいうと草津が一番、結構充実してはるのかなと思うんですが、中学校から始めてはる自治体もあるようにも思います。

それぞれガスを選択されるようなことであつたりとか、いろんな状況はあると思うんですが、そういうところ辺を平均して、じゃ、日野町、1か所当たりどれぐらいやったらという試算というのはやっぱりしていただいて、これも課題ですというのを教えていただけたら、一番みんなは納得するかなというふうに思うんです。そのところをもう1回ちょっと教えていただきたいと思います。

本当にこの状況、部活もやっぱり縮小しているような感じで、これをこのまま本当に続けて、何年も続けていって、本当に日野町の教育、いいんでしょうか。ちょっと教育長にもお聞きしたいと思うんですが、この状況を先生方に苦慮いただく、子どもたちもある程度の我慢というか、本当に体育館で思い切り走り回れるような状況がない状況を、ずっと今度の改修まで待つて下さいというのが本当に正しいことなのか、ちょっとそこを、私たち素人には分からないので、教育者の方にちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

また、体育館、災害の面から見たところでご答弁を頂いたんですけども、具体的には、先ほど言いましたように、中学校が平成20年で一番新しいですよ。体育館も修理がほかのところが必要というお話やと思うんですが、一番新しい、平成20年やったら16年ぐらいだと思うんですが、そこやったらある程度期間があると思うんですが、まず中学校に設置をしていただいて、体育館に、部活なんかも思い切りやっていたるように。

また、そこ、まあまあ中心にありますので、本当に体の弱い方ですとか、そうい

う方の避難所であったり、中心ですので、そういうような、まず使えるような体制ということも取れるのではないかなというふうに思いますし、そういうところから、全部するというのは物すごく、言われたように、もう何十億かかかるのかなというふうに思いますが、また、改修と一緒にするというと、もう1つ巨大な額が要るのかなと思うので、やっぱり一つひとつ考えていかないと私はこの設置は進まないのではないかなというふうに思いますので、その点のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 再々質問を頂戴いたしました。

まず、近隣の県内の他市町につきましては、お隣の甲賀市で中学校のほうへ設置されていますので、今ちょっと連絡を取らせていただいているような状況のところ、そこをもつての具体的な試算というのはまだちょっとできておりません。

ただ、全国的な設置の費用の試算を見ていると、先ほど言いましたようにいろんなパターンがありますので、どこまでするかとかどんな機種をつけるかというもあるんですけども、平均して4,000万から6,000万ぐらい1校について要するというふうに情報としては持っております。

ということは、今ほど議員さんおっしゃいましたように、一気にということというのも、あとは事務者の体制も、業者に「はい、して」というわけにいきませんので、設計して入札してといういろんな事務手続もあるとなると、また、このこちら側のスタッフの確保も必要になってきますので、そういうことからいうと、議員さんおっしゃるように順次計画的に進めていくということも、ちょっと至急にまた研究というか調整していく必要があるなというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） ありがとうございます。ご心配いただいて大変申し訳ないなというふうな思いでいっぱいです。

とにかくその暑さが異常なまで暑いというところで大変苦慮しているというふうなことが現場の実情でございます。体育館のことも話題になったんですけども、それ以外にも、運動会をするにあたって運動場も使えないと。砂漠のような状態の中で、運動会に向けた練習もなかなかままならないというふうなことがあって、開催の時期そのものもこれから検討していくというようなことも重要になってきているというふうなことを思いますし、さらには、夏場やっています体育の水泳、プールサイドすら暑すぎて、足の裏をやけどするので入れないというふうな状況になっているというふうなことで、学校のほうで今してもらっているのが、時期そのものを見直していこうというふうなことをいろいろ取り組んでもらっているというのが1つあるかなというふうに思っています。

それと、体育館が使えませんので、学校によっては、幸い教室にはエアコンを入

れてもらっていますので、教室の中で、室内でできるようないろんな運動とか、体育のいろんな、例えばマット運動とか、そういった形で、中のできるものについてはそういったところでしていこうというようなことで取組をしてもらっているというのがあるかなというふうなことを思っています。

ただ、先ほど中学校の話もありましたけども、中学校は部活動がありますので、室内の体育館でする部活動については止めるわけにはいきません。今年も中学校の男子のバスケットボールのクラブの子たちが県の大会で優勝して、近畿の大会で準優勝して、全国で何とベスト16になると。16になったチームを全部見てみると、私立の中学校が大変多い中で、まさに純粹の日野町の子たちが出て16まで残っているというのは、もう町にとってやっぱり私は大きな誇りやと思うんです。

その子たちは大変暑い中、本当に、暑さ指数も気にしながら練習をしてくれているというふうなことを考えると、このままの状態で放っておくということはいかなものかなというふうなのが私の思いでございます。

ゼロはいつまでたってもゼロでございますので、ゼロを1にするための何らかの動きをこれから取り組んでいく必要があるかなというように思いますけれども、何分、財政面でもいろいろと計算しなければならない面もありますので、いろいろと、議員の皆さんのいろいろとお知恵を借りながら、みんなで工夫をしていきたいなというふうな思いでいっぱいです。どうぞまたこれからもご指導下さい。よろしく願います。

議長（杉浦和人君） 総務課主席参事。

総務課主席参事（岡本昭彦君） 最後に、中学校からエアコン、災害弱者等にも対応したエアコンをおっしゃられました。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、計画的に優先順位等も考える中で、どこをまず1番にするか、長寿命化の道もございしますが、そこを判断していきたいと思っております。

ちなみに、令和6年3月議会のときに松田議員から同じようなエアコン設置のご質問を頂きましたときにちょっと調べさせていただいたんですが、新聞にも載りましたが、草津市におきましては、公立小中学校20校の体育館に全部空調設備を入れるということで、昨年度に18億5,000万ほどの債務負担行為をされ、本年度20校、順次工事をされ、今現在、半分ほど完了したと伺っております。全額、緊急防災・減災事業債で対応されたと伺っています。

大小あると思うんですが、予算18億5,000万の20校で単純に割り戻すと9,000万、1校当たりになるのかなと思いますが、ちょっと予算上のレベルですので、入札等、そこまでは把握しておりませんが、そういった状況でございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） いろいろご答弁いただきまして、草津のようには、全部を一気

にするというのはこの日野町の財政力では本当に厳しいかないのは私でも分かるんですが、日野町に合ったというわけではないですが、やっぱり中学校からまず取りかかっていたら、順次そうしたらこと、計画的に進めないと、本当にこのままでいいのかというのはご父兄も思っているんじゃないかと、もちろんいろんな方が心配しているんじゃないかと、もう先生方も本当に苦労されているという点も考えていただいて、しっかりと前向きに検討していただきたいと思いますというのが私の思いでございます。

多くの議員さんもこの質問をされておまして、先ほど報告会のお話をされましたけれども、その中の来賓の方もこの西大路体育館に空調設備をつけてくれみたいな話もされました。前の議員の日野の団長さんであります奥平さんも何回かこの質問をされて、要望をされておられます。災害上でも、やはり避難所というの大切さということは皆さん要望されておられますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時45分から再開いたします。

－休憩 15時33分－

－再開 15時45分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 質問通告書に従いまして、1問質問させていただきます。よろしくお願いたします。

今般、日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）が発表され、パブリックコメント（住民意見）が募集されています。まだ計画案の段階ですが、今回、これまでより詳細な執行側の考え方が示されており、そして、パブリックコメントを募集中であることから、私の考える疑問点をただし、また、地元の声や私の考えを表明させていただきます。

この件につきましては6月や9月議会の一般質問においても、いろいろな角度から複数の議員が質問されてきたところです。また、先ほどは松田議員が質問されたところです。

町の子どもの出生数は、平成24年には190人だったものが平成31年には144人に、また、令和5年にはその4分の3の106人と減少が続いています。現状では親のニーズと町の各施設の定員がアンバランスなことは言うまでもありません。

そして、今回この、再編整備案と略しておきます、再編整備案では、私立保育園

の2園、小規模保育園2園、幼保連携こども園を3園とすることについては、総論としては私も理解してきたところです。

しかし、今般、こども園の3園の設置場所が新たに公表されました。再編整備案によりますと、必佐地区にある810平方メートルのこぼと園を中規模こども園に移行、西桜谷にある桜谷こども園の第2園舎515平方メートルを小規模こども園として運営、そして、2,800平方メートルの大規模こども園を新設するとあります。

この2,800という規模は、例えば長方形なら40メートル掛ける70メートル、正方形なら53メートル掛ける53メートルの大きさと計算上は想定できるところです。新設される大規模こども園について伺いたいと思います。

1番目。面積まで掲示されておりますが、既に新設される場所が決まっているのですか。町有地で未利用地であるなら面積まで分かっていることは理解できますが、2,800平方メートルとした理由をお答え下さい。

2つ目。今後の議論で、建設までに出生数や利用者数の関係等で過大な面積と認定されたら、この2,800平方メートルは縮小することはできるのでしょうか。

3番。大規模こども園の場所が決まっていることから、中規模と小規模こども園を必佐地区と西桜谷地区の既存建物としたものですか。

懇話会、これはこの前にありました幼児教育保育の在り方懇談会の略をさせてもらっています。懇話会で、こども園2園であった答申を3園と変更されています。南比都佐地区区長会では何年も前から、幼稚園からこども園に移行する要望を行政懇談会やあらゆるところでされてきました。我が地域の要望を聞き入れていない結果になっています。桜谷こども園を縮小し残すことになった経緯を、南比都佐地区要望との関係から説明を求めます。

5番です。今回、町内全幼稚園を廃止することから、幼児教育施設の配置については、行政区(小学校区)の公平性を配慮しなくてよくなったと思います。よって、子どもの数、対象年齢の世帯の分布、また、住宅団地での対象世帯の新築状況等々から立地場所を考えていくものと考えていますが、どのような考え方で開設場所を考えられたのでしょうか。

なお、私立保育園の場所が固定していることから、こども園3園と小規模保育園2園の地域バランスを町はどのように考えているのか、説明を求めます。

6番目。大規模こども園の設置場所ではありますが、日野地区には既存の私立保育園が2園あります。さらに大規模こども園を日野地区に建設するなら、民業圧迫になるのではと心配しています。

また、子育て世代、働き手世代の町内人口が日野地区に集中し、行政サービスがアンバランスになるとも考えます。改めて、大規模保育園の設置場所の選定基準、条件、これどう考えているのか伺います。

7番目です。小規模保育事業については、令和5年4月21日にこども家庭庁成育局長から「3歳以上児の受入れについて」という表題で、条件が適合すれば小規模保育園においても3歳から5歳児を受け入れられるとする通知文が発令されています。このことは検討されましたか。

ここから、違う視点でまたもう一度、町の方針や今後の対応を確認させていただきたいと思います。

8番。改めて伺いますが、南比都佐地区で子どもが小規模保育園に通っていて、3歳になると他地区のこども園または保育園に、くら替えという言葉を使いましたが、替わることになります。そのとき、第2子ができた場合、きょうだいと共に同じ園に通うことをはっきり約束していただけますか。

9番。祖父母がおられるご家庭などでは、こども園の特に短時間部の最寄りの施設に入りたいとの希望が強いと私は考えます。そのほか、親の就労場所の縛りがなければ、自宅に近い施設を希望されることでしょうか。

例示して尋ねますが、こぼと園から移行するこども園は、必佐地区とともに南比都佐地区でも最寄りのこども園になります。もしそのこども園に例えば、必佐地区の中山や石原地区や南比地区の希望が集まり、定員に達しオーバーフローする場合、里口地区や内池地区、また、十禅師地区など日野地区寄りにお住まいの子どもたちは、新設の大規模こども園かわらべ保育園に振り分けてもらうのが公平、妥当と考えますが、町はどのように対応されるのでしょうか。

なお、地区内に3歳から5歳児の通う施設がなくなる南比都佐地区については、優先枠を設定できないか伺います。

10番です。前回の議会では、町の子ども人口のさらなる減少が続けば、今回決めたこども園、小規模保育園、私立保育園の定員数や施設数を見直す必要があるとの発言もありました。当然ですが、このような見直しはどのようなスパンで行いますか。また、懇話会で上がっていました「適正な規模での保育幼児教育」を尊重されますか。

11番です。今回の再編で子どもの送迎が大きく変更となります。遠方にあるご家庭によっては、町の施策により出勤時間や生活そのものに影響を及ぼすことも考えられます。通園バスの導入を行う考えは町にありますでしょうか。

12番。現在の案では、西大路地区は未就学児の施設がなくなり、鎌掛や南比地区においては3歳から5歳児に対応する施設がありません。また、民間の法人が経営することになり、大きくさま変わります。この3地区や現行の公立保育園や幼稚園がなくなる各自治会には、個別に自治会の総集会や常会というところに説明に向く必要があると考えます。今回は地元到手厚い対応が必要と思っております。地域とのコミュニケーションをどのように取っていくか、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） ただいまは日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）における認定こども園等についてご質問を頂きました。

まず、1点目の、新こども園の場所については、現在選定中でございます。また、2,800平方メートルという面積につきましても、現時点における想定地での建築面積でございます。

2点目の、新こども園の建築面積については、今後、園の機能や規模等を検討する中で設定していくこととなります。

3点目については、大規模こども園の場所を前提として中規模および小規模こども園の場所を決めたわけではございません。

4点目の、今回の幼児教育保育施設の再編整備については、先の日野町幼児教育保育施設の在り方検討懇話会の2年にわたる議論や保護者の声や現場の保育士等の意見を踏まえ、基本的に既存の学区にとらわれず、全町的な視点に立って計画しております。

その中においても各地区から様々なご意見やご要望を頂いており、計画全体において地域的なバランスも一定考慮し、策定をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

5点目の、今回の幼児教育保育施設の再編整備における開設場所については、町全体を一くくりとし、既存の私立園の立地を含めて、公立園と私立園が共に連携をしながら現在の様々な保育ニーズ等に対応できるよう、開設場所を設定いたしました。繰り返しとなりますが、地域的なバランスについても一定考慮しつつ、全町的な視点に立って策定しております。

6点目の、保育所および認定こども園の入所については、保護者の希望を優先しつつ、町により入所施設の調整をします。調整については、私立園、公立園を問わず全体的な定員のバランスを考慮いたしますので、それにより民業圧迫にはつながらないと考えております。

また、大規模園の立地につきましては、交通の利便性や行政機関との連携性に加え、現実的には町全体における中心性も一定考慮すべきと考えております。行政サービスの公平性につきましては、町全体の課題として議論を深めていくべきと考えております。

7点目については、こども家庭庁からの通知文は承知をしております。

まず、小規模保育事業者の対象年齢は0歳児から2歳児までですが、この年代はじっくりと一人遊びをすることや愛着形成を育む時期となります。一方、3歳児から5歳児までは多くの園児と関わることで人の多様性やコミュニケーションを経験し、集団の中で心理的な土台を形成する時期だと考えております。

子どもには年齢に応じた発達段階があり、3歳児から5歳児までは一定の集団活動が可能な環境を整えることが子どもの立場からも大切であると考えております。

8点目、9点目の、兄弟の入所および3歳から5歳までの入所でございますが、保育所および認定こども園の入所につきましては、保護者の就労状況や家庭状況等を点数化し、ルールに基づき公平に入園調整をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

10点目については、現在策定中の日野町幼児教育保育施設再編整備計画（案）は施設の再編整備が完了するまでのものと考えておりますので、期間を設定した見直しは考えておりません。しかしながら、計画の前提となる環境が大きく変化をすれば、それに伴う変更はあり得るものと考えております。在り方検討懇話会の提言にある「適正な規模での保育幼児教育」につきましては尊重させていただきたいと考えております。

11点目については、就学前の子どもがバス通園をされると、安全性の観点から保護者への引渡しが必要となります。保護者の立場からすると、引渡しのために毎日決まった時間と場所で待つ送迎する必要がございます。保護者の多くが就労し、自家用車にて通勤されている状況からすると、現実的には自家用車により送迎するほうが利便性があるものと考えております。

12点目については、今回の幼児教育保育施設の再編整備では、各地域においても様々なご意見があることは十分承知をしております。地域とのコミュニケーションにつきましても大切であると認識をしておりますので、地域等から要請がございましたらご説明にお伺いをさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 説明ありがとうございます。少し私が理解できなかった点も含めて、再質問させていただきます。

1番目のところで、2,800平方メートルの面積につきまして、想定値という言葉が出ております。この想定地の内訳を私としては質問したかっただけですけども、この面積いうと現行3園分ぐらいを足したような面積かなと思うんですが、それでいいか、確認させていただきます。

次の2、3については、了解しております。

続きまして、4番、5番のところではありますが、私はこの開設場所につきまして質問させてもらったわけですが、全町的な視点に立ってということでお答えを頂いております。質問の中でも私述べましたが、子どもがたくさん住んでいらっしゃる所に建てるとか、また、もしくは、住宅団地の新築されているところが顕著にここは多い、すぐにもう赤ちゃんなり小さい子どもが集まるであろうと、そういうところを中心に考えるのかなというところで思ったところですが、そうでもないよ

うですので、町の言う全町的な視点についてもう少し具体的に、ポイントといえますか、そこを教えてくださいたいと思います。

そのポイントは教えてくださいまして、さらに再質問とさせてもらいまして、何が決め手になって、こぼとの移行することも園、もしくは桜谷こども園が選ばれたのか、会議でどういうことで決まったか、その理由、町民の皆さんに納得いく理由。特に南比都佐地区の者については遠方になりますので、そこら辺を、そこについてをきっちり教えてくださいたいと思います。

続きまして、7番目につきましては了解しました。聞いていますと、2歳から3歳の話も先ほど出ておりましたが、また、そしてさらに、小学校に入る前の5歳から6歳、小学校入学のときの壁もあると聞いております。学校のほうに、教育委員会関係になるかと思いますが、ご苦労をかけると思いますが、今までよりばらせることになりますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、8番、9番のところでございます。ルールに基づき公平にやっていますという、これはもちろんそうですが、いうお答えを頂いております。親の仕事、保育園ですので、そもそも入るための条件もありますし、仕事に行く方面という意味になるんですけども、親の仕事の要望以外については、最寄りの園に通園したいというのがどの親も願っております。

まず、今回はこの学区の中から3歳から5歳児の施設がなくなります。そのことで最寄りの通園のところ、このルールでいくと大きいのかなというのも私は思っているんですが、町の考えるこのルールはどのような順位で、どのようなウエートで決まっているのか教えてくださいたいと思います。

次へ行きますと、11番目は、バスのデメリットを書いております。一定、私も理解できました。ただ、全てのご家族が車を使えるわけでもございませんので、町の施策の変更で手段がなくなるようなおうちもあるかもしれませんし、寄り添った対応をお願いしたいと考えております。

以上につきまして再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま柚木議員から4点につきまして再質問を頂いたと思います。

まず、1点目の、新こども園に関係すると思われる2,800平方メートルの面積値についてということで、先ほどの松田議員の中にもございましたが、今もおっしゃるとおり想定値ということではございますが、あくまで目安といたしまして、現有、あおぞら園、日野幼稚園、そして必佐幼稚園、この主に3園の、大きい施設3園の面積値を参考にしながら、本当に想定値ということ掲げた数値ということでご理

解をお願いしたいと思っております。

2点目の、開設場所の全町的な視点ということで、学区にとらわれずということで、柚木議員の質問の中にもありましたが、今回、公立施設の集約化によります再編整備により、よく学校で言われています通学区域というのがなくなるということになります。全町的な視点ということにつきましては、日野町内全部を1つの区域ということで、公立園、私立園の両方を含めまして、どの地区が、どこからでもそういった園に通えるという状況をつくりたいというふうに考えております。答弁がありましたように、保護者が希望される園、施設に通える、どこでも通えるという状況を想定しております。

そういった様々な家庭事情、それから保育ニーズに対応できるように、町内全域で園の配置もバランスを考えながら、今回の再編整備計画案を策定させていただいたという状況でございます。

そして、3つ目の、なぜ、こぼと園、桜谷こども園を残してということで、理由ということでもありました。

今回の再編整備計画の中には、施設の老朽化ということでの対応といたしまして、各公立園施設の建築経過年数を示しております。まず、こぼと園につきましては、まだ建築から10年というところで比較的新しい園舎ということがまずございます。また、十分これからも活用できるものということでの設定はもとより、今の現在におきましてもこのこぼと園につきましては、日野地区、それから南比都佐地区等から通園されているお子さんも多々いらっしゃいます。そういったことから、保育ニーズとしてはこども園を活用できるかなということで、まずこぼと園ということで設定をさせていただきました。

それと、桜谷こども園のほうでございます。こちらのほうは建築年数は30年はたっておるんですが、まずは保護者さんの勤務地、就労先について、桜谷地区には大きい工業団地とか、それから大規模な企業さんもございます。そういったこともありまして、東西桜谷地区の方々はもちろん、こちらのほうにも日野地区や西大路地区、また、必佐地区などから子どもさんにも通園いただいている現状がございます。そういったことで、そこの必佐のこぼと園と桜谷のこども園ということについては、こども園化して活用していきたいというふうなこともあります。

また、桜谷こども園につきましては、実は平成29年度に桜谷こども園化していただいていた。当初、保育所さくら園と、それから桜谷幼稚園がもともとあったんですが、町からの提案と、それから、熱心に地元さんで協議をいただいた中、小学校は桜谷の東桜谷地区、保育所、幼稚園については西桜谷地区ということで、その当時、協議に関わった方々からもちょっと教えていただきました。

そういった経過もありまして、先進的にそういった集約化を進められてきたとい

う地域でもございますし、そういった地区の思いというところもございまして、実際の現状、通園されている子どもさんの現状もある中、桜谷こども園の活用も含めたということでございます。

また、最後、4点目でございます。点数化のルールというところで、どのようにということございました。答弁の中にもありましたように、保護者の希望を第一にということでございますが、入園の申込みの際に保護者さんのほうから第3希望まで、まず入園の希望を頂きます。そういった中、その希望される園に事前に割り振りをさせてもらいまして、そこから各保護者さんの就労状況やいろんな身体状況でありますとか家庭状況などについて一定の点数化をさせていただいた中、そこに家庭状況、独り親であるとか兄弟姉妹がいらっしゃるご家庭とか、そういった状況も踏まえました中での一定の点数化をして園の割り振りをさせてもらっておりますので、そういった形でのルールに基づいて、それぞれ入園の割り振りをさせてもらっているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 答弁ありがとうございます。もう少し深く聞きたいところもあるんですが、ちょっとこれは置いておきまして、ちょっと私も町内各園、各地区でどれだけ利用者がおられるか、子ども支援課に行って数字を聞いていたんです。ちょっとこの数字を発表させてもらいます。幼稚園、こども園、そして保育園の利用者の地区別内訳です。全体では594名、日野町で利用されていまして、そのうち日野地区が266名、東桜谷地区29名、西桜谷地区20名、西大路地区75名、鎌掛地区が13名、南比都佐地区53名、必佐地区が150名ということです。小学校も学校の大きさからいいますと、小学生は日野地区が一番多くて512人、次、必佐地区276人、そして南比都佐地区が90人、そして西大路地区が86人。通学の柔軟化もあるので、西大路、ちょっとその数字もあるのかなと思いつつ数字を取っていました。そして、桜谷小学校が78名です。

私の地域のほうから考えたら、この人数も考慮に入れて場所を選定してほしかったなというところではあるんですが、町の方針がそのように説明いただきましたので、一応そこは了解させていただきたいと思えます。

再質問はありませんし、これにさせていただきますが、あと最後に、先ほどの話の中でも言いましたけど、幼稚園のある地域につきましては、自治会につきましては、本当に草刈りとか、それからまた行事に対する協力とか、幼稚園とかの朝夕の送迎のときの駐車場を村の土地、例えばグラウンドゴルフ場とかそういうところを貸していただいたりとかしておりますし、自分のおうちとまでは言わないんですけども、自分の地域の人として、本当に熱い思いで一緒に見守っていただいていたと思ってます。特になくなる、と決まったのかどうかはまだ分かりませんが、なくなる予

定の西大路地区や南比地区には、各自治会に説明に行っていたきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私は1題ですので、終わらせてもらいます。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、通告どおり、私の一般質問を始めたいと思います。

今日は2題ということで、まさに時代の転換期かなというようなところで考えております。ですので、もう既に時代は曲がり角、変わったというような感じで、ぜひそういうマインドセットで、皆さんともお話をしたいなと思います。考え方自体を転換していくタイミングかなというような気がしております。

では、まず、1問目です。地域幸福度、Well-Being指標を活用した政策立案というような題でお話しさせていただきます。

近年、国を挙げてウェルビーイング、幸福度というものを重視した政策が推進されています。ウェルビーイングとは心も体も社会的にも満たされた状態のことです。それは人それぞれに違うものではありませんが、幸せやなと思えるような状態のことかと理解しております。この言葉も今まで、5年ほど前はほとんど皆さん使っていなかったかと思うんですが、もう今や説明が必要ないぐらい、この議会内では使われているかと思えます。

令和5年にはデジタル社会の実現に向けた重点計画というような国の計画とかデジタル田園都市国家構想総合戦略などで地方自治体におけるWell-Being指標の活用を促進することが閣議決定されました。決めたということです。

それで、また、令和6年、今年、つい先日の石破総理の所信表明演説では、官民で総合的な幸福度・満足度の指標の策定を共有するとおっしゃられました。また、デジタル庁では、地域幸福度（Well-Being）指標とは、市民の暮らしやすさと幸福感を数値化・可視化する指標である、地域幸福度（Well-Being）指標の活用は人々の心豊かな暮らしへつながっているというようなことをうたっています。また、根拠を持った政策立案、EBPMと呼ばれるようなものの根拠にもなる、有効であるとしています。

現在の経過としては、昨年2023年に全国アンケートを実施したとデジタル庁は報告しておりまして、8万件以上の有効回答を得ていると。それで、今年3月、2024年3月にはウェブページを公開しまして、地域幸福度（Well-Being）指標活用サービスというホームページを公開しております。そして、10月、本当に最近の10月には、自治体の求めに応じワークショップのファシリテーターを派遣する申請の受付を開始したということで、まさに動き出しているというような状態です。そして、ホームページ上では、現在は自治体アンケートを実施するツールが無料で使えるように公開されております。

そのような状態をもちまして、日野町でも、幸せや豊かさを感じ、生きがいを持った人材を育成し、幸福度の高い地域社会の実現を図ることは、人口減少社会において特に重要な点視点だと考えます。しかしながら、日野町において幸福度を軸とした取組は現在実施されておりません。

というようなことで、今回は、幸福度と地域づくりを考えるにあたり、地域幸福度（Well-being）指標を活用した政策立案を切り口に、分割方式で質問を行います。

ちなみに、このホームページをご覧の方も、添付の資料がございますので、野矢の資料1つ目というのを見ていただきますと、デジタル庁が先日、滋賀県立大学大学院副専攻・近江環人地域再生学座という授業におきまして使用されましたスライドを、許可を得てこちらに載せております。こちらの講義には町長も出席されていたということです。これを参考にいただきながら、確かに書いてあるなというようなことを確認していただくといいかと思えます。

では、分割方式ですので、まず、はじめに質問を読み上げます。

1つ目。日野町において現在、幸福度というものはどのような位置づけであるか、教えて下さい。

2つ目。過去に幸福度を調査・分析をして政策への反映をしてきたことがあるか、教えて下さい。

3つ目。地域幸福度（Well-being）指標というものは根拠を持った政策立案（EBPM）につながると書いているんですけども、つながると当町でも考えられるか、お聞きします。

次に、4つ目。現在の総合戦略などのKPIは見方によっては形骸化しているのではないかとの評価もあります。幸福度指標のように共通のゴールをKPIに反映させることで、自他ともに活動の評価がしやすくなるのではないかと考えますが、いかがですか、これも添付資料の下のほうに載っているものです。

5つ目。デジタル田園都市国家構想推進交付金タイプ2、3に該当する事業であります。地域幸福度指標を活用するという事業がデジタル田園都市国家構想推進交付金に該当するという事です。人材の派遣もいただきながらノウハウをもらって、さらに交付金により予算も獲得できるとするならば、滋賀県下でも先進的に日野町で取り入れることはできないのか、また、どうすれば取り組むことができるのか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 7番、野矢貴之君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 地域幸福度指標を活用した政策立案についてご質問を頂きました。

まず、1点目の、幸福度の位置づけにつきましては、明記して位置づけているも

のはございませんが、第6次日野町総合計画の目指す姿の実現に向けて、幸福感や暮らしやすさを高めることは大切な視点であると考えております。

2点目の、幸福度の調査については、現在取り組んでおります第6次日野町総合計画の見直しの中で実施をいたしました住民意識調査において、どの程度幸せであるかを設問として設けており、今後その内容を分析する予定をしております。

3点目の、EBPMにつながるかについては、幸福度の主観指標と客観指標を導くための設問やデータを適切に設定し、両指標をバランスよく活用することで、町民の幸福感と暮らしやすさを可視化できるものであり、政策立案において根拠（エビデンス）になり得るものと考えております。

4点目の、幸福度を共通のゴールとしてKPIに反映させることについては、施策の評価に関して、これまで様々な種類のKPIに対する評価に比べ、幸福度という総合的な指標であるため、町だけではなく様々な主体と評価結果を共有できるものと考えております。

最後に、5点目の、デジタル田園都市国家構想推進交付金におけるデジタル実装タイプのタイプ2、3については、オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装により地域住民等のウェルビーイングの向上を図るモデルケースとなり得る事業が対象とされています。

広義の幸福度は、公共政策の改善に役立て、その効果として表れる幸福感や暮らしやすさを結ぶ指標であることから、当該交付金の活用にとらわれず、政策を展開する中で、必要に応じてデジタル庁が提供する地域幸福度（Well-being）指標の活用について研究をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ご答弁いただきました。ほんのりと、幸福度を意識していこうというような感じは伝わってきたんですが、いかんせん研究というような言葉を頂きまして、昨日から、詳しい方のお話によりますと、研究と検討と実施みたいな感じで最低ランクなのかなと思って、ちょっと今、で、どうなのというところをちょっと再質問していきたいなと思っております。前向きな研究ですかね。

まず、幸福度の導入は大切なんだろうというようなところは共通認識にあるのかなというような感じなんですが、それを実施するかどうかというところですね。まず、3つほど再質問したいと思うんですが、前段としまして、現状はもう、これは恐らく転換期はもう来ているというような僕は気がしているので、ちょっとそのことについてできるだけ情報共有をしたいと思えます。

先ほども言いましたように、5年ほど前は、例えば社会教育とかウェルビーイングという言葉は当たり前には使っていなかったです、私たちも。ところが、もう今は当たり前に使っていると。この速度、すごく早いと思うんですが、もうこれは1

つの方向に向かう時代は終わったという感じで、それぞれの豊かさとか幸福を言語化してかなえていくようなときに僕は既に入っているんじゃないかなと思っております。

この裏づけでいいますと、さっきも申し上げましたが、骨太の方針等々、閣議決定されていますとか、総合戦略、所信表明、こういった交付金メニューがあるというようなところとか、ビジネス方面でいいますと、厚生労働省や経済産業省がウェルビーイングの向上と生産性向上の好循環があるというようなことを報告や提言をしていることによって、ウェルビーイング経営というのがもう既にビジネス化されていたりしています。

例えば、富山県はかなり先進的だったと思うんですが、富山県はウェルビーイング推進課というのを置いておられまして、むちゃくちゃ丁寧に説明がホームページ上で行われています。多分、相当ご苦労されただろうなと思いますが、このウェルビーイングを目指すことが経済成長の目的であり手段でもあるとそこではうたわれておられまして、さらに、富山県のホームページ上から個人のウェルビーイング診断ができるようになっています。

これ相当先進的だなと、ほかの県では多分あんまり出てこなかったのではないのかなと思うんですが、また、例えば愛知県の蒲郡市でもウェルビーイング推進課というものができております。ここまで、推進課までつくっているところは検索した感じではほとんどない状態ではありますが、もう既にこういうところが発動していて、武蔵野大学ではウェルビーイング学部が昨年できました。

こんな感じで、もはやこれはもう、もう1回戻るようなものではなくて、どこから手をつけていくのかというような、もうこれはするものだろうみたいな感じで思っています。あとはいつやるのというような感じで僕は捉えていて、今お話をしたいんですが、これはぜひやってほしいし、やりたいと思っています。

そもそも共通の目的だと思いますので、幸福度の高い暮らしをつくろうというようなことは私たち共通の目的であるし、みんなもそうしてほしいと思っています。この幸せに暮らすというのは、ある種積み上げられたスキルかなというふうにも思っていて、私自身の個人の見解ですが、そういったスキルを身につけた人材をつくっていくというような観点ってすごく大事かなというふうにも思っております。

例えばビジネスでいいますと、今、ビジネスシーンで何かを売るとかサービスを継続的に提供しようとする場合、顧客満足度の調査というのは恐らく当たり前に行なって改善をしていくというような気がしますが、行政において住民サービスという言葉がいいか分かりませんが、ただ、満足度は幸福度という言葉に置き換えられるんじゃないかなと思っております。

ちなみに、厚生常任委員会で昨年この幸福度について取り組もうとしました。自

主的に何とか取り組めないかなということ、昨年12月に実際に取り上げて取り組もうとしたんですが、ちょっと断念したという経緯があります。その断念した理由は、当時ツールがなく、独自で研究するか先進的なところに研修を仰がなければいけないというようなところがあり、その先生がすごく忙しかったと。そういうようなところまでやろうとしていたんですが、難しいなど、取り組むのが、独自に、というふうに思っていた経緯があつてです。

ところが、今このような形でデジタル庁が実装してきたというようなタイミングですので、これならいけるなというふうには思っております。

そこで質問なんですが、まず、住民意識調査で幸せに関する設問があるというような形で、5年に一度ほど住民意識調査されているのかな、というところなんですが、この設問は幾つか、複数あるのか。また、もし1つだけざっくりと、今幸せ感を感じていますかというだけであれば、その現状のデータだけ、それをどれだけ分析しても、幸福度向上を目指す政策にまで反映させるというのは難しいのではないかと、新しく調査をしたほうが幸福度に関してはよりよいものができるのではないかとと思いますが、いかがか。というのが、これが1点目。

次に、2点目なんですが、現状のK P Iの設定についてです。

先ほど、このK P IはこれまでのK P Iに比べて様々な主体や評価結果を共有できるということで、前向きな、好意的な答弁を頂いたとは思んですが、実際にこのK P Iはなかなかゴールの共有というのがみんなですると思えていなくて、総合戦略等々のK P Iを見ている、これはどこに向かっているのかというのがやっぱり分かりにくかったりしていると思います。

あと、それをやった後どうなのかという波及効果を追いきいみたいところがあつて、そういう意味で、幸福度を用いるようなものをすれば共通のゴールとして導入できるんじゃないかと思いますが、これはK P I設定に実際に反映できるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、最後、3点目なんですが、実際、正味この地域幸福度指標の活用というもの、またはその調査、それをやってほしい、やったほうがいいんじゃないかと思っています。ちなみに、これは似たようなことをもしやろうとした場合、いや、幸福度は大事だけど、もうちょっとほんまに研究が必要なみたいな感じで考えた場合に、これ恐らく研究の必要がない、恐らくデジタル庁が出しているもの一択じゃないかなと思っております。

それは、今まで私たちも厚生常任委員会等で調べたもののそのデータが全て、このデジタル庁が出している、同じ先生がやっている、第一人者であるというようなところも含めて、そして、国が地方自治体で同じものを使っていることによってノウハウやデータの共有が行われて、私たちの町だけが独自でする理由、完全オリジ

ナルで構築しようとする理由がないというふうに思っておりますので、お金もかけなくていいというようなところでは。

なので、そういう意味でいうと、そんなに研究せんでも検討したらいいんじゃないかなと思っただけなんですけども、とか、実施すればいいんじゃないかなと思っただけなんですけども、それを例えばできない理由はあるのか。前向きな研究なのか。できない理由はあるのか。また、これは住民の幸福度向上というものを本当にやっていくと考えたときに、これやる以外ないかなと思っただけなんですけども、それに勝るほどやらない理由があるのかというのを、これ3点目としてお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（小島 勝君） 地域幸福度（Well-Being）指標の活用について、3点再質問いただきました。

まず、1点目でございます。住民意識調査の内容をというところでございます。今回しました幸福度の調査ですが、主観的な幸福度ということで、10段階の設問1つでございます。これをどういうふうに分析しようかと今のところ考えているのは、総合計画はやはり様々な主体で、みんなで町を、施策を展開していこうという考えがございますので、協働を問う設問も分野ごとにありますので、そこをクロス集計してどういう傾向が見えるかなという分析をしたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

2点目です。KPIです。確かに、ただいまの計画であります地方創生の総合戦略のKPIにつきましても、それぞれいろんな指標がございますので、確かにこれが順調に進んでいるかというのがなかなか難しい、評価するのは難しいところでございます。そのことから、現在は数値の評価に加えて、事業の取組、事業の内容も加えた評価を加えて、総合的な評価ということで総合戦略を評価しているところでございます。

これに代わるものとして、幸福度をKPIで設定できるかというところでございますけども、可能とは思いますが、先ほど町長が答弁しましたように、幸福度を測るための住民さんが感じておられる主観的な指標と、またデータとか、いろんな統計データに基づきます客観的な指標、これを適正に制度設計しないと、そこがずれた評価で出てしまうという危険性も含んでいるかなというふうに思っておりますので、その必要があるかというふうに考えております。

3つ目の、実際に、せっかくデジタル庁でツールができたので活用をというところでは。できない理由というところでございます。研究してまいりたいというところで町長答弁したんですが、私このツールの指標を詳しく見ていまして、日野町がどういう傾向かなというのも、主観的な指標については実際にアンケートをしておりますのでございませぬが、客観的な指標のところを見させていただきました。

そういった中で、偏差値の中で高い分野が3つございまして、高いものが自己効力感、地域とのつながり、住環境、この3つだったというふうに認識しております。その中で、例えば地域とのつながりという指標を見ますと、それをどういった過程で導いているかといいますと、日野町も活用しているんですが、移住スカウトサービス（SMOUT）、これに掲載されましたプロジェクトの数ですとか、そういったものが基になっています。

ということは、そこにどんどんどん載せていけばそこがよくなるというようなことも影響しますので、そこは、その数字が果たして評価するのに適切かどうかというの踏まえながら活用していくことが最良かというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

野矢君。

7番（野矢貴之君） 住民意識調査の幸せの設問は1つということですが、ほかの設問との関連性を分析するというようなことです。

KPIについては、分かりにくいということですが、いきなり幸福度を設定することは急にはできないということで、確かにどういうところにゴールを持っていくのかというのは必要ですので、KPIの設定はおいおいになるのかなというふうには思います。

ただ、先ほどWell-Being指標を日野町のやつを見ていただいたということですが、主観的なやつがまだデータがありませんので、どうしても客観的なものというので、あらかじめ設定された機械的な数値というようなところ、その辺はそれを承知の上でどう生かすかというようなところになるのかなと思います。何でできひんのかというのはちょっとよく分かりませんでしたけども、ただ、やっぱりやっていきたいなと思います。

恐らく幸福度を求めていくことによるデメリットはないかなと思っておりますし、これをいち早く取り入れていくことで注目度もあると思いますし、私たちがそれによって根拠のある政策立案を本当に考えていくために、そういう根拠をみんなで作っていくというようなことはすごく重要なことかなと思うので、できれば、再々質問、最後に町長にお聞きしたいんですが、これは、今の情報だけでは、それは研究していかな、まだよく分からんやろみたいな情報量かと思うんですが、私が今提供したのは、ただやっていますよというだけで。

ただ、これは本当にデジタル庁が人材を派遣してくれて、手ほどきしてくれながら、そんなに高い金額じゃなく一定の金額で、いち早くそういうのを取り組む自治体を募集しているというような表現もされていまして、そういうところに私た

ち、例えば議会も一緒に研究をしながら、それぞれ、でも立場が違いますので、目線も違って、ただ、根拠をつくっていくというところは一緒に研究をして、そこから政策立案は別々に走り出してもいいのかなと思うんですが、まず一緒に、例えば議会の皆さんがやりましょと決めたら、執行側も二の足を踏まずに協力してほしいなと思ったりしているところですが、町長はいかがお考えになるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。まさに議会で一定の受皿をいただいて、一緒に何か勉強していこう、研究していこうということには我々も賛同するところでございますので、議会でお決めいただいたら、もう当然、協力はさせていただくところでございます。

課長等も申し上げましたとおり、根本的に施策のKPIとしてつくっていくとなりますと、先ほど申したように、様々な課題や時間や、手間も当然必要かなと思いますが、我々自治体はしばしば、人口とか単なる予算とかで、ある意味ランキングがつけられるようなことがよくございまして、大変嫌気がさしておりますので、まちの価値はそんなもんじゃない、人の数と予算だけで決まっていないと思っていますので、こういう新たな指標があるということは、私は大局的には、大きな視点では本当に賛同するところでございます。

その中でやはり大事なのは、アンケートを経過的に取っていく。他の市町と比べるのではなくて、過去と、住民の方が主観的に、どういうふうに、例えば幸福度が変わってきたか、認識が変わっていくかということアンケートするということは非常に大事なことだと思いますし、あと、短期的にこれが非常に有用な使い方としましては、やはり議論のテーマとして私はすごく、ある意味、委員会の場とかでこういったことを1つの参考として議論をしていくということは、非常に有用なテーマになり得るなと思っています。

例えば、先ほどもありました、客観指標と主観指標の差というのは1つのテーマだと思っておりまして、例えば、客観指標であって1人当たりの医療機関数というものも多分あったと思うんですけども、客観指標では医療機関数が多くて、それなりに評価が高くなっていたとします。でも、主観的な医療の充実度みたいなものが低かったら、何でこんな差があるんやろうと。それはしっかりと周知ができていないのか、そのほかの医療の制度に問題があるんじゃないかとか、そういった次の問題意識に発展することができますので、まずはそういった形で、皆さんと議会の場で議論していくというテーマとして非常に有用な指標ではないかなと感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 何も決まってははいないんですけども、その時が来ましたらぜひ、

調査、研究、実施を一緒にしていきたいなと思います。

最後に、幸福度につきましては、私が思うに、幸福って何やろうと意識したときから幸福度は少し上がると思っています。なので、私にとって幸福って何やろうとか、どうすれば幸福度がもう少し上がるんだろうと話し合うきっかけがあるだけで、1発目にとった幸福度より2回目の幸福度は上がっていると思うんですけども、ただ、いきなり、あなた幸福ですかという、ちょっと怪しい会話になる可能性もあるので、こういう施策としてちゃんと、こういう調査をして、住民さんも一緒に各地域とかでワークショップができればすてきなことだなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ということで、2問目に行きたいと思います。次は、体験格差解消に向けた施策という題名になっております。

先日、学力調査みたいなものが、毎年、国の、またこれランキングですけども、発表されていたりして、日本はいつも上位に、基本的に学力はあると認識しておりますが、今回はその学力ではなく、体験のほうであります。

2021年、文部科学省より令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告が公表されました。文部科学省ホームページには次のように書かれています。

「2万人以上の子どもを0歳から18歳まで追跡調査したデータを用いて、子どもの頃の「体験」がその後の成長に及ぼす効果を分析しました。文部科学省では平成13年に出生した子どもとその保護者を18年間追跡した調査データを用いて、時系列的な観点から、体験活動がその後の成長に及ぼす影響を分析し、その関連性を明らかにしました。特に、子どもが置かれている環境を考慮し分析を行った結果、小学生の頃に体験活動の機会に恵まれていると、高校生の頃の自尊感情が高くなる傾向が、家庭の経済状況などに左右されることなく見られるなどのことが分かりました」。体験が影響するということです。

「「体験」とその効果の関連性を検証した調査研究はこれまでも実施されてきましたが、今回のような規模（サンプル数2万以上）の追跡調査を用いてその関連性を明らかにする分析は、文部科学省として初めての取組」であると。今はこういう追跡したデータというのが日本だけでなく海外でも出ておりますので、かなり濃いエビデンスではないかなと思っています。こういったことがどんどん明らかになるので、今まで私たちが直感で考えていたものが、本当にデータを用いて考えるというタイミングに来ているということです。

そして、文部科学省は、「これまで直感的に捉えられてきた「体験活動は、子どもの成長にとって大切な要素だ」という感覚を、確かな分析方法により裏づけることができた」「これを契機として、全ての子どもたちが置かれている環境に左右されることなく、体験の機会を十分に得られるように、家庭ではお手伝いや読書の習

慣を身につけるようにする、地域では放課後などに地域の大人と遊びを通じて交流する機会を設ける、学校では社会に開かれた教育課程の実現を目指して地域と連携しつつ体験活動の充実を図るなど、地域・学校・家庭が協働し、「多様な体験を土台とした子どもの成長を支える環境づくり」を進めていくことが、よりよい社会創りにつながる」と文科省は言っています。

これを受けて、子どもの教育格差の解消に取り組む公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンが文部科学省記者会での記者会見で公表された調査結果には、「経済的に厳しい家庭の子どもの約3人に1人が、学校外の体験機会が何もない、ゼロ、体験の貧困としており、体験格差という課題があることが明らかになりました」と。こちらについてはまた添付資料の2つ目のほうをご覧くださいと思います。

今回はこのような体験格差解消に向けた施策を考えていくべく、一問一答で質問を行います。子どもというような言葉はよく出てきますが、これは大人にも当てはまることですので、子どもに限った話ではないと考えていただきたいと思います。

また、体験格差というのは何かということですが、格差ということですので、差がある。その差というのは、今回使われる用語としては、もうこれが連鎖していつて抜けられない状態というのを格差というふうに呼んでいますので、体験格差、体験のない人はそこから抜けられないというような現実があるというようなことを前提に質問していきたいと思います。

まず、1つ目ですが、教育長にお聞きしたいんですが、学校外の体験というのは主にどのようなことを指すでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 学校外の体験とはどのようなものかについて、例えば、幼児期・学童期の遊びから家庭でのお手伝い、公民館など社会教育関連団体や民間が主催されるキャンプやハイキング、動植物や星の観察といった野外自然活動、職業体験、農業体験などの活動、地域や自治会での清掃ボランティア活動や、例えば日野祭のような伝統文化歴史活動など、体験活動は大変幅広く、また、多岐にわたると考えているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） あらゆるものが体験と言えそうですね。

教育長にこのままお聞きしたいんですが、では、家でじっとしているもの以外はもう体験かなみたいな感じもしますけれども、例えば、動画視聴またはゲームというのは体験とは呼べないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 幅広く言えば体験になるかなといったことを思っています。

ただ、私どもが子どもたちにつけていきたいなというふうな思いの体験からすると、

若干疑問符がつくかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 同感でございます。ゲームが長いとなぜあかんのかということ、別に構へんやないかという意見もあると思いますが、やっぱり私がゲームが長いことによる問題点があるとすれば、体験が積み重ならないということはやはり思っておりましてので、同意見でございます。

では、体験というのはなぜ重要なのか、教育長、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 昨日も福永議員のほうから子どもたちの状況についてご質問があったところでございますけれども、体験がなぜ重要なのかということについてですけれども、昨日も子どもたちの今の状況ということで、コロナ禍以降の子どもたちの状況についてお話をさせていただいたところでございます。

今の子どもたちに、強くしなやかに、そしてまた強靱に育ててほしいなというふうなことで、心理的、社会的な発達を促すようないろんな教育プログラムを展開していきたいというふうに思うんですけれども、自分でできる力、そしてまた友達同士で支え合う力、そしてまたSOSを出し合うような、そんな力も展開していきたいなというふうに思っているところでございます。

そして、様々な体験を積むことで、子どもたちの主体性、そしてまた挑戦するというふうなこと、そして、意欲や向上心など自分を高めることにつながったり、あるいは忍耐力とか自制心、我慢するなど、自分と向き合う力が身についたり、あるいは異年齢や異文化など多様性に触れたりすることで、共感性や社会性といったコミュニケーションの力が高まるという点からも、人が生活する上で体験というのは非常に重要なことではないかなというふうに認識しています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 自分を高める力、自分と向き合う力、コミュニケーション能力、今まさに日野町青少年育成町民会議でも話し合っているような内容かなと思います。

では、このままお聞きしたいんですが、教育長に、日野町においてこの体験というのは、多分子どもをイメージするほうが分かりやすいと思うんですが、体験は減っているのでしょうか。また、その原因は何だと思いでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 子どもたちの体験が減ってきているように感じるかということについては、減ってきているように感じるというふうに感じています。大きな要因としては、昨日もお話をさせてもらいましたけれども、新型コロナの影響があって、そういった学校行事だとか地域での行事がいろいろと中止される中で、廃止さ

れたこともありました。さらに、それが元どおりに戻っていないというふうなこともあるんじゃないかなというふうなことも感じますし、さらには、野矢議員のほうからご提示いただいた資料の中にもありますように、保護者の経験不足によって、その保護者の経験不足がさらに子どもたちの経験、体験をする機会がなかなか少なくなっているというふうなことがあるのではないかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 資料をちょっと見ていただいて、ご説明しますと、上の段と下の段があります。見ていただきたいのは、上の段は経済状況によって体験のあるなしが書いていまして、それが一番右を見ていただきますと、「体験なし」というグラフが3つあります。これの一番右のグラフの一番左が、経済状況が困窮している家庭は29.9パーセントが体験がないというふうに書かれています。困窮していなくても10パーセントは体験ないんですけど。

さらに下の段は、親が体験があるかないかによって子どもの体験があるかないか。これも一番右の欄を見ていただきたいんですが、全体を通じて、親が体験をしたことがない場合、子どもの体験は半分が体験をしないということで、確実に連鎖しているというふうに思います。キャンプ何で行かなあかんの、全然面白くなさそうやんという人は子どもも連れていかないですよ。ですよというか、という場合がもう半分起きているというようなことです。連れていってもろたことないし、行かんでも生きていけるしみたいな。

そういうようなことなんですが、ちょっとここで教育長にもう一度ここ詳しくお聞きしたいのは、コロナとかで学校行事等、地域行事も減っているということなんですけども、ここで負担軽減をするという改革が町なかでもちょいちょい行われたりして、僕は楽をしても楽しくはならないと思っているんですが、負担軽減をしようという隠れたKPIを達成したら幸福度のKPIは下がるみたいな、いうようなことが実は起きているんじゃないかなと思うんですけども、ここで、もしや先生の働き方改革が若干影響しているのかどうか、教えていただけますか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 教員の働き方改革と子どもたちの体験というふうな観点です。学校行事だけを捉えてみると、働き方改革によって行事がスリム化されたというふうな事案は幾つかあるというふうに感じています。例えば、以前と比べてみると、例として挙げてみると、土曜日だとか日曜日に学年での親子フォーラムというふうな行事が以前はございました。でも、最近は土日にそういった行事をするというふうなことについては、ほぼどの学校でも実施できていないというふうなこともあるんじゃないかなというふうに思います。

その代わりとなっていないんですが、平日に親子で一緒に学年の行事をするとい

うふうなことで、それに見合うような体験をするというふうな取組を進めてもらっているところでもあります。

そういった点で、先生方の働き方改革と微妙に関係があるというふうなことも感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） なかなか難しいところではありますが、ちょっとその辺り、まだ働き方改革、どっちに向かっていくかがきちっと決まっていけないような印象を受けていまして、何かPTAとかいろんな人とうまく話し合って進めていけたらなというふうには感じています。

では、次の質問に移りたいと思うんですが、それぞれの現場から、この体験というのはどんな影響を与えていると考えられるか、また、そこに体験格差はあると感じられるか、また、その原因は何か、解消するため必要なものは何かというのを、4つほどの課にまたがって1つずつ聞いていきたいんですが、まず、不登校担当課長にお聞きしたいんですが、自己理解と自己実現への影響、非認知能力みたいなどころでどんなふうにこの体験が影響しているか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 体験の影響と、そして、格差、その原因を解消するために必要なことについてご質問を頂きました。

まず、自己理解と自己実現への影響についてですが、全ての子どもが自己実現を達成するためには、人として幸せに生きていくための非認知能力、点数では測れないもの、その育成は非常に大事になるかなというふうに思っています。

そのためには、まず、保護者とか周りの大人からちゃんと子どもが話を聞いてもらったり、時には我慢することを教えてもらったり、良いことをすれば承認してもらったりするという、日常のちょっとした体験の積み重ねが非常に大事だというふうに思っています。

しかし、大人とかの多忙化によって、その体験が十分できているかというと、年々減ってきているように感じています。そして、感情コントロールとか対人スキル、人と協力するとか嫌なことでも我慢してちょっと頑張るんやとか、発達の土台が十分育っていない子どもたちが増えてきているように感じています。

加えて、これまでから子ども同士で遊んで、仲直りしたりけんかしたり折り合いをつけたりという、そういう対人スキルや感情スキルを磨く場もかなり減ってきている。さっきのゲームの関係もあるんじゃないかなというふうに思っています。

ということで、もはや就学前から、もう去年から取り組んでおります包括的な生徒指導、発達支持的生徒指導、そういったものが非常に必要になってきているかなというふうに思っています。

先ほどの議論の中にあつた、親の体験が子ども体験にやっぱりそのまま影響するというのはそのとおりで、子育てをしていく上で、親は急に親になるわけではなくて、やっぱりしてもらったとおりの子育てをするというのが人間の生き方やと思うんです。丁寧に育ててもらったお父ちゃんお母ちゃんは子どもを丁寧に育てられるかなと思うので、今、難しいお父さんお母さんは、そこをみんながまた応援しなきゃいけないかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 確実に影響しているというようなところで、実際、機会も減っていてということですね。既に、以前からお聞きしています、非認知能力を何とか育てようというのは、もう学校で、幼稚園から学校まで取り組んでいただいているということで、これはもう本当に、今からここが必要になってくるとかじゃなくて、もう完全にこれが必要だという結論が出て取り組んでいただいているものかと思えます。

不登校担当課長にはまた後ほど、ちょっとお話も聞いていきたいと思えます。

では、次に、子どもの権利への影響みたいな形で、子ども支援課長に、子ども権利条約とかそういうものがあるんですが、子どもの権利にはどんな影響があるか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 野矢議員から体験活動と子どもの権利条約の影響ということでご質問を頂きました。

子どもたちの活動における自己表現を通じまして、自分たちの権利を主張するということは社会に参加していくための重要な手段というふうには思っております。子どもの権利条約の観点からということで、例えば、体験活動を通じまして、子ども自身の意見などを周りの方々に伝えるということは意思の表明権ということになりますし、言葉や音楽など様々な方法で表現ができるということについては、表現の自由ということで当てはまるというふうに考えております。

こうした体験活動は子どもたちの権利を行使し、社会や地域とつながるための重要な手段でありまして、体験活動を支援して広げていくということは、子どもたちがこれからよりよい未来を築いていくためのベースというか基盤になるというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 意思表明権ですね。子ども支援課長にもう1点ここでお聞きしたいんですけども、私、ほかにもこの権利に触れるとといいますか、かと思っております、ちょっと強引かもしれないんですが、差別の禁止というものがあつたり、いわゆる生まれ育ちによって条件が変わらないようにする、これが今のデータでは実

は当てはまっているんじゃないかとか、あと教育を受ける権利、この教育をどう取るかですけども、それが十分に権利享受されているのかどうかとか、あと、休息、余暇、遊びの権利というものに参加する権利が入っているはずで、そういった権利が本人の意思に関係なく享受されているかどうか。

ここでお聞きしたいのは、今これは仮定の話をししましたけども、社会や環境や大人の都合によって権利が行使できていないとすると、子どもにとっては関係のない話で、つまり、その大人の方の問題も解決しなければいけないんだけども、その環境を解決することを待たずに子どもに権利を享受するように社会がつからないといけないんじゃないかみたいなことも考えられるのかなと思うので、これって誰かの家庭の問題ということではなく、完全に社会全体で捉えなければいけない問題というふうに考えられるんじゃないかと思いますが、どうお考えになるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かに、実際、子どもさん自身がなかなかそういう場合、出ていくというのが確かに難しい。もちろん、保護者の方がそういう、あまり興味がないというか、そういうことがなかったら、子どもたちがなかなかそういう場に出れないということはあると思います。

そこで大変重要になってくるのが、よく言われる社会教育的な観点で、地域や、例えば公民館におかれまして、そういった子どもが集える場所なり、そういった子どもの遊び場、体験する場所というところをしっかりと周りの地域なり大人が、保護者の代わりといったらあれなんですけども、整備していくということは非常に大事かなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） そうですね。社会教育、いいですね。周りで囲っていききたいなと思います。

次に、地域共生担当課長に、ウェルビーイングへの影響といいますか、地域共生を考えた上で、やっぱり体験ってすごい影響していると思うんですけど、その辺りどのように考えられるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 地域共生担当課長。

福祉保健課地域共生担当課長（芝 雅宏君） ウェルビーイングへの影響ということで、本当にこの体験の多寡というのはウェルビーイングに大きく影響していると思います。多くの体験を積み重ねてこられた人が、その体験、経験ですね、そういうのを生かして行動、判断していくことで、結果的に自分とか社会によい影響を及ぼすというのはまさにウェルビーイングだと思うんですけども、反対に、体験が少なかったり偏っていたら、やっぱり行動が極端になったり一方的になったりということも考えられます。

なので、日野町には体験できる環境がたくさんあると思っています。そういうところを、既存の環境を活用していくこととか、今、社会情勢の変化で従来の仕組みではどうしても対応できひんことも増えてきました。特に行政だけで対応できないことも増えてきましたので、そういう場合は地域の皆さんと一緒に新たな仕組みを考えていく、そういうことが必要かなと思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） そうですね。体験がないと行動にすごく影響が出るというような気が私もしております。

では、次に、副町長に、地域づくりと申しますか、地域社会への影響をお聞きしたいんですが、人材育成とかまちづくり的な面で、この体験ってどのように関わっていると思われるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 今回の野矢議員の提案の部分につきましては、これは総合計画の中にある「未来を担う人づくり」という、政策1のところにあるんですが、その中の3分野の「地域で子どもを育む」という中に、基本施策の2に、いわゆる青少年の健全育成という部分に大きく関わるんだらうというふうに思っています。

そうした意味で、地域社会への影響については、地域の中で人々と関わることによって、人とのつながりや絆を深めつつ、人間関係や集団でのルールなどを学ぶ、そうしたこととともに、やはり地域の行事に参加、体験を重ねながら成長することで、地域を牽引する、また、まちづくりに参画する人材が育つものと考えておりますが、そうした中で、先ほどから、不登校担当課長もおっしゃっていましたように、最近、親の中でなかなか地域に出てこないという部分もございますし、また、私の地域でも、今まで地藏盆が、2日あったとか、いろんな行事があったのがだんだん縮小されているという。

それが流れの中でそうなっているんじゃないかと、自分たちが子どもだったときにどんだけ楽しい思い出があるのか、その体験をもう一度その地域で共有する、そうしたことを進めていかんなんのではないかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） おっしゃるとおりかと思えます。本当にそうなんですよね。この体験に格差があるということがもう事実かなという形で、いろいろ聞かせていただいて、やっぱり格差もあるし影響もあるし、それをどうやって補うかという、ちょっとむちゃくちゃ難しく答ええないんですけど、今のところ。どうやって補うかというところをちょっと、できれば不登校担当課長とお話ししてみたいなと思うんですが、これ啓発で、チャンス・フォー・チルドレンの人も啓発では無理であると言うてます。

要するに、じゃ、ぼんやりと、この親御さんに言うていったら、この親御さんが体験をさせようとするのかというのは、そこは、これ政策としてはそっちじゃないというようなことを言っていて、効果がそれは薄いだらうと。なぜなら、体験がないからということで、もうそれは結果が出ていると。

それをどういうふうにすれば補っていけるのかということで、ちょっとざっくりと聞きますけど、今、日野町で行われている活動だけでは実は補えないんじゃないかと。つまり、今の結果がもう既に今の結果なので、新しい、何となく、何らかの補い方をしていかないと変わらないんじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 非常に難しい問いをありがとうございます。

まず、少し狭めた感じで考えていることが1つございます。カウンセリングをしているという立場で非常に分かってきているなど思っているのは、虐待を繰り返しているあるお母さん、そのお母さんが虐待をやめていくプロセスの中で、このお母さん駄目じゃないの、あなた虐待やめなさいという指導、叱責とか、教えてもらうことだけでは全く効果がなかったと。ところが、きちっとカウンセリングをしていって、お母さん自身がとてもつらい中でも、それでも一生懸命やってきた中での虐待の結果で、だって大変やったんやねと、お母さん自身が大事にされる体験をカウンセリングの中でしてもらうことに重点を置いてカウンセリングをしていくと、お母さんは自分が大切にしてもらえたという体験があって、そこから初めて子どもを、我が子を大切に扱えるようになっていって虐待が収まっていくということが非常によくある、経験します。

とすると、体験のマイナス、うまくつながらない、連鎖しないということは何とかなげるためには、今の保護者さんにいい体験をさせてあげることがまず1つの視点になるんじゃないかなというふうには思っています。まだそこが、じゃ、具体的にと言われると、非常にまだ案が出ませんが、まず、たちまち1つ、そんなふうにするに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） いい、すばらしい案というか、カウンセリングですね。それはまさに効果があるのかなと。実際カウンセリングってそんなに浸透していないような気も、日本では、していますので、そういうものが1つ効果的のかなと思います。

ほかに案としてちょっと聞いていただいて、感想を聞きたいんですけども、これは既にSELとか授業で入れられているということで、もう僕の仮説ですけども、もしかしたら学習の点数をアップさせることよりも大切なことになりつつあるん

じゃないのかなと思っているんです。国語、算数、理科、社会、体験みたいな感じで。

ただ、科目化するの学習指導要領ですか、とかで科目化されないんでしょうけれども、ただ、学習の点数が悪いとチャレンジ教室があったり、そういうような位置づけで、実は相当大事な体験の時間が取れたり、もしくは、宿題で体験をしましょう、特に長期の休みとか、体験をしましょうがあったり、そうすると大人が、大人が変わらないと駄目なんですけども、勉強を見ようかというより一緒に体験しようかと。一緒に初体験しようかみたいな、一緒に未体験しようかみたいな、ようなことが、10個夏休みに未体験しました、みたいなのが実はできるんじゃないのかなと思います、そんな考え方っていかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 人間の知能が発達する段階に、最初に必要なのが体験だというふうに脳の構造上なっていますので、学力をつけるとか知識を蓄えるというための大前提に体験は非常に大事やというふうに思っていますので、今の点は非常に興味深いなというふうに思いました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ぜひ面白い宿題をちょっと考えてほしいなと思います。

次に、こういった体験をとというのは、お金を持っている人は体験を買うというような、多分、感覚になって、体験を買い競争みたいところが高所得者層ではもしかして行われるのかもしれないんですが、今言っている話は体験格差のほうですので、そういうことではなく、私たちが意識したいのは、体験を生み出すというほうかなと思います。

体験を生み出せる人がどれだけいるのかというのがこの人材になってくるのかなとか、町の施策になってくるのかなと思ひまして、次の5つ目の質問なんです、こういった考え方を社会教育関係団体が、体験格差を解消しようというようなことに課題感を持つことによって、その役割や存在意義が自ら明確になる。私たちは何をやっているんだ、どこに向かっているんだらうというのが共通のゴールを持ち、それによって活動を活性化でき、また、体験の機会創出につながるのではないかなと思うんですが、いかがでしょう、教育長。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 社会教育関係団体の活動における体験の機会をつくり出すことは、とても大切だというふうに受け止めています。これまでから、カルチャー教室においては文化協会の皆さん、そして、スポーツ教室についてはスポーツ協会の皆さんの協力を得て体験活動を実施してきたところではございます。地区の公民館では、様々な地域の団体の皆さんの協力によって、子どもの大会だとか、昨日から

も始まったように、西大路のほうでも通学合宿の取組、さらには夏休み中のいろんな体験教室、大人と中学生の野球大会など、地域の特色を生かした体験活動を実施していただいているところです。

また、町内5小学校、日野中学校では地域学校協働活動本部が設置され、さらに学校運営協議会が設置されるということで、地域と学校が連携・協働する学校を核とした地域づくりを推進するコミュニティースクールの取組が始まりました。

このコミュニティースクールの事業の中でも様々な体験活動をつくり出していきたいなというふうなことを感じているところでございますけれども、ただ、大切にしたいのは、私は、いろんな教室があったりして子どもたちが参加しているんですけども、まだまだ参加している子どもたちは一部の子であるなというふうな認識です。

そのほかにも、いろんな習い事に行ったり塾に行ったり、中学校に行っても部活動に入らずに、いろんなスポーツ団体に加盟しているというふうな子もいるんですけども、そういったことたちはやっぱり環境面でも恵まれた環境にあるというふうな子どもではないかなというふうなことを感じます。

誰ひとり取り残すことがない、そんな教育を進めていくと、そんな体験活動を進めていくということがとても重要ではないかなというふうなことを思いますので、子どもたちが、子どもたち自身の甲斐性で、自分の甲斐性で参加できるというふうなことからすると、もっともっとローカルなコミュニティーをいかにつくっていくのかというふうなことが大事かなというふうなことを思いますし、大人の皆さんが子どもたちのために自分が役立つ、そんな存在になって子どもたちのために参画をしてやってほしいなというふうなことを思います。

そういった大人たちの参画する、そういった役に立つというふうな意識が、1問目にありましたような、ウェルビーイングの果たされたようなまちづくりにつながってくるというふうなことではないかなというふうに感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） まさに本当に体験をみんなで作っていきたいと思うんですが、なかなか体験とか活動をしている子どもが多数ではないというふうなところで、入り口に立ててる子が多くないのではないかなというふうに仮説を持っています。

つまり、さっきの体験の連鎖もありますし、経済状況もありますし、どうやってその入り口に立つのか。それは情報を取れないというのも多分あると思うんですけども、つまり、できるだけその入り口を見せてあげるといふか扉を開いてあげるようなこと。

これはちょっと提案といいますか、今こう言っている体験格差解消みたいなこと

を、社会教育関係団体に本当に強く、何でしょう、裏テーマみたいな感じで持っていただけないかなと。子どもに直接言う必要はないんですけども、君の体験格差を解消するみたいなことは言う必要はないんですけども、そういうものを皆さんが持つことによって、体験を通じて社会に貢献するというようなことが、どこかの、例えば一文に入るとかでもいいんですけども、そうやって行事ごとがつくられていくと、結構つくられ方が変わってくるんじゃないかなと思っているんです。

それによる、こんなんどうというのを、ちょっと感想を教育長にお聞きしたいんですが、例えばPTAにしても、町子連はアドベンチャーキャンプとかしていただいていますし、そういう活動はどんどん続けてほしいんですけど、PTAも何のためにやってんのかなみたいなのが曖昧に、前からあるからやっているというようなところを、これをもし体験を通じて子どもたちに貢献するというテーマを持つとすれば、PTA行事は体験が増えると思います。例えば先生を呼んで何とかしようというところにも、ワークショップが入るものをしたりというふうになっていくんじゃないかなと思っています。

あと、体育祭、文化祭、納涼祭みたいな三大公民館行事の在り方も少し、もしこのテーマが完全に浸透するのであれば、文化祭が体験の場所になる、カルチャー教室が発表の場所だけではなくて体験の場所になる、体育祭もスポーツ協会の何かが、これはスポ天があるのでやってくれてはる気はするんですが、特に文化祭の在り方って結構変わってくるんじゃないかなと。

子どもが入れないサークルの時間帯、いっぱいあります。どうやって入ったらいいかわからないところもいっぱいあります。スポーツもそうですが、初めからきれいに教えてくれないんちゃうかなと思っています。はるところも多分あると思います。

そういうようなところで、行政の皆さんの、各課の行われる研修やセミナーの在り方も、体験をつくり出すというテーマを持ちながらだと、少し在り方が変わってくるのかなと思いますが、そういうものを結構強く共通認識で持つというのはどうでしょう。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 様々な行事があるわけですけども、体験というフィルターでいま一度見直してみるというふうなことはとても重要なことだなというふうに思っています。既存の行事を毎年同じように繰り返しているというふうなことではなかなか発展ができませんので、それをさらに体験というふうな視点で見直していくということはとても大事かなというふうに思っています。

そういう意味からすると、先ほど具体的な例として示していただいた内容については大いに参考にしていきたいというふうなことを思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ぜひぜひ体験を取り入れていただければうれしいなと思います。現在、通学合宿が西大路でも行われていたりしますし、あちこちでもそういう、スマイルアクションとかは結構、体験を意識して、民間の活動としてしていただいているんだらうなと感謝を感じております。

では、最後に、こんな話を考えておりますと、町長にお聞きしたいんですけども、社会教育ですとかまちづくりの在り方といいますか、例えば補助金の在り方も考え直すきっかけになるんじゃないのかなと。体験を生み出しているところに補助金を出せないのかとか、社会教育って何だろうみたいなことをちょっと考えるきっかけにならないのかなというふうにも思ったりしています。

そういう意味で、人材育成やまちづくりのため、未来への投資として、そういった体験を積み重ねるような、例えばですけども、体験・学びクーポンみたいな施策も有効なのではないかと思うんですが、これについては大阪が結構しっかり、大阪市全体でやっているのかな、やっていたり一部のところでやっていたりすると思います。

日野町の場合は、例えばですが、日野町の施設、グリム冒険の森に、行かなければ予算発生しないんですけども、に行くクーポンが町民に与えられるとか、町民割引ないですから、基本的に。多分、いや、言うても高いやろというて行っていない人もいるのかなと思ったりします。

わたむきホールで本気の学びを、全部本気ですけども、何かプロの方が来てくださった、本当のオーケストラとかも、やはり無料じゃないもの、子どもがこの値段はちょっと出せないなという人たちもいるんじゃないかなと、同じような感覚で。アドベンチャーキャンプもそうです。そういったところとかも、特に町の絡んでくるようなところの学びクーポン、体験クーポンみたいなものというのは結構この間口を広げる、友達同士で誘って行ってこれるような距離感で、そういうふうな施策になるんじゃないかなと思いますが、町長、いかがお考えになるでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。本当に重要なテーマで論じていただきまして、ありがとうございます。

この体験・学びクーポンなどこういったことも、教育委員会を含めてやっぱり研究して行って、子どもたちに、どんな環境であろうが、等しく、あるべき体験をしていただけるように思えるというのは大人の役割ではないかなと感じているところでございますし、あと、教育長も申しましたように、様々な、かねてからやっている事業も、この体験とか子どもというものをテーマにして組み直す。

例えば南比公民館さんなんかは、あらゆる、ほぼ全ての事業を確か子ども関わらせているというふうに組み替えてやってくださっていますし、今お話ございました

スマイルアクションはコロナ禍において、1年限りでございましたけれども、あれは多世代、子どもも含めた多世代で、ちょうど絆がもう失われているときでしたので、ところにはしっかり支援するという趣旨にしてスタートしました。

1年で終わりましたけれども、まさに西大路公民館さん、そのときに生まれたグループさんが今でも活発に活動いただいているということなので、そういった趣旨での新たな補助の制度か、既にあるものをそういう趣旨に組み替えるとか、そういった、できるところからやっぱり意識してやっていくということをやっていければなと思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） もう質問はしませんけれども、大変、この体験というものをテーマに取り上げたんですけど、やっぱり格差というのは簡単には埋まらないし、もう出来上がってしまっているもので、結構、本人の、何でしょう、本人の意思と全く関係のない環境に置かれているというものはやっぱり何とかしたいなというふうにすごく思いますので、すごく目新しいことをやろうというよりは、少しずつの皆さんの工夫や大人の力でその辺が解消できるんじゃないかなというふうに強く思っています。

ちなみに、学びの入り口という意味では大人も、例えばスポーツに関しては、ちょっと教えてくれる場所ってあんまりない気がするんです。趣味の方ががっつりやっているか、スポーツ協会ももう本気かなみたいな感じで、どこで習ったらいいんだろう、新たにこういうのを始めるにはどうしたらいいんだろうと結構思っている大人も恐らくいると思います。

そういったところが連鎖すると思いますので、大人のための何とか教室、大人のための何とかにも、これ子どもも一緒です。子どもも大人も同じく、同じ場所で活動できるともっと楽しいかなとも思いますので、ぜひその辺りも一緒に考えながらつくっていただけたらと思います。

これで質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 最終発言者です。よろしく願いいたします。

それでは、私からは分割式で2項目お尋ねしたいと思います。私は町の形であるとか政策の考え方であるとかいう外観的な質問はいたしませんので、具体的な質問いたしますので、ぜひ具体的なご答弁を頂けたらというふうに思います。

まず、1つ目ですけど、学校給食の無償化に向けた取組とその財源についてお尋ねいたします。

昨今の物価高騰により、学校給食費の経済的負担を重く感じる子育て家庭が増えてまいりました。配付資料の①の1をご覧くださいますと、滋賀県内では既に高島

市、豊郷町、甲良町、竜王町が小中学校における給食の完全無償化を実施しておりまして、長浜市は小学校、草津市と湖南市は中学校において給食費の完全無償化を実施しております。これは先ほどの質問で加藤議員からもお話がありましたとおりでございます。

そこで、日野町における学校給食の無償化についての取組と無償化に向けた財源確保についてお伺いたします。

まず、1つ目ですけれども、学校給食無償化は、住民にとって家計の負担軽減、子どもの平等な教育環境の実現、地域全体の子育て支援の充実、子どもの健康と成長のサポートなど、町民生活に大きなメリットを生むと考えますが、無償化実現に向けた取組や検討は行っておられますか。

これは加藤さんが質問されましたので、本当は割愛しようかと思っておりましたが、加藤議員のご質問の趣旨は、今ある財源のやりくりの中でということでした。私はそういう限定はしておりませんので、国の補助も交付金もしっかり使っていた上でもできないかなということでございます。

2つ目、学校給食無償化の実現は町行政にとって、短期的には財政負担が過大となる可能性が確かにございますけれども、長期的には人口増加や税収増加、地域経済の活性化といった波及効果が期待できます。学校給食の無償化は町行政にとって、費用ではなくて未来への投資と考えるべき施策だと考えますが、学校給食無償化が生むこれらの波及効果について試算や検討を行ったことはございますでしょうか。

3つ目ですけれども、学校給食において自治体間格差が生じることは本来あってはなりません。これは加藤議員もおっしゃっていたとおりだと思います。それゆえ国の関与は必要不可欠なものでありますけれども、各自治体によって給食の仕組みや構造が大きく異なっておりますため、これを国が一律のシステムで無償化することは現実的ではないと私も思っております。そのため、現在、無償化を実施している自治体では、地方交付税交付金、一般財源（自主財源）、地方債、ふるさと納税の寄附金、国の特別交付金や補助金、企業や団体からの寄附、企業のCSR等の取組、CSRというのは企業のボランティアみたいなもの、社会貢献ですね、が財源となっている場合がほとんどでございます。

当町の学校給食を無償化するためには年間約8,000万円近いお金が必要となりますために、全てを一般財源で賄うことには当然無理があると思われませんが、当町が利用できる交付金や補助金の中で学校給食費の無償化に活用できそうなものにはどんなものがありますでしょうか、具体的に教えて下さい。

以上お願いします。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する教育長の答弁を求めます。

教育長（安田寛次君） 給食費無償化とその財源につきまして、ご質問を3点頂きます。

した。

1点目の、無償化に向けた取組や検討については、これまでから町として米代の無償化や経済的に厳しい家庭への就学援助費の支給などに取り組んできたところですが、全国的な無償化の動きもあり、日野町においても財源の課題を含め、研究をする必要があると考えています。

2点目の、給食費の無償化の波及効果の試算や検討については、給食費を無償化することにより子育て世帯が移住することのきっかけとなった効果などにつきましては、県内の事例も含め認識しておりましたが、その世帯が日野町で生活していた際の波及効果までを検討したことはありません。議員がご指摘のように、長期的に見て人口増加や税収増加、地域経済の活性化といった波及効果についても今後研究してまいりたいと思います。

3点目の、給食費無償化の財源については、現在のところ給食費の無償化に直結した国からの財源措置がないため、今後、国の補正予算などの動向を見極めながら、町全体の予算執行を考慮して、まずは物価高騰による賄い材料費等の増額分を給食費に転嫁することのないように努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、再質問させていただきます。

1問目のところで研究をする必要がというふうにもまた出ましたので、ちょっと心配になってきたところでございますけれども、まず、その1問目についての再質問ですけれども、現在、町内の小中学校に通う児童のうちで、経済的な理由などで就学援助などを受けて給食費が支給されている児童数は何人ぐらいでしょうか。全体の何パーセントに当たるでしょうか。また、その支給額は年間の総額でいくらになるでしょうか、お尋ねします。

2つ目ですけれども、長期的に見て人口増加や税収増加、地域経済の活性化といった波及効果についても今後研究していくとの、ちょっと心配なご答弁でしたけれども、給食費の無償化は、私が考えるに、次のようなメリットを生むと思います。

まず、1つ目に子育て支援による住民満足度の向上。これ無償化は児童に対する直接的な経済支援となります。子育て世帯に一般的な補助金を給付した場合に、それが、失礼ですけど本当に子どものために使われたか、確かめるすべはございません。しかし、給食費の無償化なら確実に子どもへの直接支援になります。また、町が姿勢を示すことにより町民の生活満足度が向上し、先ほどからウェルビーイングの話も出ておりますけれども、町全体の福祉水準が高まると私は思います。

2つ目ですけど、移住・定住の促進。これは今、教育長からもおっしゃっていたとおりで。これ先ほども挙げましたけれども、子育て支援施策としての無償化は他地域と比較しての優位性を生み出します。子育て世帯にとって魅力的な施

策として、日野町への移住や定住を促進する効果も期待できると思います。

3つ目の効果として、教育の平等性が向上いたします。給食費の負担や心配は、生活が苦しい家庭にとって保護者だけでなく子どもの心にも大きな影を落とします。子どもは大人が思うよりも家庭の状態や親の心配事に敏感です。このような不安が解消されることで、全ての子どもが同じ条件で給食を受けられるようになります。貧困の有無にかかわらず教育の平等性が向上し、町の教育水準が全体的に底上げされると思います。

4つ目の効果ですけど、健康増進と医療費削減の可能性もあると思います。無償化により、家庭の経済状況に関係なく、子どもたちが栄養バランスの取れた食事を摂取できます。また、苦しい家庭では給食費に回していたお金で、今度は家庭での食生活が僅かでも豊かになるかもしれません。例えば目玉焼きが1個増えたりハンバーグが1品増えるだけで、子どもは家庭での食事がより楽しく、うれしいものになるかもしれません。また、子どもの健康状態が改善されることで、将来的に医療費削減の効果も期待できると思います。

5つ目に、行政のブランドイメージが向上します。子育て支援を積極的に行う自治体として、日野町の認知度がさらに上がります。他の自治体やメディアからの注目も集め、地域ブランドの向上にもつながります。ご存じだと思いますけれども、昨年度、多賀町さんがこの給食費無償化に向けて、期限はいつとは言わないけれども、取り組んでいくと言われただけで、ニュースあるいはネットのほうでも大分これが報道されました。今のところ第3子以降が無償化ということで、ただ、必ずいつかは、いつかはという言い方はおかしいですけれども、無償化に持っていきますということはおっしゃっていらっしゃるね。これだけでも大きなニュースになっているわけなんです。

このように、数値化できるもの、できないものも含めて、給食費の無償化はお金が出ていくだけのマイナスではなく、考え方や捉え方次第では大きなメリットも生み出してくれると思います。先ほどのご答弁では研究するとのことでしたけれども、数値化できるものもできないものも含めて、ぜひ真剣に給食費無償化の波及効果を考えてみていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

3つ目ですけれども、現在のところ給食費の無償化に直結した国からの財源措置がないとのことでしたけれども、最初に述べたように、各自治体によって給食のシステムが大きく異なっております。県内の19市町、全国で1,724の市町村ございますけれども、これがそれぞればらばらですので、これに対し国から直接、給食費の無償化という名目で財源措置を一律で交付することは、多分、不可能に近いんじゃないかなと私は思っております。

ですが、資料①の2にございますように、10月ですか、石破総理が記者会見で、

下線が引いてあると思いますけれども、このように述べていらっしやいます。ちょっとそこを朗読させていただきます。下線引いてあるところです。

「国による一律の対応では支援の手が届かない方々に自治体がきめ細かく支援をする、そのための交付金。これらによりまして、エネルギーや食料品価格の高騰に苦しむ方々への支援、エネルギーを多く使用され、価格転嫁が困難な中小企業の皆様、農林水産業の皆様への支援」。その次に、「学校給食費への支援、そのようなことが行えるようにしてまいります」ということで、これ重点支援地方交付金の活用方法についての会見の中で述べられたわけですが、こういうこともおっしゃっていらっしやるわけです。

2005年に制定されました食育基本法では学校給食を食育の場と捉えまして、一般教科学習と同じように学習の場というふうな見方をしているわけなんです。このことから、教育関連の補助金などの中には、全ての子どもが平等に給食を受けられる環境を整え、食育をさらに推進するための政策的措置として利用できるものもあるのではないかと思います。

例えば、幾つか例を挙げますと、先ほどの資料の今度①の3見ていただきますと、重点支援地方交付金と書いてありますけれども、などの地方交付税交付金、これは地方自治体が基礎的な行政サービスを提供できるように国が交付する財源ですが、給食費の無料化は自治体の教育支援政策の一環とみなされるために、地方交付税の用途として認められる可能性もあるんじゃないでしょうか。

また、もう1つ、こども家庭庁関連の支援制度。先ほども野矢議員のお話の中で、こども家庭庁あるいは子どもの権利条約、こういったものが出ておりましたけれども、子育て支援や教育負担の軽減を目的とした交付金や補助金がこども家庭庁関連の支援制度で提供されておまして、通常は子ども食堂などの食育関連や教育負担軽減を目的とした助成金として活用されているわけですが、子どもの健康支援や栄養管理を理由に、給食費無償化に充てることも可能なのではないかと思います。

そして、文部科学省の教育関連補助金。文部科学省が提供する教育に関する補助金の一部を給食費に充てるのが可能だと思います。例えば、学校施設環境改善交付金は学校給食に関わる施設改善や設備更新時に活用可能な交付金で、これは既に利用されていると思いますけれども、学校保健特別対策事業というのがあり、健康促進事業の一環として給食提供を強化する際にもこれは適用できます。

また、地域少子化対策重点推進交付金。少子化対策として子育て支援を推進する自治体を対象に交付されているものですが、教育費や食費負担の軽減を少子化対策として給食費無償化に利用することもできます。これできるというふうに書いてございます。

デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプ交付金。これも地域活性化や人口増加を目指して地方自治体が実施する施策を支援する交付金ですけれども、子育て支援や教育充実策として教育費無償化の計画を提案することもありだと私は思っております。

ほかにもあると思いますけれども、このように食育基本法にのっとり給食を教科教育の一環として捉えると、使える交付金や補助金もいろいろあると思いますし、少子化対策や地域の活性化、人口減少対策と捉えると、さらに利用できるものも増えるのではないのでしょうか。この点についての見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 後藤議員さんのほうから学校給食費無償化につきまして再質問を頂戴いたしました。

まず、1点目の、就学援助費で給食の今の支給の児童数、それから支給割合、支給額についてです。給食費の支給人数につきましては221人です。これは小学校、中学校込みです。額が915万3,000円になります。率は15パーセント程度、おおむね15パーセントということになります。

それから2点目の、いろんな、いわゆる波及効果と申しますか、給食費を無償化することによるいろんな町への効果ということで、本当に多岐にわたっていろいろご提案いただいた中で、なかなか今までこういう思考で考えておりませんでしたので、申し訳ございません。そういう意味では、教育委員会内部なり町全体でそういう議論をしていく中で、今おっしゃってくださったような、子育て支援の住民満足度につながることであるとか、日野への移住につながることであるとか、健康増進につながることであるとか、これまでの考え方にとらわれることなく活発な議論をする中で、その効果についてもまた研究して、また研究で申し訳ないんですが、研究してまいりたいというふうに思います。

それから、3点目の財源のところでございます。これも大変いろんな、幅広い視点でご指導、こういうふうに教えていただいてありがとうございます。ただ、そこがどういうふうに、恒久的に給食費を無償化していくところにつながるかとなると、例えばデジ田ですと3年間という期限があったりとか、いろんな、ほかの財源を圧迫するということにつながってもまたいろんな支障がありますので、総務課のほうとも協議をする中で、いろんな財源確保についてはまた庁内で協議をして、少しでも有利な補助金等を活用できる中で給食費に充ててまいりたいなというふうに思います。

それと物価高騰の交付金でございます。こちらのほうももう既に国から、文科省からも給食に来ていますし、町全体のいろんな課にもこれまでの交付金と同じように通知が来ておりまして、総務課のほうで取りまとめて、物価高騰の経済対策にこ

れからするという、今、協議の段階に入っておりますが、ここの額も日野町に頂ける額をそのまま全部給食に使えるというものでないですので、先ほど教育長が答弁で申しましたように、たちまちはこの物価高騰の影響が保護者の方の給食費に転嫁することのないようにというところはまず教育委員会としても総務課と協議をしておりますので、その上で、その上において、さらにまた研究をして、庁内でも議論をして、少しでも子どもたちの給食が健やかになりますように、また検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 研究という言葉を使っていたきましたが、ぜひ本当の意味での研究をしていただきたいというふうに思いますし、研究された成果や結果、これもまたぜひ教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

資料にもつけておりますように、総理自らがこの重点支援地方交付金、こういったものを給食費無償化にというふうに、給食費と名指しでおっしゃっているぐらいですので、国もそっちにかじを切ろうとしているんだと思います。

いろんな会議に出ておりましても、私も滋賀県の給食主食供給協議会に入っておりますけれども、この中でもやっぱり、2年前からこれ協議いろいろ重ねておりますけど、その中でもやっぱり、各市町、19市町しかない滋賀県でもそれぞれがもう給食のやり方がばらばらなんです。例えば日野町は、先ほども議論出ておりました自校式ですけども、これ滋賀県でうちだけですし、よそは給食センター式ですし、その給食センター式の中でも、本当に自分の町で給食センターを運営しているのって2つしかありませんし、あとはほとんど業者委託になっておりますし、そうしたらもうそれぞれスタイルが違うわけなんです。

これを国から一律に、これ給食費用の補助金だよとか交付金だよというのはやっぱりこれ普通考えて、難しいというより、できないと思います。ですから、給食費のためにも使える交付金あるいは補助金いうのを出していくしか国は方法はないと思うんです。それをやっぱりできるだけ給食費に充てていただけるように。

先ほどもお話ししましたように、2005年から給食というのも食育の一環であって、教科学習と同じような目で見ていきましょうという流れになっておりますので、そういう意味では、皆さんが同じ平等な体験あるいは学習を子どもたちができるようにということになりますと、やはり所得のある家ない家で給食に対する不安があるないというのは子どもの心にも響きますので、ぜひそのところをしっかりと考えていただきたい、対応していただきたいなと思います。

本当に私らよりも、赤尾先生もいらっしゃいますし、よくご存じだと思いますけれども、安田先生もずっと教員やっていたので十分お分かりやと思いますけど、大人が考えている以上に、子どもって大人の表情1つ、あるいは心の中のぶ

れなんかもすぐ見通しますよね。怖いと思うときもあるぐらいです。だから、やっぱり給食費に対する不安を親が抱えておりましたら、絶対子どもにはそれ感染しますので、そういった思いを子どもにもさせたくないし、子どもを持つ親にもさせたくないですから、ぜひしっかりお願いしたいなというふうに思います。

3つ目についてだけちょっと再々質問いたしますけれども、日野町の場合、給食費無償化を実現しようと思いますと、先ほど挙げたような交付金や補助金の活用がもう絶対不可欠になりますけれども、約8,000万円のうち一般財源として、ぶっちゃけた話どれくらいだったら拠出可能なのでしょうか。

これはこっち向いて聞くよりこっち向いて聞くほうがいいのかもかもしれませんけれども、給食費無償化を実現している市町は、配付資料にあるように、県内にも増えてきておまして、さらに無償化に向け検討中のところもございます。日野町が今まで無償化に向けかじを切ってこなかったのは単に財源の問題だけなのでしょうか、それとも、ほかにも無償化しないほうがよいと思われる理由があるのでしょうか。もしありましたら、その点を教えて下さい。

もしも財源以外に無償化に至っていない理由がないようでしたら、これを機会に、無償化できるかどうかではなくて、どうすれば無償化できるかに向けて計画を考えていく方向にかじを切っていただけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 総務主監。

総務主監（吉澤利夫君） 後藤議員から財源のお話を頂きました。一般財源ということですが、給食費の無償化につける財源ですけれども、なかなか使えるお金が実質はないというのが実情でございます。やはり、一般財源を投入しなければならないのかなと、こういうことは考えておりますが、ただ、財源につきましては、先ほど次長も申しましたように、いろんな交付金がございますので、いろんな交付金を探して、また、当然ながら短期で終わるようなことがあってはまた困りますので、恒久的に使えるような何か財源ないかというのはまた引き続き、教育委員会を含めて研究してまいりたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） やはり財源が大きなところかなと思います。米代を無償化にするときに教育委員会に私ちょうどおりましたので、かなりこれも、年間800万を恒久的にずっと無償にするかどうかというのも庁内でかなり議論させていただきました。800万が10年たてば当然8,000万ですとかいう大きな話になってきますし、実質、今、給食費は、人件費もですし燃料費もですし修繕費も上がっておりますので、5年度ベースで歳出が2億超えていますので、それを一般財源で出している。

そのうち8,000万が給食費で返ってくる。返ってくるというか、負担金として収

入があるというような状況の中でいきますと、1億を超えるお金を給食費で一般財源で出しておりますので、ここにどんだけ注入できるかということは、やっぱり町単独では厳しい中で、総務主監も申し上げましたが、有利な補助金であるとか恒久的に活用できるものをまた研究して、他市町がどのようにされているかということも含めて勉強させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。行政の方の存在意義、第一義はやっぱり町民福祉、住民福祉であると思います。福祉というのは幸せいう字を2つも重ねて書くわけですから、そういう意味では全員が、この町の全ての方々がやっぱり自分が大切にされているという自覚を持って生きていける、そういう町になってほしいなと思いますので、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

標準財政規模が約76億円の当町で、しかも、今日、山本議員の質問にもありましたように、実質単年度収支が今はマイナスになっている。こういった中で給食費を約8,000万近く負担していくというのは大変なことであることはもう十分分かります。ですが、全ての親御さんが、給食費も含めて毎日不安なく、笑顔で本心からの笑顔で「行っていらっしやい」と子どもを送り出せる町にしていくために、ぜひしっかりと給食費の無償化に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目ですけれども、国道307号の渋滞緩和と安全対策に向け、中在寺から必佐地区を結ぶ路線の整備を望むということで、中在寺交差点から松尾北交差点に至る国道307号の渋滞はかねてより大きな問題となっており、その緩和や安全対策については、地域住民や工業団地立地企業からも常に要望が出されております。

同路線は日野第一、第二工業団地やダイフク滋賀事業所さんの操業に伴う物流道路としての重要な役割を担っておりますが、同時に地域住民の生活道路としての役割も担っております。また、一部、子どもさんの通学路にもなっております。

本路線の渋滞は当町にとって、法人税、固定資産税等の自主財源確保の要となる立地企業さんの業績の妨げとなるだけでなく、現在開発中の鳥居平・松尾工業団地への企業誘致にとっても大きなハンデとなりかねません。

さらに、令和4年2月3日に日野町林業センターにて開催された滋賀県土木交通部道路整備課による名神名阪連絡道路住民説明会では、国道307号の当該路線における自転車絡む交通事故の発生率は滋賀県や国の平均と比して約2倍に上るというデータが示されました。

そこで、国道307号の当該路線における渋滞緩和に向けた周辺道路の整備についてお伺いいたします。

まず、1つ目ですけど、令和2年3月定例会および令和4年6月定例会の一般質問にて、中在寺地先と必佐地区を結ぶ道路を再整備し、これを蒲生スマートインターチェンジや甲賀市と工業団地を結ぶバイパスとすることにより、国道307号の渋滞緩和と町内立地企業の物流円滑化を目指していただくよう要望をさせていただきましたが、その後の検討はしていただいているか、また、要望している新たな路線に対し、どれくらい必要性を感じていらっしゃるか、お尋ねします。

2つ目に、ダイフク滋賀事業所さん内にて新たに用地および周辺道路の整備を予定していらっしゃるというお話を聞きます。把握されている情報のうち、この場にて公表できるものがあれば示していただきたいと思います。

3つ目ですが、令和5年4月1日に、名神名阪連絡道路計画のうち名神高速道路八日市インターチェンジ付近から甲賀市土山町の国道1号付近までが重要物流道路の計画区間に指定され、これで計画全線が重要物流道路に指定されたことになりましたが、同計画道路が完成し供用が開始されるまでには約20年前後はかかると思われます。

しかし、気象庁などのデータでは、マグニチュード8から9クラスの地震発生が予想される南海トラフ巨大地震が今後30年以内にこの地で発生する確率は70から80パーセントと言われております。2011年3月11日に発災した東日本大震災や本年1月1日に発災した能登半島地震の例を見ても、主要道路が破断した場合、並行して走るダブルネットワーク路線の存在がその後の救援活動や復旧活動に大きく影響することが明らかとなっております。

このような大きな災害がなくても、3年前の大雪では国道307号の中在寺から安部居間の交通が長時間完全に停滞し、住民や物流に大きな混乱が生じました。湖東、湖南地域を南北に貫く国道307号のダブルネットワーク路線が存在しない現在、もしもの災害発生時の救援、復旧の要となる路線を町はどのように考えていらっしゃるか、この点もお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは国道307号における渋滞緩和に向けた周辺道路の整備についてご質問を頂きました。

1点目の、中在寺から必佐地区をつなぐバイパスについては、以前からご要望いただいております、国道307号の渋滞緩和対策の議論と併せ、企業協議会や滋賀県と対策を検討してきたところです。この道路が整備されることで国道307号および県道石原八日市線へ流入する車両が減少することが期待できるため、渋滞緩和や円滑な物流の確保につながる道路であるという認識をしております。

現在、道路整備は滋賀県道路整備アクションプログラム2023に計画を上げ、整備を進めております。ご要望いただいておりますこの道路は次期計画に上げる候補路

線の1つであると考えております。

2点目の、周辺道路の整備に関しては、滋賀県で閲覧できる開発登録簿によりますと、現在の町道中在寺石原線がダイフク滋賀事業所の敷地を分断する形となることから、東側のため池沿いに新設の道路が計画され、湖南サンライズの団地内道路の手前で現道に接続する計画となっております。

3点目の、災害時のダブルネットワークとなる道路整備に関しましては、名神名阪連絡道路の早期着手が望まれるところですが、現在、滋賀県、三重県が国と事業スキームについて協議を行っており、時間を要しているところです。

日野町における道路ネットワークですが、町では町道西大路鎌掛線の道路整備を進めており、この整備が完了すれば広域農道と接続されることで国道307号のバイパス化が図れ、災害地のダブルネットワークになると考えております。このことから、少しでも早く町道西大路鎌掛線が開通できるよう取組を進めたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、1および2の質問について再質問させていただきます。

次期滋賀県道路整備アクションプログラムにおける候補路線であるのご答弁を今頂き、大変ありがたく思っております。今後、日野町として安定した自主財源確保のためにも、町内立地企業さんからの法人税や固定資産税などは大変重要なものとなります。鳥居平・松尾工業団地への企業誘致の進捗具合や第一、第二工業団地、また、ダイフク滋賀事業所さんなどの業績次第で当町の今後の事業や施策も大きく左右されてしまいます。その意味でも、町の生命線とも言える物流路線の整備と言えると私は思っております。

まずは県の次期アクションプログラムにしっかりと上げていただけるよう強くお願いしたいと思いますが、現在、町内にはほかにも次期アクションプログラムに上がることを期待されている路線があると思います。その中でも、この307号を迂回するバイパス路線を上げていただけることを期待してもよろしいでしょうか。

また、先ほどのダイフク滋賀事業所さんのため池沿いに新設され、湖南サンライズ団地内道路の手前で現道に接続する計画は、ダイフクさんが道路整備を行って、その上で新しい道路を町道として移管するという解釈でよろしいのでしょうか。また、これダイフクさんのことですので町の事業ではございませんけれども、今、予想されるのは、いつ頃それが供用開始になるか、もし分かれば教えていただきたいと思っております。

また、配付させていただいております航空写真の資料、グーグルの、これをご御覧いただきたいんですけども、この図の黄色い線は以前の私の一般質問で要望し

た道路整備のルートを示してありまして、今回、ダイフクさん周辺については、ダイフクさんによって写真の中のため池に沿ったルートが新しく整備されるということですが、湖南サンライズ団地から先の石原鳥居平線へ接続する部分の整備については、図の破線で書いた、新しく整備された山本の農道に接続する方法と、もう1つは、そのまま真っすぐ伸びております実線で示したように、さらに石原寄りへ接続するルートとが考えられると思いますけれども、アクションプログラムに上げる場合はどちらのルートで考えられますか、この辺もお伺いしたいと思います。

そして、3問目の質問についての再質問ですが、西大路鎌掛線の整備が完了すると、国道307号のバイパス化と災害時のダブルネットワークとしての位置づけができるということですが、西大路鎌掛線は以前の議会にて、その当時の建設計画課長が令和9年供用開始と明言されたことがございますが、実際には現在の進捗から見て難しいように感じます。現段階で全線供用開始はいつ頃になりそうでしょうか。これ毎年聞いておりますけど、今現在の見通しでお答え願います。

また、町内を通る国道307号の災害時ダブルネットワークとしては、西大路鎌掛線から広域農道に至る町内の東側の路線、そして、今回要望しております中在寺から必佐地区への路線を経由して国道477へと至る西側の路線の2本立てとすることで、より災害時の救助活動や復旧活動に幅が広がると考えますが、この点についての見解を伺います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 後藤議員より道路整備について再質問を頂きました。

まず、今回、中在寺から必佐へ抜けるバイパスの次期候補路線のというところのご質問でございます。まず、次期候補路線にまだ上がると決まったわけではなくて、候補路線である認識をしているというような状況でございますので、その辺の調査からまず進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

2点目につきましては、ダイフクさんの開発がされれば町道のほうに移管されるのかというところにつきましては、移管の予定でございます。

3点目の供用開始の予定というところでございますが、こちらにつきましても、ダイフクさんの開発の計画の中でございますので、おおむね令和8年度予定で確認をしているところでございます。

続きまして、先線の計画が2つのルートであるけれども、どちらの計画があるのかというところでございます。まずは、候補路線でございますので、両方の路線で検討をしたいというふうに思います。まず両方の路線を調査して、効率的な路線のほうを選択したいというふうに考えるところでございます。

3点目の質問の中で、西大路鎌掛線の完了年度というところでございます。西大路鎌掛線につきましては、今現在、県外の土地所有者の方とコンタクトを取って

るところでございます。目標年度というところになります。以前から目標とする年度については令和15年を目標にしておりますので、何とか15年に開通するように、今現在、頑張っているところでございます。

もう1点、バイパスのところでございます。西側のルートというところでございます。畜産技術センターのところから国道477号線に抜ける道路があるかと思えます。ここらについては道路ができていない状況でございますが、そちらの路線につきましては農林課の事業を使って農道で整備したという経過もございますので、今後の取組については、そういうような対策を、いろんな事業を考える中での取組ということで考えていければというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） できれば、このダイフクさんの造ってくださる道路から先の部分、もし石原鳥居平線に接続できるという形でしたら、本当は山本の新しい農道のところにつないだほうが477へは抜けやすくなるのではないかと思いますので、このほうが利用価値も高いですし、物流関係の車にとっても通りやすい道になるんじゃないかなと。そうしないと、一旦反対向きに引き返して、もう1回入らないといけないということになってきますので、ぜひそういうふうに考えていただければなというふうに思います。

また、災害のときというのは、本当は災害なんか起こってほしくないですけど、やっぱりダブルネットワーク、トリプルネットワーク、もっとあったらそれはそれで良いにこしたことはないですね。特に、サンライズは人口が日野町の中でも集中している場所でもございます。このところから人が行き来できる状態にしておかないと、救助も入れませんし、そういう意味では大事なことじゃないかなと思いますので、このダブルネットワーク化いうところを主眼に置いていただいて、ぜひ道路のほうの整備もしていただきたいというふうに思います。

もう再々質問はいたしませんけれども、今回要望しております中在寺から必佐地区へ抜けるバイパスのこの路線の必要性というのは十分に認識していただいているとは思いますが、物流の円滑化やそれに伴う町内経済の活性化というだけでなく、生活道路、通学路としての国道307号の安全性向上という意味でも、しっかりと実現にこぎ着けていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程を終わります。

委員会審査および調査につきましては、16日午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会、17日午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から厚生常任委員会、18日午前9時から空家対策特別委員会、午後2時から議会改革特別

委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

12月25日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 18時11分 —